

平成 2 5 年度

包括外部監査結果報告書

「文化産業局の事務の執行及び所管の財政援助団体の管理運営について」

倉敷市包括外部監査人

加瀬野忠吉

目 次

第 1 章	包括外部監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の実施期間	1
4	監査の体制	1
5	利害関係	1
6	監査テーマの選定理由	1
7	包括外部監査の手続・経過	2
第 2 章	文化産業局の概要	7
1	文化産業局の組織・職員数	7
2	文化産業局の予算	16
3	文化産業局の主要事業	19
第 3 章	倉敷市行財政改革プラン 2011	36
1	倉敷市における行財政改革の経緯と現状認識	36
2	計画の概要	36
3	具体的な実施項目	36
第 4 章	監査にあたって	38
1	倉敷市の文化観光及び産業振興の重要性と監査の必要性	38
2	文化産業局が所管する補助金事業について	39
3	文化産業局が所管する公の施設について	50
第 5 章	監査の結果及び意見	59
第 1 節	総論	59
1	はじめに	59
2	全体意見	59
第 2 節	各論	64
1	文化振興課	64
2	観光課	108
3	スポーツ振興課	124

4	国際課	153
5	商工課	156
6	労働政策課	195
7	農林水産課	217
8	耕地水路課	252

第1章 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（以下、「自治法」という。）第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 監査の対象

（1）対象事項（選定した特定の事件）

文化産業局の事務の執行及び所管の財政援助団体の管理運営について

（2）対象箇所

文化産業局の対象事項に関係する全部局及び所管の財政援助団体

（3）監査対象年度

平成24年度。ただし、必要に応じて平成23年度以前も監査の対象とする。

3 監査の実施期間

平成25年6月20日から平成26年2月17日まで

4 監査の体制

包括外部監査人	弁 護 士	加 瀬 野 忠 吉
同補助者	公認会計士	宮 崎 栄 一
同補助者	公認会計士	上 坂 岳 大
同補助者	弁 護 士	長 谷 川 威
同補助者	弁 護 士	小 松 原 玲 子

5 利害関係

包括外部監査人及び各補助者は、いずれも監査の対象とした事件について、自治法第252条の29に規定する一切の利害関係を有していない。

6 監査テーマの選定理由

倉敷市では、平成8年2月に「倉敷市行財政改革大綱」を策定して以降、行財政改革の実施を継続して行ってきた。そして、最近の地方公共団体を取り巻く環境の変化、特に地方分権の推進や経済状況・財政構造の変化、インフラ・施設の大規模修繕時期の到来等を踏まえて、平成23年1月には「倉敷市行財政改革プラン2011」を策定し、上記のような社会経済状況の変化に対応した行財政改革の推進を行うこととしている。

そして、平成23年3月に策定された倉敷市第六次総合計画及びその構想実現計画2012では、「2 文化・産業・都市基盤」において、くらしきの文化、芸術活動を推進し、その保存・承継を図ることや市内商店街を活性化し、美観地区を中心とした観光の振興等が、倉敷市として取り組むべき施策として掲げられており、そのような行政目的の推進を図るため、多くの補助金が団体に交付されている。

また、文化産業局が所管する公の施設が多数あり、その多くが大規模修繕時期の到来を踏まえて、施設の存続も含めた有効活用が喫緊の課題となっている。

産業・文化の振興が観光都市倉敷市において極めて重要な施策であることは疑いのないところであるが、上記のような地方公共団体を取りまく環境の変化による厳しい財政状況において、その有効性、効率性、経済性の観点からの見直しが必要であると考えられる。

したがって、文化産業局が所管する事務、特に補助金事業と公の施設の管理について、その有効性、効率性、経済性の観点から監査を実施することの意義があると考え、特定の事件として選定した。

7 包括外部監査の手続・経過

(1) 包括外部監査契約の締結

当職は、平成25年4月1日、倉敷市との間で、自治法第252条の27第2項に定める包括外部監査契約を締結した。

(2) 包括外部監査人補助者の選任

当職は、包括外部監査業務を補助させるため、次の弁護士及び公認会計士を補助者に選任した。

公認会計士 宮 崎 栄 一
公認会計士 上 坂 岳 大
弁 護 士 長 谷 川 威
弁 護 士 小 松 原 玲 子

(3) 予備調査の実施

監査テーマの選定のため、平成25年5月22日、対象事項に係る関係部局から事情聴取を行った。

(4) 監査テーマの選定

予備調査の結果を踏まえ、検討した結果、監査テーマを「文化産業局の事務の執行及び所管の財政援助団体の管理運営について」と決定し、平成25年5月28日、倉敷市長及び倉敷市監査委員に通知した。

(5) 調査の実施

ア 資料の調査と分析

文化産業局の所管するすべての事業について、所管部局からその概要を調査するとともに、条例、規則、契約書、その他の関連する文書、資料ならびに管理運営に関する文書、資料等について精査し、分析を行った。

イ 所管部局からの事情聴取

所管部局から監査対象事項について説明を求め、事情を聴取するとともに、書面による報告及び資料の提出を求めた。

ウ 現地査察

上記資料の調査・分析及び事情聴取の結果、特に実際の施設や資料を確認する必要があるものについては、できる限り、各施設に赴き、現地査察を実施した。

なお、実際に現地調査を実施した施設は、下記のとおりである。

- ① 倉敷文化交流会館（8月22日）
- ② 倉敷労働会館（9月9日）
- ③ 山陽ハイツ（9月9日）
- ④ 倉敷芸文館（9月19日）
- ⑤ 大山名人記念館（9月19日）
- ⑥ 倉敷市民会館（10月1日）

- ⑦ むかし下津井回船問屋（１０月３日）
- ⑧ 鷺羽山ユースホテル（１０月３日）
- ⑨ 児島産業振興センター（１０月８日）
- ⑩ 倉敷ファッションセンター（１０月８日）
- ⑪ 倉敷運動公園（１０月１７日）
- ⑫ 倉敷武道館（１０月１７日）
- ⑬ 玉島文化センター（１０月３１日）
- ⑭ 良寛荘（１０月３１日）
- ⑮ 水島勤労福祉センター（１１月１９日）
- ⑯ 堆肥センター（１１月１９日）

（６）監査報告書の作成

上記監査結果を整理、検討して、本報告書を作成した。

なお、本報告書の「第５章 監査の結果及び意見」において、監査の結果についての報告事項としての「指摘事項」の有無及び監査の結果に関する報告に添えて提出する「意見」を記載している。なお、「指摘事項」とは、事務の執行が、法令・条例に違反し（違反のおそれが高い場合を含む）、又は著しく妥当性を欠き、改善を要する事項を意味し、また、「意見」とは、指摘事項には該当しないが、組織の運営及び事務の有効性、効率性及び経済性の観点から、改善が望ましい事項を意味している。

（７）本包括外部監査の詳細な日程等は、図表１「日程表」のとおりである。

図表1 日程表

年	月	日	曜	内容	加瀬野	宮崎	上坂	長谷川	小松原
25	5	16	木	ヒアリング調査				2	
		22	水	ヒアリング調査	4	3.5	4		
		28	火	依頼資料検討				3	
		29	水	依頼資料打ち合わせ、計画立案			6	2	
		30	木	監査計画検討、作成		6			2
	5月計(時間)				4	9.5	10	7	2
	6	20	木	ヒアリング調査	6		6	6	6
		28	金	ヒアリング調査	6	6			
	6月計(時間)				12	6	6	6	6
	7	3	水	ヒアリング調査	2		6	6	
		4	木	ヒアリング調査	4	6			4
		18	木	打ち合わせ	4		6	6	
		26	金	監査計画作成、ヒアリング調査	3	6			6
		30	火	資料まとめ		6			
	7月計(時間)				13	18	12	12	10
	8	5	月	監査計画作成、ヒアリング項目検討		6			6
		18	日	資料精査、検討、調査準備				3	
		21	水	資料精査、検討、調査準備				3	
		22	木	現地調査、資料まとめ	6	6	6	6	
		28	水	ヒアリング項目検討		6			6
	8月計(時間)				6	18	6	12	12
	9	9	月	ヒアリング調査		6			6
		17	火	ヒアリング調査、ヒアリング項目検討		5.5			6
		18	水	資料精査、検討、調査準備				2	
		19	木	現地調査、資料検討	2		5	5	
		21	土	資料精査、検討、調査準備		6		2	
		24	火	資料検討	2				
	9月計(時間)				4	17.5	5	9	12
	10	1	火	現地調査、打ち合わせ、資料まとめ、報告書原案作成	4	5.5	4	4	6
		2	水	資料精査、検討、調査準備				2	
		3	木	現地調査	3.5		3.5	3.5	
		8	火	現地調査	6	6			6
		15	火	調査準備、ヒアリング事項検討				3	
		16	水	打ち合わせ	1.5	1	1.5	1.5	1.5
		17	木	現地調査	4.5		4.5	4.5	
		18	金	資料まとめ		6			
		22	火	報告書原案作成					2
		31	木	現地調査	5		5	5	
	10月計(時間)				24.5	18.5	18.5	23.5	15.5

月	日	曜	内容	加瀬野	宮崎	上坂	長谷川	小松原
11	5	火	報告書原案作成	4	5.5			6
	13	水	資料検討	3				
	14	木	打ち合わせ、報告書作成	4		6	6	
	18	月	資料検討			1		
	19	火	現地調査	4	4.5			4.5
	21	木	資料検討			6		
	23	土	資料検討			6		
	24	日	資料精査、報告書作成				4	
	25	月	資料検討			3		
	26	火	打ち合わせ、報告書作成			6	6	
	29	金	資料まとめ		6			
	30	土	資料検討	4				
	11月計(時間)			19	16	28	16	10.5
12	2	月	打ち合わせ、報告書作成	6	6	6	5	6
	5	木	報告書作成			6		
	9	月	報告書作成				3	
	11	水	打ち合わせ、報告書作成	5		6	6	
	15	日	報告書作成				4	
	17	火	報告書原案作成	5	6	2		6
	18	水	打ち合わせ、報告書作成			6	5.5	
	20	金	報告書原案作成					4
	21	土	報告書作成				6	
	23	月	報告書作成				6	
	24	火	報告書作成				6	
	25	水	打ち合わせ、報告書作成	4.5	6	6	4.5	
	26	木	報告書作成		6			
	27	金	報告書原案作成					3
	28	土	報告書作成	6			3	4
	29	日	報告書作成		6		3	
	30	月	報告書原案作成	6	6			4
	31	火	報告書作成		6			
	12月計(時間)			32.5	42	32	52	27

	月	日	曜	内容	加瀬野	宮崎	上坂	長谷川	小松原
26	1	1	水	資料まとめ		6			
		2	木	報告書作成		6			
		4	土	報告書作成		6			
		5	日	報告書作成		6			
		6	月	打ち合わせ、報告書作成	5	6	4.5	4.5	6
		7	火	報告書作成		6		3	6
		12	日	報告書作成	3				
		13	月	報告書作成	3				
		15	水	報告書作成	4.5	6			
		16	木	打ち合わせ、報告書作成	4		6	5.5	6
		17	金	報告書作成			5	5	
		18	土	報告書作成		4	4.5	4.5	4.5
		20	月	報告書作成			5	5.5	6
		21	火	報告書作成	4	5		2	
		23	木	打ち合わせ、報告書作成	6	6	2	4	6
		24	金	報告書作成	2.5		3		
		27	月	報告書作成	4				
		28	火	打ち合わせ、報告書作成	3	3		6	6
		29	水	報告書作成			5.5		
		30	木	打ち合わせ、報告書作成	3	6	6	6	4
	1月計(時間)				42	66	41.5	46	44.5
	2	3	月	打ち合わせ、報告書作成	5.5		3	6	6
		5	水	ヒアリング、打ち合わせ、報告書作成	4			6	6
		9	日	報告書作成	3				
		10	月	報告書作成					1.5
		13	木	報告書作成	4				
		15	土	報告書作成	2				
		16	日	報告書作成	6				
2月計(時間)					24.5		3	12	13.5
総合計(時間)					181.5	211.5	162	195.5	153

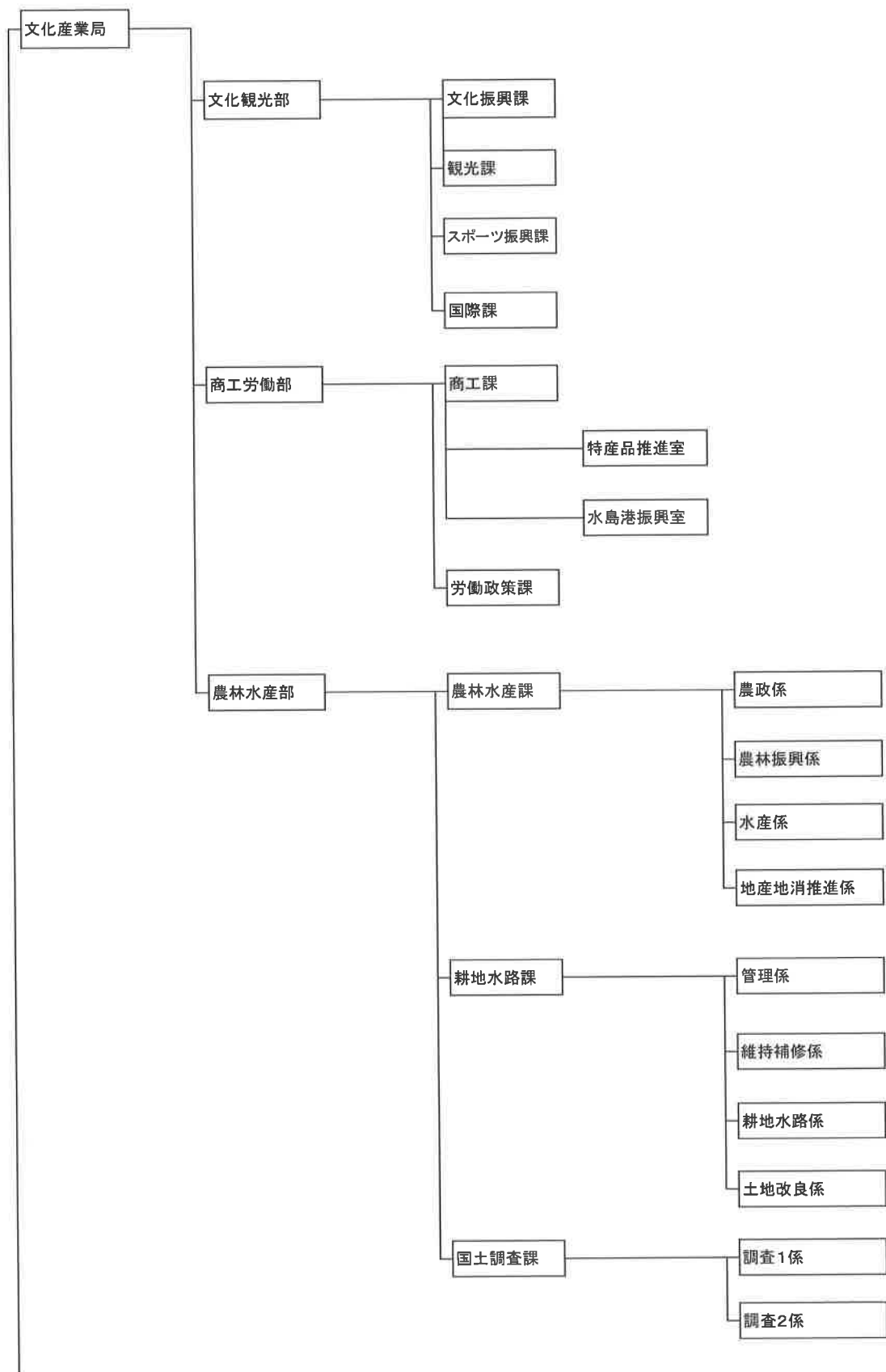
(6時間以上の執務の場合は6時間として記載した)

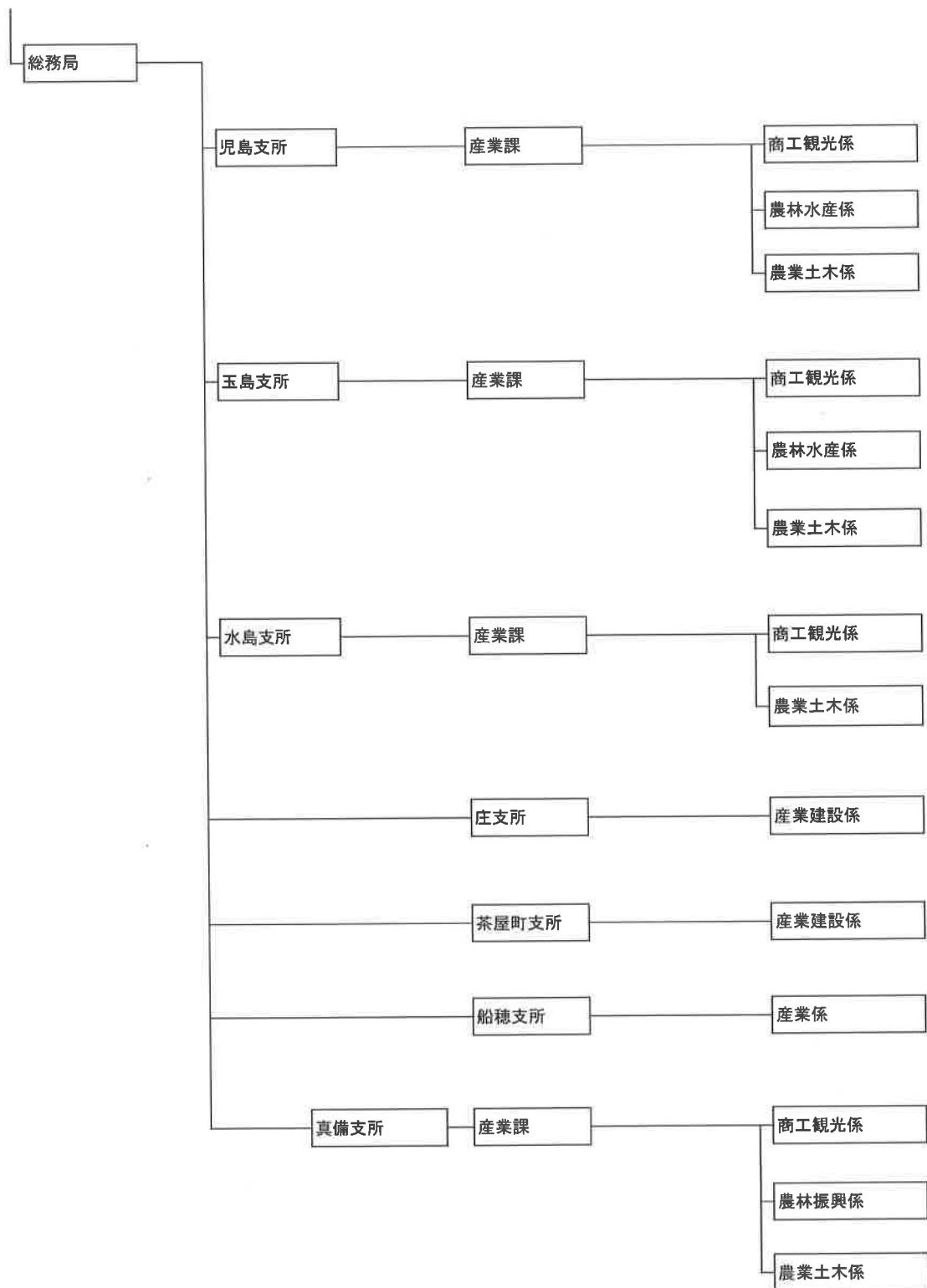
第2章 文化産業局の概要

1 文化産業局の組織・職員数

(1) 平成24年度の文化産業局の組織は図表2のとおりであり、その事務分掌(支所を除く)は図表3のとおりである。

図表2 文化産業局組織図(平成24年4月1日現在)





図表 3 事務分掌

【文化産業局】

- (1) 文化に関すること。
- (2) 観光に関すること。
- (3) スポーツに関すること。
- (4) 国際交流及び国際化の推進に関すること。
- (5) 商工業に関すること。
- (6) 労働政策に関すること。
- (7) 農林水産業に関すること。
- (8) 農業用施設に関すること。

文化観光部

文化振興課

- (1) 文化行政に係る総合的な企画，調整及び推進に関すること。
- (2) 文化振興に関すること。
- (3) 文化関係団体に関すること。
- (4) 文化施設に関すること。
- (5) 文化振興財団との協議，連絡及び調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか，文化行政に関すること。

観光課

- (1) 観光振興に関する企画，立案及び調整に関すること。
- (2) 観光資源の開発に関すること。
- (3) 観光宣伝，観光客誘致及び観光情報に関すること。
- (4) 観光イベントに関すること。
- (5) 観光関係団体及び関係業界との連絡調整及び共同事業に関すること。
- (6) 国際観光の振興に関すること。
- (7) 温かいもてなし市民運動に関すること。
- (8) 観光施設の総合計画及び整備に関すること。
- (9) 観光施設の設置，廃止，管理及び運営に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか，観光に関すること。

スポーツ振興課

- (1) 競技スポーツの振興に関すること。
- (2) スポーツ振興審議会に関すること。
- (3) 体育章に関すること。
- (4) 生涯スポーツの振興に関すること。
- (5) 体育指導委員に関すること。
- (6) 学校体育施設開放事業に関すること。
- (7) 小学校及び中学校の運動場照明施設の維持管理及び使用料の収納に関すること。
- (8) 社会体育施設に関すること。
- (9) スポーツイベントに関すること。
- (10) スポーツ振興基金に関すること。

国際課

- (1) 国際姉妹都市に関すること。
- (2) 国際交流事業の推進，企画及び総括に関すること。
- (3) 国際協力・貢献に関する総括に関すること。
- (4) 外国人に対する情報提供に関すること。
- (5) 外国人の人権に関すること。
- (6) 国際交流団体との連絡に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか，国際交流及び国際化の推進に関すること。

商工労働部

商工課

- (1) 商工政策に係る調査，企画及び計画策定並びに総合調整に関すること。
- (2) 商工業団体等との連携及び連絡調整に関すること。
- (3) 中小企業の振興に関すること。
- (4) 中小企業振興融資に関すること。
- (5) 新産業の創出に関すること。
- (6) 創業支援に関すること。
- (7) 商店街の振興に関すること。
- (8) 地場産業の振興に関すること。

- (9) 流通機構の近代化に関する事。
- (10) 企業誘致及び企業団地に関する事。
- (11) 商工会議所法に基づく許認可に関する事。
- (12) 大規模小売店舗立地法に関する事。
- (13) 中小小売商業振興法に関する事。
- (14) 工場立地法に基づく特定工場の届出の受理等に関する事。
- (15) 火薬類消費許可申請に係る証明書の交付に関する事。
- (16) 鉱業権設定及び温泉採掘許可の県との協議及び照会に関する事。
- (17) 倉敷ファッションセンターに関する事。
- (18) 児島産業振興センターに関する事。
- (19) 水島海員会館に関する事。
- (20) 所管に係る地域経済の活性化推進に関する事。
- (21) 所管に係る産学官の連携推進に関する事。
- (22) 所管に係る中心市街地活性化に関する事。
- (23) 前各号に掲げるもののほか、商工に関する事。

特産品推進室

- (1) 特産品等地域資源の情報発信に関する事。
- (2) 特産品等地域資源の市場調査及び販路開拓に関する事。
- (3) 伝統工芸産業の振興に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特産品等地域資源の振興に関する事。

水島港振興室

- (1) 水島港の利用促進に関する事。
- (2) 港湾関係団体に関する事。
- (3) 水島港に係る企業誘致に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、水島港振興に関する事。

労働政策課

- (1) 労働福祉行政の企画、調査及び立案に関する事。
- (2) 雇用促進に関する事。
- (3) 労働者の確保及び求人対策に関する事。
- (4) 労働者に関する調査及び統計に関する事。

- (5) 所管に属する施設の設置，廃止，管理及び運営に関すること。
- (6) 独立行政法人雇用・能力開発機構との連絡調整に関すること。
- (7) 勤労青少年ホーム及び水島勤労者福祉センター運営委員会に関すること。
- (8) 内職あっせん所に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか，勤労者の福祉に関すること。

農林水産部

農林水産課

- (1) 農林水産業の振興計画に関すること。
- (2) 農林水産業の環境保全に関すること。
- (3) 農林水産業の近代化及び経営合理化に関すること。
- (4) 農業委員会，倉敷地区農業共済事務組合及び倉敷水産協会との連絡調整
に関すること。
- (5) 農林水産関係団体の指導育成に関すること。
- (6) 農業振興地域整備促進協議会及び畜産環境保全審議会に関すること。
- (7) 農業及び水産業に係る制度資金の融資及び利子補給に関すること。
- (8) 農業及び水産業の後継者の確保及び育成に関すること。
- (9) 農業構造政策推進対策に関すること。
- (10) 農業経営基盤強化促進事業に関すること。
- (11) 米穀の生産調整に関すること。
- (12) 市民農園に関すること。
- (13) 園芸及び畜産の育成指導及び振興に関すること。
- (14) 治山及び森林保護事業に関すること。
- (15) 水源林造成・分収造林事業に関すること。
- (16) 狩猟及び鳥獣保護に関すること。
- (17) 浅海増養殖漁業及び栽培漁業に関すること。
- (18) 漁港に関すること。
- (19) 農住組合に関すること。
- (20) 卸売市場の開設許可等に関すること。
- (21) 所管に属する水防事務に関すること。
- (22) 所管に係る景観法に関すること。

(23) 地産地消に関すること。

(24) 前各号に掲げるもののほか、農林水産業に関すること。

耕地水路課

(1) 農業用施設（農道を除く。以下同じ。）及び水路の維持管理及び補修（清掃を含む。）に関すること。

(2) 水路及びため池の占用、使用及び用途廃止その他の管理に関すること。

(3) 農業用水利及び用水に関すること。

(4) 農業土木委員の総括に関すること。

(5) 農業委員会との連絡に関すること。

(6) 用水組合に関すること。

(7) 都市計画法第32条に基づく同意及び協議に関すること。

(8) 所管に属する土地（法定外公共物を含む。）の境界に関すること。

(9) 土地改良事業の企画、調査及び施行に関すること。

(10) 農業用施設及び水路の新設及び改良に関すること。

(11) 農業用施設及び水路の災害復旧及び防災事業に関すること。

(12) 土地改良区に関すること。

(13) 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域の管理（耕地に限る。）に関すること。

(14) 所管に属する水防事務に関すること。

(15) 屋外広告物法に基づく簡易除却に関すること。

(16) 前各号に掲げるもののほか、耕地及び水路に関すること。

国土調査課

(1) 国土調査に関すること。

(2) 平成24年度の文化産業局の各課・施設の職員数は、図表4のとおりである。

図表4 文化産業局関係職員数

平成24年4月1日現在

		局長級	部長級	次長級	課長級	課長補佐級	係長級	副主任	主事・技師等	計
文化産業局		2								2
文化観光部	文化振興課		1		1	1	2	1		6
	観光課			1	1	1	6	1	2	12
	スポーツ振興課				1	2	2	2	5	12
	国際課				1		2	1	1	5
商工労働部	商工課		1	1	1	4	5	1	3	16
	労働政策課				1	1	1	1		4
農林水産部	農林水産課			1	1	4	9	6	2	23
	耕地水路課			1	1	4	4	3	7	20
	国土調査課			1	1		3	1	6	12
計		2	2	5	9	17	34	17	26	112

支所及び外局

		局長級	部長級	次長級	課長級	課長補佐級	係長級	副主任	主事・技師等	計
児島支所	産業課		1	2	1	1	4	3	4	16
玉島支所	産業課		1	1	2	1	4	2	4	15
水島支所	産業課		1	1	2		3	1	3	11
庄支所	産業建設係			1			2	1	1	5
茶屋町支所	産業建設係			1	1		1		2	5
船穂支所	産業係				1	2	3	1		7
真備支所	産業課			1	1	3	2	1	1	9
農業委員会事務局				1	1	2	6		1	11
計			3	8	9	9	25	9	16	79

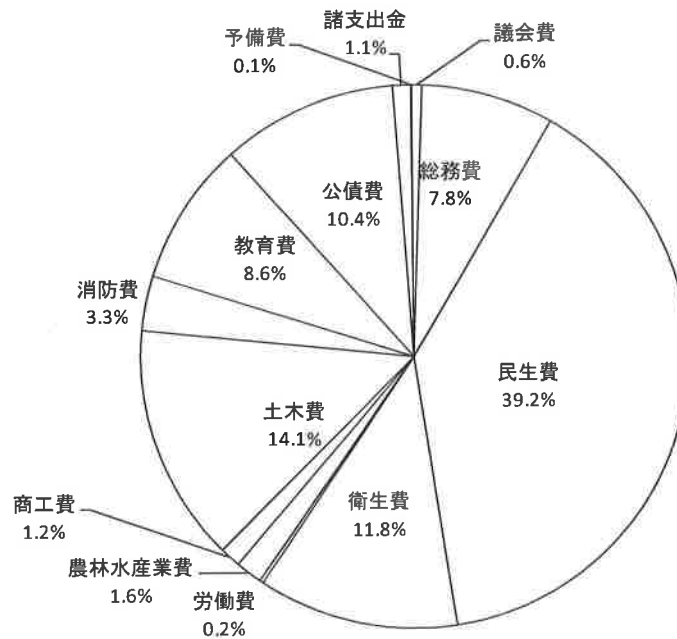
2 文化産業局の予算

(1) 平成24年度の予算の概要

図表5のとおり、平成24年度の倉敷市の一般会計の当初予算額は、161,613,913千円であり、前年度予算から3・8パーセントの減少となった。これに対し、平成24年度の文化産業局の当初予算額は6,347,564千円であり、前年度の当初予算額から12・6パーセントの大幅な減少となっている。

なお、平成24年度の文化産業局の当初予算額は、倉敷市の一般会計の当初予算額の3・9パーセントをしめている。

図表5 平成24年度一般会計予算の歳出(目的別)



【歳出(目的別)】

(単位: 百万円, %)

区 分		平成24年度 当初予算額	平成23年度 当初予算額	増減率
款 別	議 会 費	961	1,026	△ 6.3
	総 務 費	12,578	13,580	△ 7.4
	民 生 費	63,345	65,263	△ 2.9
	衛 生 費	19,062	19,416	△ 1.8
	労 働 費	356	345	3.2
	農 林 水 産 業 費	2,673	2,980	△ 10.3
	商 工 費	1,968	2,414	△ 18.5
	土 木 費	22,833	23,880	△ 4.4
	消 防 費	5,273	5,159	2.2
	教 育 費	13,861	14,419	△ 3.9
	公 債 費	16,888	16,923	△ 0.2
	諸 支 出 金	1,716	2,442	△ 29.8
	予 備 費	100	100	0.0
合 計		161,614	167,947	△ 3.8

(2) 平成24年度の文化産業局の当初予算の項目別の内訳金額は、図表6「平成24年度倉敷市(文化産業委員会関係)予算」の通りである。

図表6

平成24年度倉敷市（文化産業委員会関係）予算

1. 一般会計

(単位：千円)

款 項 目	平成24年度 当初予算額	平成23年度 当初予算額	対前年度 対比(%)	増減の主なもの
2 総務費	37,925	37,759	100.4%	
1 総務管理費	37,925	37,759	100.4%	
1 一般管理費	37,925	37,759	100.4%	
3 民生費	1,441,425	1,621,596	88.9%	
35 市民生活費	1,441,425	1,621,596	88.9%	
12 文化振興費	648,598	649,705	99.8%	
13 体育振興費	136,990	137,335	99.7%	
14 体育施設管理費	637,395	618,209	103.1%	
15 体育施設整備費	0	197,635	0.0%	玉島武道館工事完了等
16 学校体育施設開放事業費	18,442	18,712	98.6%	
5 労働費	356,065	344,878	103.2%	
5 労働諸費	356,065	344,878	103.2%	
1 労働対策費	323,353	292,955	110.4%	
5 労働会館費	20,334	23,525	86.4%	
10 勤労青少年ホーム費	12,378	17,611	70.3%	
15 働く婦人の家費	0	10,787	0.0%	
6 農林水産業費	2,539,543	2,802,395	90.6%	
1 農業費	2,334,279	2,629,865	88.8%	
1 農業委員会費	118,809	127,031	93.5%	
5 農業総務費	873,235	887,870	98.4%	
10 農政費	18,200	12,936	140.7%	
15 農業振興費	151,258	138,465	109.2%	
20 畜産業費	65,874	76	86676.3%	養豚場廃止に対する補償
25 農業施設管理費	664,233	826,693	80.3%	
30 農業施設新設改良費	417,095	609,762	68.4%	県営工事負担金の減額
35 地籍調査費	25,575	27,032	94.6%	
5 林業費	102,803	89,232	115.2%	
1 林業総務費	73,269	56,176	130.4%	
5 水源林管理費	20,421	21,887	93.3%	
7 水源林造成費	9,113	11,169	81.6%	
10 水産業費	102,461	83,298	123.0%	
1 水産業振興費	48,878	54,905	89.0%	
5 水産業施設整備費	53,583	28,393	188.7%	小原漁港内の排水ポンプ交換
7 商工費	1,968,034	2,413,735	81.5%	
1 商工費	1,572,254	1,994,285	78.8%	
1 商工総務費	277,852	296,346	93.8%	
5 商工業振興費	1,294,402	1,697,939	76.2%	補助金の減額
5 観光費	395,780	419,450	94.4%	
1 観光費	294,791	318,010	92.7%	
5 観光施設管理費	94,975	98,152	96.8%	
10 観光施設整備費	6,014	3,288	182.9%	
10 教育費	4,572	44,930	10.2%	
1 教育総務費	4,572	44,930	10.2%	
25 学校体育施設開放事業費	4,572	44,930	10.2%	運動場照明設備工事の完了
計	6,347,564	7,265,293	87.4%	

2. 企業団地造成事業特別会計

款 項	平成24年度 当初予算額	平成23年度 当初予算額	対前年度 対比	増減の主なもの
1 企業団地造成事業費	6,222	6,344	98.1%	

3 文化産業局の主要事業

平成24年度の文化産業局の当初予算の主要事業の予算額及び事業内容は、
図表7「平成24年度一般会計予算の概要（文化産業委員会関係分）」の
とおりである。

図表7

平成24年度一般会計予算の概要（文化産業委員会関係分）

総務費

【新】は新規事業、()内数値は24年度に相当する前年度予算額

(単位：千円)

項 目 ・ 事 業 名	平成24年度 当初予算額	平成23年度 当初予算額	比 較
総務管理費			
国際交流事業費（一般管理費のうち文化産業局関係分） ・ 国際交流関係経費	37,925 4,074	37,753 4,089	166 △ 15
・ 国際交流員雇用事業	2,500	6,189	△ 3,689
・ 国際交流に関する事業	29,421	25,551	3,870
・ 国際交流基金事業	1,930	1,930	0

(単位：千円)

内 容	説 明	担 当 部 局
文化観光部		
・ 倉敷市文化交流会館3階にある国際交流文化フロアにおいて、情報提供などを行う。 非常勤嘱託員報酬（1人） 2,071 文化交流会館会議室使用料 1,000 ほか		
・ 姉妹友好都市交流・国際理解の推進のため英語圏の国際交流員を雇用する。 国際交流員報酬（1人 4～8月） 2,211 ほか		
・ 国際交流協会補助金 15,452 派遣事業 1,210 青少年生活体験団（カンザスシティ市）派遣 390 青少年少女友好の累計中団（鎮江市）派遣 690 ほか 受入事業 6,049 学生親善使節（カンザスシティ市・クライストチャーチ市）の受入 644 鎮江市訪問団の受入 2,552 カンザスシティ市40周年記念訪問団の受入 1,300 その他訪問団の随時受入 1,500 ほか 国内事業 4,495 国際ふれあい広場 1,600 イングリッシュキャンプ 381 国際理解講座 466 多文化共生事業 980 国際協力・貢献事業 389 ほか 国際交流員雇用事業（1人 9～3月） 3,698 職員随行旅費 4,240 生活体験団（カンザスシティ市）の引率者派遣 503 鎮江市への訪問団派遣・随行旅費 1,324 カンザスシティ市40周年記念訪問団派遣 1,670 ほか 倉敷市私費留学生生活支援金 9,000 など		
・ 民間国際交流団体による青少年海外派遣、国際交流・国際協力・支援活動に対する補助金		

民生費

【新】は新規事業、()内数値は24年度に相当する前年度予算額

項 目・事業名	平成24年度 当初予算額	平成23年度 当初予算額	比 較
市民生活費			
文化振興費 ・文化施設管理運営事業	648,598 331,906	549,705 332,191	△ 1,107 △ 385
・文化活動支援事業	32,933	34,060	△ 1,127
・地域伝統文化総合活性化事業	3,811	4,790	△ 978
・(財)倉敷市文化振興財団運営経費	254,838	265,441	1,397
・文化振興基金事業	5,502	5,502	0
・郷土文化人顕彰事業	6,205	6,436	△ 231
体育振興費 ・体育振興事業	136,990 17,481	137,335 17,290	△ 345 191

(単位：千円)

内 容	説 明	担 当 部 局
・(指定管理) 芸文館ほか6館の管理運営委託料 ((財)倉敷市文化振興財団) 芸文館、市民会館、児島文化センター、玉島文化センター、マービーふれあいセン ター、文化交流会館、大山名人記念館 ・文化施設修繕費 (内訳) 玉島文化センター屋上防水修繕 玉島文化センター非常照明設備等修繕 ・玉島文化センター舞台照明設備リース料 ・市民文化の振興を図るため、文化団体等を支援する経費 倉敷市文化連盟補助金 倉敷市文化連盟の実施する事業及び運営に対する補助金 学区文化祭補助金 小学校区以上の単位で開催する文化祭に対する補助金 (◎54,000円) 創作舞台育成事業補助金 倉敷市文化連盟が中心となり組織した実行委員会が企画する市民参加型創作劇開催 に対する補助金 マービーミュージカル in 倉敷補助金 吉備真備公蔵茶会補助金 吉備真備公蔵茶会を顕彰するためまきび公園で開催される献茶会に対する補助金 竹林音楽祭補助金 備田大塚古墳周辺の竹林の中で竹・音楽・自然をテーマとして開催される音楽祭に 対する補助金 文化施設利用料減免負担金 ・倉敷市芸術振興文化振興事業実行委員会補助金 将棋・囲碁などの伝統文化の活性化を図るため、美観地区青年将棋道場や吉備真備杯 くらしき囲碁大会を開催 (補助対象経費について国10/10) ・倉敷市文化振興財団運営補助金 音楽・演劇・美術・文学・将棋等各種事業費補助金等 (第27回倉敷音楽祭 第67回春の院展・倉敷展 第16回倉敷市民文学賞 (広く市民から作品を募集し、作品集を出版) 第20期大山名人杯倉敷将棋戦 (日本将棋連盟公認女流タイトル戦) 第11回全国小学生「倉敷王将戦」 第2回くらしき吉備真備杯こども棋聖戦 など 文化振興財団管理運営補助金 ・市内の芸術家及び芸術に関する団体に対する活動助成として、全国大会等参加団体や 周年記念発表公演等に対する助成金 (1団体30万円を限度) ・倉敷の文化人を顕彰するための経費 備田泣雲顕彰事業 (市所有の泣雲資料の調査研究など) 備田泣雲生家管理経費 大野昭和翁記念資料館管理経費 備田正史疎開宅管理経費 ・スポーツ推進委員報酬 (130人) 7,150 非常勤職員報酬 (4人) 7,851 共計費 1,010 など	291,950 32,900 23,100 9,800 7,056 2,664 2,052 7,200 950 580 800 17,750 ほか 224,580 42,258 934 1,712 2,158 1,401	文化観光部

市民生活費				文化観光部	
(補)体育振興費 ・ 体育振興関係補助金	21,541	20,659	852	見島地区公園水泳場使用料負担金 461 水泳センター使用料負担金 626 ・ 体育協会補助金 2,600 ・ 学区体育祭補助金 2,673 ・ 第26回瀬戸内倉敷ソーデーマーチ実施事業費補助金 40・20・10・5キロのコースを設定した全国規模の歩く祭典 開催日 平成25年3月9日～10日(予定) ・ 倉敷市スポーツ振興基金運営委員会への交付金 12,300 など 各種大会出場助成、各種研修会参加助成、普及振興事業助成、その他助成 ・ 中高年健康スポーツ教室講師・助手謝金 1,219 など ・ 医学的支援事業委託料 2,719 ジュニア指定選手を対象とした医科学的な検査や相談業務の実施 ・ スポーツ選手強化事業費補助金 5,000 ジュニア選手育成・強化のため25団体に補助金交付 ・ 第7回倉敷市民スポーツフェスティバル開催補助金 ・ 第5回全日本ユース(U15)水球競技選手権大会開催補助金 5,000 ・ 第5回倉敷国際少年野球大会開催補助金 5,000 など ・ 第2回倉敷国際トライアスロン大会実施補助金(第3回大会準備経費含む)24,550 など 開催日 平成24年7月29日(予定) ・ スポーツイベント等実施補助金 事務局経費、市民あるく日、市民体力測定会開催補助金 ・ ファジアーノ岡山「倉敷市デー」業務委託費 340 など	文化観光部
	7,300	7,300	0		
	12,636	12,632	4		
	1,230	1,235	△5		
	7,719	7,741	△22		
	11,274	11,274	0		
	10,396	10,296	0		
	27,199	29,458	△2,259		
	19,836	18,837	999		
	478	583	△105		
体育施設管理費 ・ 体育施設管理運営費 ・ 武道館管理経費	637,395 614,633	618,209 599,779	19,186 14,854	・ [指定管理] 有料体育施設管理運営委託料(財)倉敷市スポーツ振興事業団・クラレ テクノ園共同事業体 331,112 ・ [指定管理] 見島地区公園水泳場管理運営委託料(NPO法人岡山県水泳連盟) 73,768 ・ [指定管理] 水泳センター管理運営委託料(財)倉敷市スポーツ振興事業団 125,179 ・ 倉敷運動公園陸上競技場第2種公認整備設計業務委託料 6,000 など ・ [指定管理] 玉島武道館管理運営委託料(玉島テレビ放送・JFE西日本ジェーエス共同 事業体) 2,424 ・ [指定管理] 船越武道館管理運営委託料(クラレテクノ園) 2,126 ・ 水島・見島武道館管理運営委託料 4,381 ・ 倉敷武道後援会補助金 8,112 など	文化観光部
	21,322	16,666	4,656		
学校体育施設開放事業費 ・ 学校体育施設開放事業	18,442 18,442	18,712 18,712	△270 △270	・ 学校体育施設開放事業運営委託料 18,390 など 委託先: 学校体育施設開放運営委員会(小・中学校 90校)	文化観光部

労働費

【新】は新規事業、()内数値は24年度に相当する前年度予算額

(単位:千円)

項・目・事業名	平成24年度 当初予算額	平成23年度 当初予算額	比較
労働諸費			
労働列支費	323,353	292,955	30,398
・職員給与費	29,591	43,959	△ 14,368
・新規学校卒業就職者歓迎大会開催事業	2,000	2,000	0
・内職あっせん所事務事業	2,904	2,904	0
・人権に関する企業向け啓発活動事業	2,603	2,180	123
・ふるさと就職促進事業	800	800	0
・生活相談員事業	4,561	4,455	106
・産業事情説明会開催事業	600	600	0
・雇用開発協会補助事業	5,458	5,508	△ 50
・倉敷市勤労者福祉サービスセンター運営事業	18,885	19,265	△ 380
・勤労者融資事業	200,000	200,000	0
・山陽ハイツ運営事業	4,767	3,000	1,767
・総合的就業・生活支援事業	2,343	2,376	△ 33
・【新】求職求人支援事業	34,739	0	34,739
・勤労者体育センター管理運営費	8,544	0	8,544
		(10,787)	
労働会館費	20,334	23,525	△ 3,191
・労働会館管理運営事業	6,452	9,769	△ 3,317

(単位:千円)

内 容	明 細	担 当 部 局
・職員4人分		商工労働部
・新しく就職した人達を激励する「新規学校卒業就職者歓迎大会」開催に対する負担金 (平成24年4月、倉敷市民会館で開催予定)		
・内職希望者に対し、情報の提供及び適した業者を選定し、紹介を行う事務の倉敷市社会福祉事業団への委託料		
・人権についての正しい理解と認識を深めるため、事業所内研修へ講師を派遣する経費 非常勤嘱託員報酬(1人) 2,283 ほか		
・「倉敷地域就職フェア」を開催し、求人情報を提供するとともに、企業との面接の場を提供する経費 (倉敷中央雇用開発協会へ委託)		
・生活相談の一環として就職に関する相談、情報提供等を行う生活相談員を配置する経費 非常勤嘱託員報酬(2人) 3,990 ほか		
・就職を希望する高校生への職業紹介、就職情報の提供、地元企業への就職促進を図るための「産業事情説明会」開催に対する負担金 (倉敷地区 400 児島地区 200)		
・求人情報と求職情報に関する資料の収集及び提供、新規学校卒業生に対する職業指導及び就職相談の協力及び援助を行う。 補助金 2雇用開発協会(倉敷中央 3,461 児島 1,899) ほか		
・中小企業勤労者の総合的な福利厚生事業を実施し、勤労者の福祉向上を図るための勤労者福祉サービスセンター運営費に対する補助金		
・中国労働金庫へ資金の預託を行い、預託した額の4倍の額を限度として、市内に居住する勤労者に対し、生活資金を貸し付けるための経費 融資額:最高150万円 年利:1.85% 返済期間:最長5年		
・修繕料 4,767 〔指定管理〕山陽ハイツ管理運営(ベネフィットホテル側)		
・総合的な就業・生活支援を行う「倉敷市求職者総合支援センター(ワークプラザたましま)」に、生活相談員を配置する経費 非常勤嘱託員報酬(1人) 2,060 ほか		
・主に新規学校卒業就職者など、若年求職者が体験就業することで、求職者と受入企業の相互理解を深め、受入企業への就職につなげる事業を実施する経費(県10/10)		
・体育館の貸し出し等の管理運営に要する経費 非常勤嘱託員報酬(3人) 6,239 光熱水費 855 ほか (一体管理していた働く婦人の家は、平成23年9月末で閉館)		
・〔指定管理〕倉敷労働会館管理運営(働くさんびる) 委託料 5,940 修繕料 500 ほか		

労働諸費				商工労働部	
(続)労働会館費		13,882	13,756	126	
・水島勤労福祉センター管理運営事業					・会談室、体育館の貸し出し等の管理運営に要する経費 非常勤嘱託員報酬(4人) 8,298 光熱水費 2,124 ほか
勤労青少年ホーム費		12,378	17,611	△ 5,233	
・勤労青少年ホーム管理運営事業		12,378	17,611	△ 5,233	・水島勤労青少年ホームでのグループ活動の育成と指導、保健と体育及びレクリエーション活動の推進と指導等の実施に要する経費など 非常勤嘱託員報酬(4人) 8,184 光熱水費 1,668 ほか

農林水産業費

【新】は新増事業、()内数値は24年度に相当する前年度予算額

(単位:千円)

項 目 ・ 事 業 名	平成24年度 当初予算額	平成23年度 当初予算額	比 較
農業費			
農業委員会費 ・ 職員給与費	118,809 86,853	127,031 95,456	△ 8,222 △ 8,603
・ 農業委員会運営事業	31,956	31,575	381
・ 農家台帳システム機器借上料 〔総額 13,800 〔債務負担行為(借上料) 平成25～29年度 12,650〕〕			
農業総務費 ・ 職員給与費	873,235 794,445	887,870 807,745	△ 14,635 △ 13,300
・ 倉敷地区農業共済事務組合負担金	70,570	71,870	△ 1,300
・ 農業祭等負担金、補助金	4,800	4,800	0
・ 農家組合管理事業	2,983	3,006	△ 23
農 政 費 ・ 米生産調整事業	18,200 11,234	12,936 6,121	5,264 5,113
・ 農業制度資金利子助成事業	2,338	2,144	194

(単位:千円)

内 容 説 明	担 当 部 局
・ 職員10人分	農業委員会 事 務 局
・ 農業委員会の総会、農政部会、農地部会、各地区協議会を開催する経費 農業委員会委員報酬(46人) 25,212 先進地視察旅費等 1,483 農家台帳システム借上料 1,150 ほか	
・ 農業委員会事務局が管理する農家台帳システム機器更新に要する経費	
・ 職員105人分	
・ 農業共済事業負担金 構成団体(倉敷市、総社市、早島町)	農林水産部
・ 倉敷市農業祭負担金 3,100 主催:倉敷市・倉敷かさや農業協同組合・岡山西農業協同組合 開催予定:平成24年11月 事業費:3,934(市 3,100 JA 734)	
・ マスカット&ワイン祭補助金 700 主催:マスカット&ワイン祭実行委員会 開催予定:平成24年7月 事業費:1,420(市 700 JA 600 ふなおワイナリー 120)	
・ 真備・船越地区地消ふれあい祭り実行委員会 主催:真備・船越地区地消ふれあい祭り実行委員会 開催予定:平成24年9月 事業費:1,420(市 1,000 JA 150 商工会 150 出店料 120)	
・ 農家組合長が各農家との連絡・取りまとめ等を行うための経費 報償金 2,812 ほか 報償金 2,812 組合長管理更新事務費 171 農家組合数1,311組合 総農家戸数14,570戸	
・ 戸別所得補償制度を推進するため、転作物物作付等の水田情報に係る電算処理や、実施状況の確認事務等を行い、水田農業経営の安定を図る。〔負担割合:県10/10〕 報償金 2,707 米生産調整事業費補助金 8,384 消耗品 91 ほか	
・ 農業制度資金を借り受け市内に住所を有する認定農業者等に対する利子補給金 農業近代化資金利子補給金 409 資金概要:農業経営の改善・近代化のための、農業用施設の取得・拡張、設備・機 具購入、長期運転資金など、必要な資金を農協等の民間金融機関が長期 かつ低利で融資する。〔認定農業者〕には金利優遇等の特例がある。 農業経営基盤強化資金利子助成金(スーパージン)1,926 資金概要:償還期間が長い、資金規模が大きい、農地取得を含む、等の理由で農協 等の民間金融機関では十分に対応できない場合に、日本政策金融公庫 が融資する。認定農業者を対象とした長期資金 〔負担割合:県1/2、市1/2〕	

農業費		農林水産部	
(株)農政費 ・市民農園管理事業	4,628	4,671	△ 43
	151,258 26,887	138,465 30,146	12,793 △ 3,259
農業振興費 ・農作物鳥獣害防止事業			
・市民農園維持管理経費（28か所，817区画） 土地借上料 4,226 修繕料 95 委託料 210 資材費 23 ほかに 土地借上料＝固定資産税＋都市計画税＋管理費 農園井戸修繕費，除草等委託料，整地用資材購入費 など ・有畜鳥獣による農作物の被害防止を図るための経費 有畜鳥獣駆除委託料 6,073 有畜鳥獣駆除班（11班）委託料，保険料 2,853 スーパリア・イノシシ捕獲加算 3,220 有畜鳥獣捕獲用かご・わな代 1,375 イノシシ捕獲捕代 1,920 農作物鳥獣被害対策委託料 15,338 【負担割合：県10/10】 捕獲機の見まわり，環境整備，イノシシ防除知識の啓発 など 新規雇用失業者数6人 実施期間 6月～2月 農作物鳥獣害防止対策事業費補助金 1,975 ほかに イノシシ等防護柵（トタン板，電気柵，金網等）の設置に対する補助 県補助の要件（受益戸数3戸以上など）を満たさないものを，県事業で補助する。 市補助要件：受益地10a以上，事業費上限額200千円/1事業 負担割合：県補助事業【県1/2，市1/4】 単市事業【市1/2】 ・有機米，有機野菜，桃，ぶどうなどの品質向上と生産拡大を図る設備等への補助金 明日のおかやま有機づくり事業 1,246 【負担割合：県1/3，市1/6】 事業目的：おかやま有機無農薬産物について，生産拡大，販路拡大，地産地消等のニーズに対応した産地の条件整備等を推進し，有機農業経営の安定的・継続的な生産体制の整備を図る。 事業主体：庄地区無農薬研究会（水稲） まひゆき（野菜） 乙島地区有機無農薬野菜生産研究会（野菜） 吹高山高原有機野菜クラブ（野菜）		- めざせJ1！園芸作物ステップアップ事業 14,344 【負担割合：県1/3，市1/6】 事業目的：桃・ぶどう等の果樹及び花きなどの園芸作物をさらに多産で個性豊かに発展させ，「Japan」を育成する。 特に「おかやま夢白桃」や「シャインマスカット」などの次世代フルーツの生産を拡大するとともに，高品質安定出荷体制の確立等による産地強化を行う。 事業主体：浅原園芸組合（桃） 玉島北園芸協会（桃，ぶどう） 岡山西園芸協同組合（ぶどう，スイートピー） 船穂町ぶどう部会（ぶどう） 真備農産生産組合（野菜） - パワーアップ！水田農業担い手育成支援事業 5,873 【負担割合：県1/3，市1/6】 事業目的：水田農業において，経営体の法人化，企業や作業委託組織の参入等を支援し，「力強い」担い手を育成する。 事業主体：財団法人倉敷市船穂農業公社（水稲） 岡山ライスファーム（水稲）	
・農産園芸振興対策費補助金	22,663	15,713	6,950

農業費			農林水産部	
(続) 農業振興費				
・ (続) 農産園芸振興対策費補助金				
・ 農業経営基盤強化促進事業	36,994	34,863	2,131	環境保全型農業直接支援対策事業 1,200 〔負担割合：国1/2、県1/4、市1/4〕 事業目的：エコファーマー認定を受けた農業者が農業振興地域内で行う化学肥料・農薬低減や有機農業等の取組に対し、支援を行う。(定額補助) ・ 規模拡大を目指す地域農業者の担い手や新規就農者に対する農地の仲介やあわせんによって農地の流動化を進めるとともに、農作業の請負事業を通じて、農地の有効活用や高齢化・労働力不足に起因する耕作放棄地の発生防止を図る。 委託先：(財)倉敷市船越農業公社 農業公社活動範囲：船越地区、玉島地区、真備地区
・ 堆肥センター管理運営事業	20,091	20,880	△ 789	・ 循環型社会に寄与する生ごみ堆肥センターの管理運営委託料 (財)倉敷市船越農業公社に委託し、生ごみから有機堆肥を生産し、販売する。
・ たけのこ茶屋管理運営事業	2,093	2,093	0	・ たけのこ茶屋の管理運営委託料 〔指定管理者〕倉敷市真備町たけのこ茶屋生産販売組合 地域の農林水産物・特産物等の展示販売を通じ、市のPRと産業振興を図る。 指定管理期間：平成23～27年度 開館時間：10時～16時(月曜、年末年始休館)
・ 認定農業者経営展開リソース事業	1,667	1,667	0	・ 認定農業者経営展開リソース事業費補助金 水田農業の規模拡大を図る認定農業者(規模の条件有)に対して、農業用機械のリース導入を支援する、認定農業者に転貸リースを行う。 補助対象限度額 500万円/台 〔負担割合：県1/6、市1/6、農家2/3〕
・ 帰農者支援事業	532	532	0	・ 帰農者等(定年退職後等に就農する中高年齢者)を対象とした栽培技術指導・研修に要する経費に対する補助金 〔負担割合：県1/2、JAI/2〕 交付先：岡山西農農業協同組合、倉敷かさや農業協同組合
・ 【新】戸別所得補償経営安定推進事業	8,390	0	8,390	・ 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)作成経費 地域ごとの協議に基づき、地域農業のあり方(中心的担い手等)に関する計画を策定するための経費 消耗品費 300 ほか 〔負担割合：県10/10〕 「人・農地プラン」 ※人と農地の問題を一体的に解決し持続可能な力強い農業の実現を目指す、集落や地域の計画。地域における話し合いによって作成する。経営体への農地集積の計画(工程)、生産品目や経営複合化・6次産業化など、中心経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方など。 ※プランに位置づけられることで、昔年就農総付金(経営開始型)、農地集積協賛金、スーパージン金の当初5年間無利子化の対象となる。 ・ 農地集積協賛金(市街化農地は対象外) 人・農地プランに基づいた農地集積に協力した方に対する交付金 7,500 〔負担割合：県10/10〕 「経営転換協賛金」 ※要件：全ての自作地について貸付を農地利用集積円滑化団体等に白紙委任、主要農機具の処分、離農誓約など。 ※遊休地所有者は対象外 ※分断農地(ぶんさんさく)解消協賛金 ※要件：地域の中心経営体の跡地に隣接する農地について、貸付を農地利用集積円滑化団体等に白紙委任することなど。 ※遊休地は対象外、経営転換協賛金の交付を受けた者は対象外

農業費				農林水産部			
(続) 農業振興費 ・ 地域担い手育成総合支援事業				1,692	1,692	0	・ 認定農業者等の担い手の確保・育成を図るための経費 台歌市地域農業担い手育成総合支援協議会に対する補助金 1,658 ほか
・ 新規就農サポート事業				19,527	3,627	15,900	・ 新規就農者の確保を図るため、研修費等の助成を行う経費 事業運営委託料 2,427 農業実務研修補助金 1,200 〔負担割合：県1／3、市1／3、農協1／3〕 研修生：1年目2名、2年目1名予定 研修費：15万円／月 研修期間：2年間 新規就農者施設修繕補助金 900 〔県1／3〕 新規就農者の早期経営基盤安定の為、施設修繕等を助成する。
・ 地産地消推進事業				1,549	1,659	△ 110	・ 【新】 青年就農給付金 15,000 人・農地プランに位置づけられている新規の独立・自営就農者（原則45歳未満）に対して、経営が不安定な就農直後の所得を確保するための給付金 〔負担割合：県10／10〕 年150万円 平成24年度に限り、就農後5年以内（就農時45歳未満）対象の経過措置あり。
・ 耕作放棄地対策事業				1,090	2,180	△ 1,090	・ 農林水産業の活性化及び食料自給率の向上を図るため、地元産品・特産品の消費推進、PRを行うための経費 報償費 84 旅費 372 消耗品費 282 食糧費 7 印刷製本費 804
・ 中山間地域等直接支払事業				3,822	8,351	△ 4,529	・ 国が補助を行っている農業振興地域以外の荒廃した農地の再生利用を図るため、耕作放棄地の再生作業や土壌改良、営農定着に必要な経費を助成する。
畜産業費 ・ 畜産環境整備事業				65,874 65,798	76 0	65,798	・ 中山間地の農用地に対し、条件の不利を補正するための交付金を交付し、耕作放棄の発生防止、多面的機能の確保を図る。 〔負担割合：県1／3、市1／3〕 ※真備町妹地内3集落、玉島地内5集落
農業施設管理費 ・ 農業施設管理関係経費				743,249 514,417	907,068 678,551	△ 163,819 △ 164,134	・ 養豚場廃止に対し補償等を行うための経費 土地購入費 17,883 補償補填金 47,438 ほか
・ 排水機場維持管理事業				98,032	94,463	3,569	・ 農業土木委員、用排水委員等報酬 53,800 ・ 用排水路、ため池、樋門水門等、農業施設の維持管理費 労務賃金 1,378 消耗品費 1,400 光熱水費 8,003 修繕料 74,740 手数料 2,878 汚泥汚掃・運搬などの維持管理委託料 274,034 原材料費 11,500 ほか ・ 児島湾防砂防堤維持管理負担金、岡山県土地改良事業団体連合会負担金、派遣職員給与費負担金 9,858 ・ 水路網網作成事業 委託料 52,792 〔県10／10〕 ・ 農業用施設巡回清掃事業 臨時職員賃金 12,871 共済費 1,898 ほか 〔県10／10〕 ・ ため池の実態調査及びGIS整備事業 臨時職員賃金 3,678 共済費 542 消耗品 646 〔県10／10〕
・ 一部事務組合等負担金				45,461	47,190	△ 1,729	・ 排水機場維持管理費 労務賃金 2,342 消耗品費 325 燃料費 1,699 光熱水費 55,863 修繕料 17,660 排水機場管理・電気保安などの維持管理委託料 18,955 ほか ・ 三ヶ村組合、竹川組合、西一郷半組合、四ヶ郷組合、六ヶ郷組合、高梁川東西用水組合、溝井十二ヶ郷組合、八ヶ郷合同用水組合等一部事務組合への負担金

農業費				農林水産部	
農業施設管理費 (補)ホテイアオイ除去対策事業 ・ホテイアオイ除去作業委託料 2,778 消耗品 50 ・玉島地区内ため池のオオコ等による水質悪化や悪臭の除去経費 水質浄化機器修繕料 596 水質検査手数料 286 ほか	2,828	2,828	0		
	1,122	948	174		
	463,050	695,013	△ 231,963		
	44,200	72,000	△ 27,800		
	80,250	185,855	△ 105,605		
	2,500	8,500	△ 6,000		
	24,000	8,000	16,000		
	21,303	21,577	△ 274		
	152,961	160,771	△ 7,810		
	64,350	126,050	△ 61,700		
地籍調査費 ・地籍調査事業 ・公共基準点設置事業	1,497	900	597		
	25,575	27,032	△ 1,457		
	20,276	21,840	△ 1,564		
林業費	2,464	2,357	107		
	73,269	56,176	17,093		
	1,011	1,290	△ 279		
	6,744	5,971	773		
林業総務費 ・竹林再生とタケノコ増産支援事業 ・松くい虫予防事業 ・松くい虫被害木伐倒駆除事業	15,596	15,598	△ 2		

・ホテイアオイによる通水被害や水質悪化防止のための事業経費 巡視及び除去作業委託料 2,778 消耗品 50 ・玉島地区内のため池のオオコ等による水質悪化や悪臭の除去経費 水質浄化機器修繕料 596 水質検査手数料 286 ほか	・粒江 5 号水路ほか 1 か所 測量設計等委託料 2,700 工事請負費 41,500 ・倉 6 0 号水路ほか 3 1 か所 測量設計等委託料 12,402 工事請負費 64,703 物件補償費 3,000 ほか ・夫婦池の工事請負費 ・馬場樋門ほか 2 か所 測量設計等委託料 4,000 工事請負費 20,000 ・高梁川用水土地改良区、児島湾土地改良区に対する経常賦課金等の負担金 ・倉敷、玉島、庄、茶屋町の各土地改良区及び旧船越町、旧真備町において施行した土地改良事業等の借入償還金補助金 ・県営かんがい排水事業、県営ため池等整備事業 ほか ・真備町服部地区において行われる県営経営体育成基盤整備事業 労務賃金 394 換地測量設計委託料 1,103 ・地籍調査測量等委託料 12,338 など ・基準点設置委託料
農林水産部	・タケノコの消費拡大推進や穂先タケノコ生産実験等を行い、竹林の再生とタケノコの増産に向けた支援を行うための委託料 【負担割合：県 1／2，市 1／2】 料理講習会開催や穂先タケノコ生産実験、新商品開発など ・松くい虫の予防に関する事業【負担割合：県 1／2，市 1／2】 葉刈地上散布委託料（鷺羽山 13 h a 6・7 月 2 回実施） 1,238 葉刈樹幹注入委託料（鷺羽山 松 4 4 5 本 2 月実施） 5,471 ほか 事業目的：マツノザイセンチュウの侵入の防止及び殺虫を行う。 ・伐倒駆除事業委託料 【負担割合：県 1／2，市 1／2】 松くい虫被害木の伐倒及び伐倒木への薬剤散布 事業目的：松くい虫被害木の伐倒及び伐倒木への薬剤散布を行い被害の拡大を防止する。 事業予定量：1,300㎡ 事業予定地：菅生、庄、鷺羽山、玉島、真備ほか

林業費				農林水産部	
(純)林業総務費				・ふれあいの森、愛宕山公園及び美しい森（2か所）の維持管理費 ふれあいの森管理委託料 2,624 愛宕山公園管理委託料 1,795 ふれあいの森管理委託料 2,297 真備美しい森管理委託料 3,039 美しい森修繕料 7,150（県1／2） ほか ・台風12号による被災箇所（郷内小学校北側ほか15か所）の県営治山事業に伴う 道路等附帯施設の整備費 ・水源林の保育及び管理を行うとともに、森林諸機能の維持増進を図り、水源確保、 災害防止と財産の増殖に要する経費 水源林管理委託料（撫育、間伐、下刈り作業など） 17,240 災害保険料 3,077 ほか ・水源林造成委託料 7,753（県7／10） 植樹の集い運営委託料 597 ほか	
水源林管理費					
・水源林管理事業					
20,482				17,286	3,196
・治山事業関係経費				22,000	20,000
20,421				21,887	△ 1,466
20,421				21,887	△ 1,466
9,113				11,169	△ 2,056
9,113				11,169	△ 2,056
水産林造成費				水産林造成費	
・水産林造成事業				・水産林造成事業	
48,878				54,905	△ 6,027
6,913				7,508	△ 595
6,400				6,400	0
1,350				1,350	0
1,500				1,500	0
19,170				25,224	△ 6,054
4,968				4,968	0
1,138				1,137	1
2,189				1,246	943
435				441	△ 6
水産業費				農林水産部	
水産業振興費				・漁業の安全操業の指導・啓蒙と漁船保険の加入を促進するため、漁船保険の掛金 に対する補助（交付先：市内8漁協） 〔負担割合：市1／4、漁協3／4〕 ・(財)合数水産協会の水産振興事業に対する補助金 ・漁獲量の増大及び漁業経営の安定化を図るため、稚魚を購入する経費 定着性稚魚購入費 1,050〔負担割合：県1／2、市1／2〕 モロコ稚魚購入費 300〔単市〕 ・漁業協同組合が実施している養殖漁業及び観光漁干狩り事業に対する補助 〔負担割合：市1／2、漁協1／2〕 ・漁業経営の近代化を図るため、漁業協同組合等が共同利用施設を整備する経費を補助 県補助分 4件〔負担割合：県1／2、市1／4、漁協1／4〕 ・県が実施している栽培漁業事業への負担金、及び市内漁業団体が実施するオニオコデ、 ガザミ、クルマエビなどの種苗放流事業に対する補助 栽培漁業費負担金 2,690 栽培漁業振興対策事業費補助金 1,318〔負担割合：市1／2、漁業団体1／2〕 漁業資源回復事業費補助金 960〔負担割合：県1／2、市1／4、漁業団体1／4〕 ・産卵用タコツボ約3、250個の設置経費 タコツボ購入費 1,121 普通傷害保険料 17 〔負担割合：県1／2、市1／2〕 ・漁業団体が収集したゴミの運搬処理委託料 ・親子で行う漁業体験学習（地びき網体験、底びき網乗船等）に要する経費 対象者：市内の小学校に通学又は市内に在住する小学生及びその保護者約70名 船舶借上料 210 食糧費 105 委託料 60 ほか	
・漁業操業安全対策事業費補助金					
・水産振興管理費補助金					
・稚魚等放流事業					
・浅海増養殖振興対策事業費補助金					
・漁業経営近代化施設整備事業費補助金					
・栽培漁業振興事業					
・タコツボ設置事業					
・漁場環境クリーンアップ事業					
・漁業体験学習事業					

水産業費		農林水産部	
水産業施設整備費 ・水産業施設管理費 ・県営工事等負担金 ・水産業施設整備事業	53,583 3,724	28,393 3,289	25,190 435
	28,546	24,789	3,757
	21,000	0	21,000
		・市管理漁港（通生・小原・勇崎）、水門（通生・押山・羽口・甲内・小原防潮・小原漁港）の維持管理経費 水門電気使用料 592 修繕料 978 水門看守委託料 1,019 ほか ・県管理漁港（大島・下津井・呼松・沙美）の建設事業費負担金及び漁港管理費負担金 ・錆びつき等、老朽化の著しい小原漁港内の排水機場ポンプ設備を交換し、大雨・洪水・高潮などの災害発生に備える。 排水機場整備：昭和57年度	

商 工 費

【新】は新規事業、()内数値は24年度に相当する前年度予算額

(単位:千円)			
項 目	事 業 名	平成24年度 当初予算額	平成23年度 当初予算額
商 工 費			
商工総務費 ・職員給与費		277,852 274,422	296,346 293,026
商工業振興費 ・商工業活性化推進事業		1,294,402 43,151	1,897,939 46,649
・中小企業振興支援事業		982	44,726
・中小企業融資事業		66,474	88,818
・商業活性化事業		35,171	48,319
・中心市街地活性化事業		21,019	21,404
・繊維産業支援事業		65,741	82,283
・【新】地元産品等活用促進事業		11,839	0
		11,839	11,839

(単位:千円)

内 容	明 細	担 当 部 局
商工労働部		
・職員35人分		
・商工団体等補助金 32,608 商工会議所 (倉敷 6,600 児島 4,800 玉島 3,800) 商工会 (真備船越 10,534 つくば 6,874) ・商工業活性化イベント推進事業補助金 10,000 など		
・岡山貿易情報センター負担金 300 (社)岡山県国際経済交流協会負担金 300 岡山県広域商談会負担金 200 ・中小企業経営指導員謝礼金 82 など		
・中小企業融資利子補助金 6,312 倉敷市融資制度の取扱金融機関への利子補助金 ・中小企業融資保証料補助金 16,784 岡山県信用保証協会への保証料補助金 ・小口資金等保証料補助金 20,082 小規模企業者等の融資利用に対する保証料補助金 ・岡山県信用保証協会損失補償金 23,176 など 岡山県信用保証協会が、市の融資要綱に基づき保証した融資にかかる代位弁済に対する補償金		
・倉敷市商店街連合会運営補助金 11,970 倉敷市の商店街の一体的短観、発展を目指して、調査活動費、事務所費等を補助 ・倉敷市商店街連合会年末大売出補助金 11,700 倉敷市商店街連合会が毎年実施している年末大売出に対する補助金 ・商工振興対策事業費補助金 (市1/3の補助) 11,300 など 新商人育成支援事業 1,300 空き店舗対策事業 10,000		
・まちづくり補助金 15,200 倉敷市風祭、倉敷フォトコミュニティなどのイベント開催及び倉敷まちづくりセンターの管理運営に要する経費 ・都市開発補助金 4,000 など		
・指定管理委託料 28,148 〔指定管理〕倉敷市ファッションセンターの管理運営委託 (倉敷ファッションセンター(株)) ・倉敷ファッションセンタービル管理運営負担金 14,000 備品購入費 2,397 ・繊維産業人材育成事業補助金 8,000 倉敷ファッションセンター株式会社が行う人材育成カリキュラムに対する補助 ・ファッションデザインコンテスト開催負担金 4,000 ファッションセンター株式会社 主催:倉敷市及び倉敷ファッションセンター ファッション関連産業の人材育成及び出展者と地場企業を結びつける場の提供 ・【新】学生服市場拡大促進事業委託料 7,914 (県10/10) など 学生服製造業者の販路開拓を支援するため、制服のPRを行うとともに、制服製造技術を活用した新規製品のPRを行うための委託料		
・食に関する学科を持つ地元大学等と連携し、魚介類や農産品などの地元産品を活用した新商品開発や販路開拓を行うための委託料		

商 工 費				商工労働部	
(続)商工費振興費				・特産品等地域資源を調査し、情報発信するための委託料 [県10/10] ・国際海上VHF水島海岸局運営費負担金 8,023 [県、市、企業各1/3負担] ・水島港出入港船舶の航行管理を行うためのポートラジオ局管理運営費への負担金 ・水島港航行管理支援業務負担金 9,823 [県、市各1/2負担] ・監視レーダー・カメラ等による出入港船舶の航行管理支援業務への負担金 ・水島港国際バルク戦略港湾研究会負担金 500 ・水島港開港50周年記念行事開催負担金 1,000 など ・企業立地促進奨励金 1,042 ・工場等を立地する事業者に対する奨励金 (1件) ・設備投資促進奨励金 742,068 ・工場、機械設備を増設する事業者に対する奨励金 (47件) ・競争力強化促進奨励金 200,000 など ・研究開発施設を併設した国内拠点工場を立地する事業者に対する奨励金 [県1/2] ・地域集会所建設費等補助金 24,917 など ・インキュベーションオフィス (KVO)施設運営管理事業 6,753 ・インキュベーションマナージャー報酬 2,577 共益費・修繕積立金 2,333 ほか ・くらしきシティプラザ西ビル8階の起業家支援施設「くらしきベンチャーオフィス」の管理運営費 ・起業家支援事業 358 ・報償費 284 費用弁償 44 ほか ・起業塾の開催ほか起業家向けセミナー事業 ・研究開発支援事業・販路開拓支援事業・人材育成支援事業・産業財産権の取得支援事業を実施する中小企業に対する補助金 ・〔指定管理〕見島産業振興センターの管理運営委託 15,427 (見島商工会議所) ・東日本大震災被災者等用インキュベーション使用料負担金 732 など	
・特産品等地域資源発掘事業					
・水島港振興事業					
・企業誘致推進事業					
・L P ガス国家備蓄事業					
・起業創出支援事業					
・がんばる中小企業応援事業					
・見島産業振興センター管理運営事業					
9,811					
21,572					
943,941					
1,226,625					
△ 282,684					
25,037					
7,111					
20,000					
16,659					
△ 4,521					
観 光 費				文化観光部	
観 光 費				・臨時駐車場誘導係業務委託料 1,232 ・観光シーズイベント開催時に臨時開設する駐車場への車両誘導委託料 ・海水浴場サメ防衛網設置業務委託料 7,412 (沙美海水浴場・六口島海水浴場) ・沙美海水浴場駐車場誘導係業務委託料 1,638 など ・産業観光ツアー連綿委員会への負担金 ・地場産業を観光資源として活用したツアー等を実施する。 ・国内向けの雑誌・新聞・WEB等マスメディアへの広告料 6,400 ・カタログラック設置委託料 567 ・岡山駅地下道などへの観光コルント掲出等経費 308 など ・岡山県国際観光デターマ地区誘客促進協議会負担金 1,480 など ・岡山市・倉敷市・岡山市・津山市・真庭市・美作市・鏡野町・商工会議所・県観光連盟が連携し、外国人観光客の受け入れ体制整備や宣伝活動を行う事業に対する負担金	
・観光客対策事業					
・産業観光推進事業					
・マスメディア等によるPR事業					
・国際観光客誘致事業					
294,791					
12,100					
1,000					
8,325					
1,800					
△ 23,219					
318,010					
10,312					
(11,619)					
1,500					
△ 500					
8,064					
261					
1,800					
0					

観光費				文化観光部	
(経)観光費	・観光パンフレット等の印刷物作成事業	4,787	4,631	156	・総合パンフレット印刷製本費等 ・倉敷・岡山ぐるりバス連携協議会負担金 9,000 主要都市から倉敷・岡山地区までの往復ＪＲ券、地区内バス等のフリー乗車券、主要観光施設入場券をセットにした商品の開発・販売を行うことで、県外客の集客を図る事業の負担金 ・せとうち旅情実行委員会負担金 1,800 倉敷市・尾道市・福山市・倉敷観光コンベンションビューロー・福山市観光協会・尾道観光協会・ＪＲ西日本で構成し、観光客の誘致拡大と受け入れ体制の整備促進に必要な事業を実施するための負担金 ・「岡山・倉敷」観光推進協議会負担金 3,000 岡山・倉敷エリアへの観光客誘致、ＰＲ事業などを実施するための負担金 ・瀬戸内四都市広域観光推進協議会負担金 1,500 倉敷市・梁平町・鳴門市・神戸市で構成し、東瀬戸内圏への誘客を図るための負担金 ・吉備路観光連携協議会負担金 560 など ・倉敷春宵あかり負担金 11,500 早春のイベント「倉敷春宵あかり」の負担金 ・夏祭り等負担金 44,045 「倉敷天願区祭り」「水島港まつり」「玉島まつり」「真備・船穂総おどり」「せんい児島瀬戸大橋まつり」等の負担金 ・ハートランド倉敷負担金 22,800 ゴールデンドゥウィーク恒例のイベント「ハートランド倉敷」の負担金 ・サンセットフェスティバル負担金 4,000 瀬戸内海の夕陽をバックに和洋菜のコンサート等を行い、地域の観光ＰＲを行う事業に対する負担金 ・六口島・松島観光イベント事業 291 夏休み期間中に小学生親子を対象とした写生イベントを実施するための船舶借上料など ・観光客誘致協議会負担金 10,899 ＪＲ西日本と連携した倉敷への観光誘客キャンペーン事業など観光客誘致協議会への負担金 ・観光振興アクションプラン負担金 10,154 食の開発事業 4,050 鷺羽山夕景鑑賞バス運行補助 1,000 児島ジーンズバス運行補助 1,000 旅行社・交通事業者対策事業 3,681 など ・「巡・金田一耕助の小径」負担金 3,000 真備町を中心とした金田一耕助ゆかりの広域エリアを整備・ＰＲし、参加型イベントを行うことで吉都園・関西園からの誘客促進を図る事業に対する負担金 ・「記念日をすこすまち 倉敷」事業負担金 3,000 「記念日をすこすまち 倉敷」を創る事業を通じ、来訪者数、観光消費額の増加、地域産業の活性化、地域間格差の是正を実現し、地域全体の活性化に貢献することをビジョンとした事業への負担金 300 ・岡山特産花ござまつり負担金 300 ・倉敷観光WEBの充実 倉敷観光WEB内特集等制作業務委託費 2,000 客居にあった倉敷の過ごし方を提案する体験観光型モデルコースの制作委託料 【新】倉敷市観光情報発信協議会負担金 1,500 倉敷の観光情報を集約した新観光WEBサイトの運営を行うための協議会への負担金 ・倉敷市修学旅行誘致委員会への負担金 1,868
	・観光協議会等への参加事業	19,313	20,475	△ 1,162	
	・観光イベント事業	84,186	79,441 (83,653)	5,045	
	・観光客誘致事業	32,721	58,106 (56,960)	△ 25,385	

観 光 費				文化観光部	
(統)観 光 費	7,800	7,383 (7,513)	417	・ ビジット・ジャパン・キャンペーン連携事業負担金 400 因・県をはじめ近隣の世界的に有名な観光地がある自治体との連携により、広域での旅行商品の造成やPR資料の提供を行い、外国人観光客の誘致を図る。 ・ 海外向け雑誌等広告掲載費 1,000 ・ 倉敷インバウンド誘致委員会負担金 3,000 外国人観光客誘致に取り組む市内宿泊施設等と連携し、官民協働で外国旅行会社への誘致活動や、受け入れ体制の整備を行っていく事業に対する負担金 ・ 外国語パンフレット増刷費等 2,800 など ・ 倉敷観光コンベンションビューロー補助金 人件費 52,362 観光振興事業費 8,997 コンベンション誘致・支援事業費 19,323 フィルムコミッション事業費 3,386 観光案内所運営事業費 34,442	
・ 観光コンベンションビューロー補助事業	118,510	0 (118,589)	118,510		
観光施設管理費	94,975 10,508	98,152 13,664 (12,432)	△ 3,177 △ 3,156		
・ 観光施設管理運営事業					
・ 国民宿舎等管理運営事業	38,705	42,145	△ 3,440		
・ 児島観光港施設管理事業	6,977	6,690	287	・ 〔指定管理〕 国民宿舎良寛荘・鷺羽山レストハウス・鷺羽山ユースホステルの管理運営委託料 4,410 (シタックスフードサービス㈱) 土地借上料 15,803 修繕料 8,811 備品購入費 1,500 など ・ 児島観光港管理運営費 光熱水費 670 修繕料 595 委託料 3,450 土地借上料 2,005 など ・ むかし下津井回船問屋管理運営費 非常勤嘱託員報酬 (2人) 4,841 光熱水費 1,683 委託料 5,313 など ・ 〔指定管理〕 倉敷物語館の管理運営委託料 16,000 (倉敷まちづくり㈱) など ・ 〔指定管理〕 鷺羽山ビジターセンターの管理運営委託料 7,088 (NPO法人鷺羽山の景観を考える会) など ・ 夜間景観照明事業費 光熱水費 750 修繕料 200 火災保険料 382 など	
・ 倉敷物語館管理運営事業	13,465	12,060	1,405		
・ 倉敷物語館管理運営事業	16,350	16,350	0		
・ 鷺羽山ビジターセンター管理運営事業	7,388	7,243	145		
・ 夜間景観照明事業	1,582	0 (1,632)	1,582		
観光施設整備費	6,014 6,014	3,288 2,888	2,726 3,126	・ 〔指定管理〕 新派園の管理運営委託料 7,319 (倉敷観光コンベンションビューロー・大原美術館・クラレテクノ共同事業体) ・ 観光案内版修繕料 1,000 など 既設の案内板の修繕を行う経費 ・ 〔指定管理〕 国民宿舎良寛荘・鷺羽山レストハウス・鷺羽山ユースホステルの管理運営委託料 4,410 (シタックスフードサービス㈱) 土地借上料 15,803 修繕料 8,811 備品購入費 1,500 など ・ 児島観光港管理運営費 光熱水費 670 修繕料 595 委託料 3,450 土地借上料 2,005 など ・ むかし下津井回船問屋管理運営費 非常勤嘱託員報酬 (2人) 4,841 光熱水費 1,683 委託料 5,313 など ・ 〔指定管理〕 倉敷物語館の管理運営委託料 16,000 (倉敷まちづくり㈱) など ・ 〔指定管理〕 鷺羽山ビジターセンターの管理運営委託料 7,088 (NPO法人鷺羽山の景観を考える会) など ・ 夜間景観照明事業費 光熱水費 750 修繕料 200 火災保険料 382 など ・ 名勝下津井・鷺羽山保存管理計画の策定に要する経費 委員報酬 236 費用弁償 139 普通旅費 156 保存管理計画策定委託料 5,476 など	
・ 鷺羽山展望台周辺整備事業					

教 育 費

【新】は新規事業、()内数値は24年度に相当する前年度予算額

(単位:千円)

教 育 費			
学校体育施設開放事業費		44,930	△ 40,358
・ 運動場照明設置事業		4,572	△ 40,358

(単位:千円)

第3章 倉敷市行財政改革プラン2011

1 倉敷市における行財政改革の経緯と現状認識

倉敷市では、平成8年2月に「倉敷市行政改革大綱」を策定して以降、5次に渡る行財政改革計画を策定し、その実行を図ってきた。そして、現在の地方行政を取り巻く社会経済状況は、「少子高齢化」がさらに進んだ「人口減少社会の到来」による社会保障関係経費の増大と税額の減少、「地方分権の進展」による地方自治体の自主性、独立性の要請、「経済状況・財政構造の変化」による財政状況の悪化、道路・施設等の耐用年数の経過や劣化による「インフラ・施設の大規模修繕時期の到来」など、これまで以上に大きな、かつ急激な変化への対応が求められる厳しい環境となっており、これまでの体制や活動内容を見直すことにより、社会経済状況の変化に対応した行政サービスを提供することができるように、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とする「行財政改革プラン2011」が、平成23年1月に策定された。

2 計画の概要

本計画では、基本方針として、「1 業務改革」「2 財政構造改革」「3 職員・市役所改革」の3つの大きな柱と、その基本方針を実現するための実施方針に基づき、各個別の実施の取り組みを行うこととされており、実施項目毎に具体的な達成目標を定めるとともに、進行管理票を作成し、毎年度進捗状況を点検等し、実施計画の見直し、追加を行うこととされている。

また、本計画では、行財政改革の実施効果額を、次の計算式で算出し、各年度に発生する実施効果額を定めて、具体的な目標数値としている。

$$\text{実施効果額} = \text{経費削減額} + \text{歳入増加額} - \text{追加必要経費}$$

3 具体的な実施項目

この計画が定める具体的な実施項目のうち、文化産業局の事務に特に関係すると思われる事項をあげ、これを文化産業局の事務にあてはめて検討した結果は、以下のとおりである。

(1) 行政サービスの提供時間、提供手段の見直し（1－①）

昨今の市民のライフスタイルが変容していることを踏まえ、行政サービスの提供時間を拡大することで市民サービスの向上を図ること、そして、来庁しなくても可能な行政手続きが拡大できないかを検討することとされている。具体的には、公共施設の開館日、開館時間を見直すとともに、電子申請の普及促進を図ることとされている。

文化産業局が所管する施設には、各種の文化施設、観光施設、スポーツ関係施設及び勤労者の利用施設など、広く一般の市民が利用する施設が多くあり、市民サービスの向上のために、開館日、開館時間の見直しが必要であるとともに、それに伴う人件費の増加等に対する対策についてもあわせて検討する必要がある。また、施設の利用にあたっては、窓口まで赴いて予約するのではなく、インターネットや電話による予約が可能となるようにすべきである。

(2) 民間委託の推進（１－③）、指定管理者制度の推進（１－④）

民間の専門的な知識、ノウハウを活用して、コストの削減を図るとともに、市民サービスの向上を目的として、民間委託を推進することとされている。また、平成１５年の自治法改正により創設された指定管理者制度を積極的に推進し、経費の削減を図るとともに、施設の利用時間の延長など市民サービスの向上を図ることとされている。

文化産業局が所管する施設では、上記の通り各種の文化・観光施設等広く市民が利用する施設が多くあり、多くの施設において指定管理者制度が導入されているが、指定管理制度の開始にあたって従前の管理委託先を非公募で指定管理先としている施設についてその相当性を検討するとともに、現在も直営で管理を行っている施設について指定管理制度の導入を検討する必要がある。

(3) 契約事務の見直し（１－⑤）

平成２４年度の包括外部監査の意見などをもとに、一般競争入札の拡大や委託契約事務の見直し等を行うこととされている。

文化産業局が所管する施設では、施設管理等の各種の契約が締結されているので、随意契約の見直し等を検討する必要がある。

(4) ファシリティマネジメントの推進（２－①）

高度成長期に整備されたインフラや施設の大規模修繕や建替え時期の一斉到来は、地方自治体にとって財政的に大変な重荷になるため、従来の「スクラップ・アンド・ビルド」の手法だけではなく、厳しい財政状況の中で、持続可能な行政サービスの提供を行うため、今後は、ファシリティマネジメント（※）の手法、考え方を適用し、継続使用すべき施設の長寿命化、過剰資産の解消に取り組み、施設の維持管理コストを縮減することとされている。

文化産業局が所管する施設には、各種の文化施設や勤労者向けの施設等の高度経済成長期に整備された建築物が多く、施設の維持管理及び管理方針について見直すとともに、その必要性（廃止）についても検討する必要がある。

※ファシリティマネジメント（Facility Management＝FA）とは、企業、団体等が組織活動のためにファシリティ（施設とその環境）を総合的に企画・管理・活用する経営活動。

（５）情勢の変化に応じた事業の縮小、廃止（２－⑤）

各事務事業について、既に市民ニーズや社会情勢に合わなくなっているものについて、事業の縮小、廃止に向けて見直しを進めるとされている。

文化産業局が所管している事業には、補助金が長期間にわたって交付されているものが多くあり、従前行われてきた補助金が、既に社会のニーズに合わなくなっているものがないか、補助金交付の効果は十分あるのかを検討する必要がある。

第４章 監査にあたって（監査にあたっての視点・監査のチェック項目）

１ 倉敷市の文化観光及び産業振興の重要性と監査の必要性

倉敷市では、平成２２年３月、倉敷市の個性と魅力を伸ばすことを目的に、文化振興に関する基本理念を明らかにし、総合的な文化施策を展開するための指針として、「倉敷市文化振興計画」を策定し、文化芸術に関わる分野の指針としている。また、観光都市くらしきの名のとおり、倉敷市において観光の振興は最も重視すべき施策であり、また、商工業・農林業の振興は、地方自治体にとって最も基本的な責務でもある。

以上のとおり、文化産業局が所管する事務は、文化観光都市くらしきにとって欠くことのできない重要な施策であることは疑いのないところであるが、その反面、多くの補助金が交付される事業があり、また、市民会館等を初めとする大規模な施設を所管している。

したがって、文化産業局の所管する事業については、地方公共団体が置かれた状況に合った有効かつ効率的・経済的な行政が行われる必要性が認められるとともに、その施設の管理についても、施設が市民にとって有意義に利用され、その管理が効率的に行われる必要がある。

2 文化産業局が所管する補助金事業について

- (1) 文化産業局が所管している補助金事業の補助事業名、補助金の交付先、平成24年度の補助金の交付額及び根拠となる規程を、担当課毎にまとめたものが、図表8「文化産業局 補助事業一覧表」である。

図表8 文化産業局 補助事業一覧表

(文化振興課)

番号	補助事業名	平成24年度 補助金の交付先	平成24年度 交付額(合計額)	根拠となる要綱等の名称
1	文化連盟補助金	倉敷市文化連盟	2,525,243	倉敷市補助金等交付規則
2	学区文化祭補助金	文化祭実行委員会18団体	1,724,000	倉敷市学区文化祭補助金交付要綱
3	創作舞台育成事業補助金	倉敷市文化連盟	7,187,336	倉敷市補助金等交付規則
4	吉備真備公献茶会補助金	吉備真備公献茶会実行委員会	580,000	倉敷市補助金等交付規則
5	竹林音楽祭補助金	竹林音楽祭実行委員会	800,000	倉敷市補助金等交付規則
6	文化振興財団運営費補助金	倉敷市文化振興財団	254,633,439	倉敷市補助金等交付規則
7	倉敷園芸科棋文化園興事業実行委員会補助金	倉敷園芸科棋文化園興事業実行委員会	2,851,963	倉敷市補助金等交付規則
8	文化活動奨励交付金	倉敷市文化振興基金運営委員会	2,984,897	倉敷市補助金等交付規則
9	将棋文化振興基金交付金	倉敷市文化振興財団	21,134	倉敷市補助金等交付規則

(観光課)

番号	補助事業名	平成24年度 補助金の交付先	平成24年度 交付額(合計額)	根拠となる要綱等の名称
1	倉敷観光コンベンション ビューロー補助事業	公益社団法人倉敷観光コンベン ションビューロー	113,363,271	倉敷市補助金等交付規則 倉敷市観光事業団体補助金交付要綱
2	第65回玉島まつり(沙美 海水浴場運営委員会)(海 の事業)補助事業	玉島まつり運営委員会	1,545,000	倉敷市補助金等交付規則

(スポーツ振興 課)

番号	補助事業名	平成２４年度 補助金の交付先	平成２４年度 交付額（合計額）	根拠となる要綱等の名称
1	体育協会補助金	倉敷市体育協会	2,600,000	
2	学区体育祭補助金	市内２９学区	1,529,000	倉敷市学区体育祭補助金交付要綱
3	瀬戸内倉敷ツーデーマーチ実施事業補助金	瀬戸内倉敷ツーデーマーチ実行委員会	6,660,053	
4	スポーツ選手強化事業費補助金	倉敷市体育協会	4,365,560	倉敷市スポーツ選手強化事業補助金交付要綱
5	スポーツフェスティバル開催補助金	倉敷市民スポーツフェスティバル実行委員会	9,874,232	
6	水球競技選手権大会開催補助金	全日本ユースＵ１５水球競技選手権大会実行委員会	4,100,000	
7	倉敷国際少年野球大会開催補助金	倉敷国際少年野球大会実行委員会	5,000,000	
8	トリアスロン大会実施事業補助金	倉敷国際トリアスロン大会実行委員会	20,131,017	
9	スポーツ振興事業開催補助金	財団法人 倉敷市スポーツ振興事業団	21,206,250	
10	ヘルスピア倉敷アイススケートリンク運営費補助金	学校法人 加計学園	3,937,986	ヘルスピア倉敷アイススケートリンク支援補助金交付要綱
11	倉敷武道後援会補助金	社団法人 倉敷武道後援会	8,112,000	

(国際課)

番号	補助事業名	平成２４年度 補助金の交付先	平成２４年度 交付額（合計額）	根拠となる要綱等の名称
1	倉敷市国際交流協会補助金	倉敷市国際交流協会	10,032,271	倉敷市補助金等交付規則

(商工課)

番号	補助事業名	平成２４年度 補助金の交付先	平成２４年度 交付額（合計額）	根拠となる要綱等の名称
1	企業誘致推進事業 企業立地促進奨励金	A 社	1,139,000	倉敷市企業立地促進奨励金交付要綱
2	企業誘致推進事業 設備投資促進奨励金	企業 ４２件	649,656,000	倉敷市設備投資促進奨励金交付要綱
3	水島港振興事業 物流施設誘致促進助成金	平成２４年度実績なし	0	倉敷市物流施設誘致促進助成金交付要綱
4	LPGガス国家備蓄事業 地域集会所建設費等補助金	町内会 ５件	9,940,350	倉敷市補助金等交付規則
5	人材育成事業費補助金	倉敷ファッションセンター(株)	8,000,000	倉敷市補助金等交付規則、人材育成事業費補助金に関する内規
6	倉敷商工会議所補助金	倉敷商工会議所	6,600,000	倉敷市商工団体等補助金交付要綱
7	つくば商工会補助金	つくば商工会	6,874,000	倉敷市商工団体等補助金交付要綱
8	岡山県中小企業団体中央会 補助金	岡山県中小企業団体中央会	250,000	倉敷市商工団体等補助金交付要綱
9	児島商工会議所補助金 (児島支所産業課へ令達)	児島商工会議所	4,800,000	倉敷市商工団体等補助金交付要綱
10	玉島商工会議所補助金 (玉島支所産業課へ令達)	玉島商工会議所	3,800,000	倉敷市商工団体等補助金交付要綱
11	真備船穂商工会補助金 (真備支所産業課へ令達)	真備船穂商工会	10,534,000	倉敷市商工団体等補助金交付要綱
12	商工業活性化イベント推進 事業補助金	商工団体等 全９件	7,877,000	倉敷市商工業活性化イベント推進事業補助金交付要綱
13	倉敷市商店街連合会補助金	倉敷市商店街連合会	11,541,000	倉敷市商工団体等補助金交付要綱
14	倉敷市商店街連合会年末大 売出し補助金	倉敷市商店街連合会	10,922,000	倉敷市商工団体等補助金交付要綱
15	パワーアップ商業振興事業 補助金	商店街 延べ１３件	10,925,000	倉敷市商工団体等補助金交付要綱
16	まちづくり補助金	倉敷商工会議所	14,974,000	倉敷市商工団体等補助金交付要綱
17	朝市開催補助金	倉敷商工会議所	4,000,000	倉敷市商工団体等補助金交付要綱
18	倉敷市がんばる中小企業応援事業補助金	中小企業等 全７３件	18,243,000	倉敷市がんばる中小企業応援事業費補助金交付要綱
19	保証料補助金	岡山県信用保証協会	13,315,000	倉敷市中小企業振興資金融資等要綱
20	利子補助金	倉敷市制度融資取扱金融機関等 計１７件	4,465,000	倉敷市中小企業振興資金融資等要綱 倉敷市中小企業創業等支援資金融資等要綱
21	保証料補給金	全３３５件	13,437,075	倉敷市中小企業振興資金融資等要綱 倉敷市中小企業創業等支援資金融資等要綱

(労働政策課)

番号	補助事業名	平成24年度 補助金の交付先	平成24年度 交付額(合計額)	根拠となる要綱等の名称
1	倉敷市勤労者福祉サービス センター運営費	倉敷市勤労者福祉サービスセン ター	18,885,000	倉敷市勤労者福祉サービスセンター運営補助金 交付要綱
2	岡山建設共同職業訓練協会 倉敷校補助事業	職業訓練法人 岡山建設共同職 業訓練協会	823,000	なし
3	岡山県建設国民健康保険組 合補助事業	岡山県建設国民健康保険組合 倉敷支部	4,057,000	なし
4	倉敷地区労働者福祉協議会 補助事業	倉敷地区労働者福祉協議会	200,000	なし
5	雇用開発協会補助事業	倉敷中央雇用開発協会, 児島地 区雇用開発協会	5,360,000	なし

(農林水産課)

番号	補助事業名	平成24年度 補助金の交付先	平成24年度 交付額 (合計額)	根拠となる要綱等の名称
1	真備・船穂地産地消&ふれあい祭り補助金	真備・船穂地産地消&ふれあい祭り実行委員会	1,000,000	真備・船穂地産地消&ふれあい祭り実行委員会会則 (申請書に添付)
2	マスカット&ワイン祭補助金	マスカット祭り・緑の音楽祭実行委員会	700,000	マスカット祭り・緑の音楽祭実行委員会会則
3	米生産調整事業費補助金	倉敷市地域農業再生協議会	8,373,000	農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱
4	農業近代化資金利子補給金	農業協同組合 2件	252,095	倉敷市農産漁業近代化等助成条例
5	農業経営基盤強化資金利子助成金	信用金庫等 4件	1,930,007	倉敷市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱
6	農業改善対策事業利子補給金 (旧真備町分)	岡山西農業協同組合	39,210	倉敷市農産漁業近代化等助成条例
7	認定農業者育成促進資金利子補給金	岡山西農業協同組合	2,025	倉敷市農産漁業近代化等助成条例
8	農業使用済廃プラスチック処理補助金	岡山西農業協同組合	121,940	倉敷市農業用使用済廃プラスチック処理費補助金交付要綱
9	農業後継者クラブ育成補助金	倉敷市農業後継者クラブ	516,000	倉敷市農業団体補助金交付要綱
10	オの神用地取得費借入に伴う利子償還金補助金	財団法人 倉敷市船穂農業公社	1,578,783	平成17年7月21日議決債務負担行為
11	活かせ！農地・産地力再生モデル事業費補助金	岡山西農業協同組合	412,000	～活かせ！農地～産地力再生モデル事業実施要綱
12	農業就業奨励補助金	個人 8件	800,000	倉敷市農林漁業就業奨励金交付要綱
13	農作物等鳥獣害防止対策事業費補助金	個人 26件	1,124,000	倉敷市農作物鳥獣害防止事業補助金交付要綱
14	わな猟免許取得補助金	個人 14件	56,600	倉敷市農作物鳥獣害防止事業補助金交付要綱
15	農産園芸関係補助金	農業協同組合 3件 営農団体 12件 計 15件	16,825,600	倉敷市農産園芸振興対策費補助金交付要綱
16	農業実務研修事業費補助金	岡山西農業協同組合	1,562,000	就農促進トータルサポート事業実施要綱
17	担い手総合支援事業費補助金	倉敷市地域農業担い手育成総合支援協議会	1,658,000	倉敷市地域農業担い手育成総合支援協議会規約
18	帰農者等支援事業費補助金	農業協同組合 2件	465,000	就農促進トータルサポート事業実施要綱
19	真備美しい森イベント補助金	真備美しい森管理運営協議会	400,000	なし
20	漁業操業安全対策事業費補助金	漁業協同組合 3件	7,520,000	倉敷市水産業振興補助金交付要綱 (漁業操業安全対策事業)
21	水産振興管理費補助金	財団法人 倉敷水産協会	6,400,000	倉敷市水産業振興補助金交付要綱 (漁業団体育成事業)
22	漁業協同組合再編促進事業費補助金	黒崎連島漁業協同組合	951,000	倉敷市水産業振興補助金交付要綱 (漁協再編促進事業)
23	ハマグリ養殖補助金	漁業協同組合 2件	1,000,000	倉敷市水産業振興補助金交付要綱 (浅海増養殖振興対策事業)
24	アサリ観光潮干狩り補助金	黒崎連島漁業協同組合	500,000	倉敷市水産業振興補助金交付要綱 (浅海増養殖振興対策事業)
25	漁業経営近代化施設整備事業費補助金	漁業協同組合 2件	5,620,000	倉敷市水産業振興補助金交付要綱 (漁業経営近代化施設整備事業)
26	競培漁業振興対策事業費補助金	漁業協同組合等 3件	838,000	倉敷市水産業振興補助金交付要綱 (競培漁業振興対策事業)
27	漁業資源回復事業費補助金	児島漁業協同組合	816,000	倉敷市水産業振興補助金交付要綱 (漁業振興特別対策事業)
28	漁業近代化資金利子補給金	漁業協同組合等 2件	224,611	倉敷市農産漁業近代化等助成条例
29	漁業就業奨励補助金	金田 智哉	100,000	倉敷市農林漁業就業奨励金交付要綱
30	漁港照明管理費補助金	漁業協同組合等 11件	345,100	倉敷市水産業振興補助金交付要綱 (漁港照明管理事業)

番号	補助事業名	平成24年度 補助金の交付先	平成24年度 交付額 (合計額)	根拠となる要綱等の名称
1	倉敷土地改良区償還補助金	倉敷土地改良区	42,565,354	倉敷市土地改良事業補助金交付要綱
2	玉島土地改良区償還補助金	玉島土地改良区	43,640,826	倉敷市土地改良事業補助金交付要綱
3	庄土地改良区償還補助金	庄土地改良区	15,610,188	倉敷市土地改良事業補助金交付要綱
4	茶屋町土地改良区償還補助金	茶屋町土地改良区	14,437,750	倉敷市土地改良事業補助金交付要綱
5	任意団体 (JA) 事業借入 償還分補助金 (船穂分)	岡山西農協協同組合	2,931,829	倉敷市土地改良事業補助金交付要綱
6	土地改良総合整備事業 (一般) 償還助成補助金 (真備分)	岡山西農協協同組合	815,181	倉敷市土地改良事業補助金交付要綱
7	農林漁業資金償還助成補助 (真備分)	岡山西農協協同組合	27,458,783	倉敷市土地改良事業補助金交付要綱
8	農村総合整備事業 (モデル) 償還助成補助金 (真備分)	岡山西農協協同組合	43,037	倉敷市土地改良事業補助金交付要綱
9	県営ほ場整備事業償還補助金 (真備分)	妹土地改良区	5,070,697	倉敷市土地改良事業補助金交付要綱

(2) 上記補助金事業一覧表記載の各補助金事業について、その適法性、有効性等を監査するため、担当課に対し、以下の項目についてアンケートを実施した。なお、アンケート結果の内容は、第5章監査の結果及び意見第2節各論に事業毎に記載している。

- 1) 補助金の交付開始年度
- 2) 補助金の目的・趣旨
- 3) 補助金の対象経費
- 4) 補助金の対象事業の内容
- 5) 補助金の算定方法
- 6) 補助対象事業の終了年度の設定 (有りの場合は最終年度、無しの場合はその理由)
- 7) 平成20年度から平成24年度の過去5年間の予算金額と実績金額
- 8) 実地調査の有無
- 9) 補助金の必要性 (必要、必要だが見直しが必要、必要性なし)
- 10) 過去に補助金の見直しが行われたか否か、見直しが行われた場合はその内容。
- 11) 現在、補助金の見直しの検討が行われている場合はその理由及び見直しの内容。

(3) 補助金の見直し

倉敷市では、平成 9 年度に倉敷市補助金等審議会から答申された「補助金等の適正化の方策について」を受けて、平成 13 年度、平成 16 年度及び平成 21 年度に全庁的な補助金の見直し（検証）が実施されている。平成 21 年度に実施された補助金の検討では、①官民の役割分担又は責任範囲が明確にされているか、②行政目的を達成するうえで、効率的・効果的な手段となっているか、③受益者負担や融資貸し付けなど他の代替措置が可能か、④社会情勢の変化等の理由により見直しの必要性はないか、さらに補助金の積算根拠や繰越金の有無、他都市との比較などを留意点として検証が行われている。その結果、文化産業局の所管する補助金事業では、5 件が廃止、7 件が縮小、1 件が終了となり、2, 136, 101 千円が削減されている。その内訳は図表 9「平成 21 年度補助金の検証結果一覧表」のとおりである。

図表9 補助金の検証結果一覧表

【文化産業委員会】			(単位 千円)		
番号	補助金等の名称 交 付 先	H19交付額 H20交付額 H21予算額	検 証 結 果		削減額
1	創作舞台育成事業補助金 倉敷市文化連盟	8,448 7,075 8,000	縮小	市民参加の総合舞台芸術を支援するための助成であるが、助成額が過大であるため実績に合わせた額に縮減する。	800
2	岡山県建設国民健康保険組合補助金 岡山県建設国民健康保険組合倉敷支部	4,508 4,508 4,508	縮小	建設労働者が加盟する建設国民健康保険組合に対する助成であるが、他団体と比べて高額であるため縮減する。	451
3	倉敷中央雇用開発協会補助金 倉敷中央雇用開発協会	3,460 2,940 3,846	縮小	ハローワークとの連携により地域の雇用対策を支援するための助成であるが、他団体と比べて高額であるため縮減する。	385
4	児島地区雇用開発協会補助金 児島地区雇用開発協会	2,720 2,310 2,110	縮小	ハローワークとの連携により地域の雇用対策を支援するための助成であるが、他団体と比べて高額であるため縮減する。	211
5	倉敷市労働力対策協議会補助金 倉敷市労働力対策協議会	612 500 500	廃止	実質的には市が直接実施している事業となっているため、補助金事業としては廃止する。	500
6	おかやま国際貢献NGOサミット補助金 NPO法人岡山県国際団体協議会	200 200 200	縮小	主会場が倉敷市内ではないこともあり、助成額を縮減する。	20
7	ふなおワイナリー管理運営費補助金 ふなおワイナリー有限公司	0 0 2,073	廃止	平成21年度の助成は臨時的な措置であり、廃止する。	2,073
8	くらしきTMO補助金 倉敷商工会議所	13,132 15,255 17,482	廃止	「まちづくり会社」に移管予定のため、廃止する。	-
9	美しい森イベント補助金 真備美しい森運営協議会	426 426 426	縮小	イベント等の事業内容を見直すこととし助成額を縮減する。	26
10	朝市開催補助金 倉敷商工会議所	4,000 4,000 5,000	縮小	平成21年度の追加助成分は臨時的な措置であり、廃止する。	1,000
11	産業観光推進事業補助金 倉敷・児島・玉島商工会議所	10,000 6,000 6,000	廃止	国の補助事業の終了に合わせて廃止する。ただし、平成22年度以降の産業観光の推進については、補助金以外の事業として実施する。	6,000
12	商店街景観創造事業補助金 商店街等	0 21,150 32,000	廃止	まちづくり交付金事業(倉敷地区)の期間が終了するため廃止する。	32,000
13	農業後継者資金利子補給金 農業協同組合	26 15 8	終了	新規貸付は既に終了しており、利子補給も平成21年度で終了する。	8

(4) 倉敷市補助金交付基準の作成

倉敷市では、平成25年10月に企画財務局長から出された平成26年度予算編成方針（通達）において、「倉敷市補助金交付基準」を示し、補助金については、個々の補助金の公益性、有効性、公平性などの観点から検討を行い、積極的に見直しを行うことを求めている。同基準の内容は、今後の補助金事業の見直しに当たって重要であるので、その内容を以下に掲げておく。

【倉敷市補助金交付基準】

1 目的

補助金は、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために、市が公益上必要があると認めた場合に交付するものである。この基準は、補助金の「公益性」、「有効性」、「公平性」、「公正性」、「補助金の交付を受ける者の適格性」及び「透明性」を確保するとともに、補助金の効果的かつ効率的な制度運用及び適正な執行を図ることを目的とする。

2 補助事業の公益性と有効性

- (1) 補助金の交付が客観的に見て公益上必要であること
- (2) 補助事業の目的、視点、内容などが社会経済情勢や行政の施策に合致していること
- (3) 補助金の交付を受ける者と市の役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であること

3 補助金交付を受ける者の適格性

- (1) 補助金交付の対象者としての根拠が明確で法令などに抵触していないこと
- (2) 支出経費の内容や会計処理が適切であること
- (3) 団体においては、当該事業決算における繰越金が、補助金と比較して妥当であること
- (4) 団体においては、設置目的と事業や活動の内容が一致していること
- (5) 団体においては、自主財源の確保に向けて努力していること

4 補助対象経費

- (1) 補助対象経費は、「補助目的を達成するための経費」に限定し、具体的に明確化すること
- (2) 原則、交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費等補助事業の実施とは直接関係のない団体運営にかかる一般管理的な費用は、補助対象としないこと
- (3) 団体の「運営費」を補助対象経費とする場合、補助対象経費の範囲を明確化すること

5 補助金交付額

- (1) 国・県等補助を伴う事業において、合理的理由がない限り補助額の上乗せや対象経費の拡大などを行わない
- (2) 補助金制度ごとに限度額または補助率等を定めるものとし、市民や団体との協働の視点から対象経費の1/2以内とすること
ただし、国・県等の制度によるものや行政目的の達成に必要な特段の理由がある場合を除く

6 補助金交付期間の設定

補助事業の目的達成に向けた努力の促進と補助事業の効果や必要性を定期的に検証するため、補助金交付期間についても、見直しを行うこと

- (1) 原則、国・県等の補助金制度を活用した補助事業については、その制度の終了と合わせて、市の補助事業を終了（廃止）すること
- (2) 市単独の補助金制度は、補助事業の特性等を勘案し、必要に応じて交付期間の見直しを行うこと

7 補助事業の達成状況等の検証

- (1) 毎年度、補助事業の達成状況や効果を検証すること
- (2) 補助事業の目標は具体的であること
- (3) 事業効果を測るための項目や指標が具体的で、妥当性があること

8 補助金制度の透明性確保

- (1) 補助金制度の内容や事務処理を明確にするため、必要に応じて補助金交付要綱を制定し、公表すること

(2) 補助金の交付を受けようとする者の選定にあたっては、公平性、公正性が確保されていること

(3) 補助金の交付状況を公表すること

(4) 補助事業の成果を公表すること

(5) 補助金とは、一般的に、「特定産業の育成や特定施策の奨励など、一定の行政目的を達成するために、国・地方公共団体が公共団体・企業・私人などに交付する金銭」と定義される。国の補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律において、補助金の交付の申請、決定に関する事項及び補助金に係る予算の執行に関する基本的事項について規定されているが、地方公共団体の補助金については、自治法第232条の2において、「地方公共団体はその公益上必要がある場合においては、寄付又は補助ができる。」と規定されているだけで、その他の補助金の申請や交付の事項については、各自治体が条例等で規定している。倉敷市では、倉敷市補助金等交付規則において、倉敷市が交付する補助金等の交付に関する基本的な事項が定められている。

(6) 自治法232条の2が規定するとおり、補助金の交付にあたっては、公益上の必要性が最も重要な要件となっている。ただし、公益性の内容は抽象的であるので、本監査にあたっては、その内容を具体化して以下の事項・視点から検討を行った。

ア 合法性（適正）

補助金の交付やその手続が法令の規定に基づき、適法・適正に行われていることは最も重要なことであり、具体的には、1) 補助金の交付は補助金交付要綱等に基づいているか、2) 補助金の申請、決定、交付等の手続は要綱等に基づいて適正に行われているか、3) 必要な書類はすべて徴求され、保存されているか、4) 要綱等に基づき補助金の実績報告書が提出されているか、5) 補助金の対象となる経費の範囲、補助割合、上限等は定められているか、6) 補助金が補助金の対象経費以外に使用されていないか、という観点から監査を実施した。

イ 正当性

補助金の交付目的に公益上の必要性が認められることは、上記地方自治法の規定から必要不可欠のものであり、具体的には、1) 補助金の交付目的が要綱等に明記されているか、2) その目的は公益に寄与するものか、3) 貸し付け等ではなく、補助金として交付することが妥当か、という観点から監査を実施した。

ウ 必要性

ここで必要性とは、公益性の観点（市民の立場）から補助金の交付、ひいては補助対象事業の実施が必要であるかということであり、具体的には、1) 補助対象事業の内容が交付要綱等で明確に規定されているか、2) 補助金交付を開始した当時の前提条件に変化はないか、3) 補助金の交付目的が既に達成されていないか、また、その確認のため、目標値や達成年度の設定がなされているか、4) 同じ目的の補助金や、補助目的・補助対象が類似している他の補助金等はないか、という観点から監査を実施した。

エ 有効性

補助金交付の目的に関して、どの程度成果・効果があったかということであり、具体的には、1) 補助金の達成目標が定められているか、2) 補助金の支出による効果の測定・検証がなされているか、という観点から監査を実施した。

オ 効率性

補助金の支出が事業効果のためうまく利用されているか、すなわち、最少の支出で最大の効果をあげることができているかということであり、具体的には、1) 補助金の算定基準は要綱等で明確に定められているか、また、その算定基準は妥当か、2) 少額の補助金について、補助効果は期待できるのか、3) 補助を受けた団体が、その構成員や他の団体にさらに補助金を交付していないか、4) 補助金の交付先団体が、その収支からみて補助金を交付する必要性があるか、という観点から監査を実施した。

カ 公平性

補助金の交付が同様な公益性を有する団体・個人の特定の者に限定されていないかということであり、具体的には、１）補助金の交付が同様な補助金の需要をもつ団体等の一部に限定されていないか（交付先は公平に決められているか）、２）倉敷市と交付先団体との人的・物的関係は適切か、という観点から監査を実施した。

３ 文化産業局が所管する公の施設について

- （１）文化産業局が所管する公の施設は、図表１０「公の施設一覧表」の文化産業局の欄に記載されたとおりであり、多くの施設が公募により指定管理者制度が導入されているが、一部の大規模な施設については、非公募により、従前から当該施設の管理を行っていた外郭団体を指定管理者として指定している。

平成25年4月1日 現在

51

文化産業局	文化振興課	文化交遊会館	文化交遊会館	指定管理者	公益財団法人倉敷市文化振興財団	非公募	平成26年3月	5年	1			1
		文化施設	倉敷市民会館など(4施設)	指定管理者	公益財団法人倉敷市文化振興財団	非公募	平成26年3月	2年	4			4
			児島・玉島文化センター	指定管理者	公益財団法人倉敷市文化振興財団	非公募	平成26年3月	2年	2			2
		大野昭和南記念資料館	大野昭和南記念資料館		直営				1	1		
		岡田浩重生家	岡田浩重生家		直営				1	1		
		横溝正史疎開宅	横溝正史疎開宅		直営				1	1		
	観光課	国民宿舎	食育荘、笠羽山レストハウス	指定管理者	シダックスフードサービス株式会社	公募 (更新制)	平成28年3月	5年 (+5年)	2			2
		ユースホテル	笠羽山ユースホテル						1			
		新渡戸	新渡戸	指定管理者	倉敷観光コンベンションビューロー・ 大原温泉館・クラレテクノ共同事業体	公募	平成27年1月	5年10ヶ月	1			1
		バス専用駐車場	バス専用駐車場	指定管理者	倉敷観光コンベンションビューロー・ クラレテクノ共同事業体	公募	平成27年1月	5年10ヶ月	1			1
		倉敷物産館	倉敷物産館	指定管理者	倉敷まちづくり株式会社	非公募	平成28年3月	3年	1			1
		むかし下津井回船問屋	むかし下津井回船問屋		直営				1	1		
		笠羽山ビジターセンター	笠羽山ビジターセンター	指定管理者	NPO法人笠羽山の景観を考える会	非公募	平成26年3月	3年	1			1
		王子が産レストハウス	王子が産レストハウス		直営				1	1		
	スポーツ振興課	運動公園	倉敷運動公園など(7施設) ※有料体育施設	指定管理者	公益財団法人倉敷市スポーツ振興事業団・ クラレテクノ株式会社 共同事業体	公募	平成26年3月	5年	7			7
			児島地区公園	指定管理者	NPO法人岡山県水泳連盟	公募	平成27年3月	5年	1			1
		球技施設	笠江・船瀬球場	指定管理者	公益財団法人倉敷市スポーツ振興事業団・ クラレテクノ株式会社 共同事業体	公募	平成26年3月	5年	2			2
			茶屋町球場		直営				1	1		
		水泳センター	倉敷屋内水泳センター	指定管理者	公益財団法人倉敷市スポーツ振興事業団				1			1
		体育館	倉敷・水島体育館	指定管理者	公益財団法人倉敷市スポーツ振興事業団・ クラレテクノ株式会社 共同事業体	公募	平成26年3月	5年	2			2
		武道場	水島武道館など(4施設)		直営				4	4		
			玉島武道館	指定管理者	玉島テレビ放送・JFE西日本ジーエス 共同事業体	公募 (更新制)	平成28年2月	4年3ヶ月 (+3年+3年)	1			1
			船穂武道館	指定管理者	クラレテクノ株式会社ビル管理サービス事業部	公募	平成26年3月	3年	1			1
		高梁川船穂一之町広場	高梁川船穂一之町広場	指定管理者	船穂町グラウンドゴルフクラブ	非公募	平成26年3月	10年	1			1
	職工課	ファッションセンター	ファッションセンター	指定管理者	倉敷ファッションセンター株式会社	非公募	平成26年3月	5年	1			1
		産業振興センター	児島産業振興センター	指定管理者	児島商工会議所	非公募	平成26年3月	6年	1			1
	労働政策課	労働会館	倉敷労働会館	指定管理者	株式会社さんびる	公募 (更新制)	平成28年3月	5年 (+5年)	1			1
		山陽ハイツ	山陽ハイツ	指定管理者	ベネフィットホテル株式会社	公募	平成26年3月	3年	1			1
		共同作業場	羽島共同作業場		直営				1	1		
		勤労福祉センター	水島勤労福祉センター		直営				1	1		
		勤労青少年ホーム	水島勤労青少年ホーム (平成26年9月末閉館予定)		直営				1	1		
		勤労者体育センター	倉敷勤労者体育センター		直営				1	1		
	農林水産課	農業共同作業所	徳芳農業共同作業所など(5施設)		直営				5	5		
		堆肥センター	船穂町堆肥センター		直営				1	1		
		研修センター	アグリサポート研修センター		直営				1	1		
									55	21	21	13

建設局	市街地開発課	駐車場	倉敷市市営駅前駐車場など(18施設)	指定管理者	倉敷まちづくり株式会社	非公募	平成29年3月	5年	18			18
	倉敷駅周辺開発事業団	交通管理事業実施に伴う仮住居	倉敷駅前東都市再生住宅		直 営				1	1		
	道路管理課	自転車等駐車場	倉敷駅前自転車駐車場など(32施設)		直 営				32	32		
	公園緑地課	公園	都市公園・児童遊園		直 営				972	972		
		運動公園	倉敷運動公園など(7施設) ※緑地部分	指定管理者	公益財団法人倉敷市スポーツ振興事業団・ クラブテック株式会社 共同事業体	公募	平成26年3月	5年	再掲		再掲	
		児童地区公園	荒島地区公園 ※緑地部分	指定管理者	NPO法人岡山県水泳連盟	公募	平成27年3月	5年	再掲		再掲	
		公園	阿賀崎公園	指定管理者	玉島テレビ放送・JFE西日本ジーエス 共同事業体	公募 (倉敷市)	平成28年2月	4年3ヶ月 (平成28年2月)	1		1	
	住宅課	市営住宅	中庄団地など(97施設)		直 営				97	97		
		市営住宅駐車場	市営中洲団地有料駐車場	指定管理者	株式会社不二ビルサービス	公募	平成29年3月	5年	1		1	
		市有住宅	市営新倉敷駅前再開発住宅等	指定管理者	両儀ホールディングス株式会社	公募	平成26年9月	5年6ヶ月	1		1	
									1123	1102	3	18

教育委員会	教育総務課	情報学習センター	倉敷情報学習センター	直 営						1	1		
	生涯学習課	少年自然の家	少年自然の家	直 営						1	1		
	文化財保護課	歴史民俗資料館	歴史民俗資料館	指定管理者	公益社団法人倉敷市シルバー人材センター	非公募	平成26年3月	3年	1			1	
			福田歴史民俗資料館	指定管理者	福田歴史民俗資料館管理委員会	非公募	平成26年3月	3年	1			1	
			真備歴史民俗資料館	直 営						1	1		
		備前坂島記念館	備前坂島記念館	指定管理者	備前坂島顕彰会	非公募	平成26年3月	3年	1			1	
		旧榎木家住宅	旧榎木家住宅	指定管理者	玉島商工会議所	非公募	平成26年3月	3年	1			1	
		まきび記念館	まきび記念館	指定管理者	吉備真備顕彰会	非公募	平成26年3月	3年	1			1	
		ふるさと歴史館	真備ふるさと歴史館	指定管理者	岡田理史研究会	非公募	平成26年3月	3年	1			1	
	埋蔵文化財センタ	埋蔵文化財センター	倉敷埋蔵文化財センター	直 営						1	1		
	中央図書館	図書館	中央図書館など(6施設)	直 営						6	6		
	美術館	美術館	美術館	直 営						1	1		
	自然史博物館	自然史博物館	自然史博物館	直 営						1	1		
	市民学習センター	市民学習センター	倉敷市民学習センター	直 営						1	1		
		公民館	基幹＝倉敷公民館など(4施設)	直 営						4	4		
			地区＝倉敷東公民館など(24施設)	直 営						24	24		
				分館＝向山分館など(20施設)	直 営						20	20	
	科学センター	科学センター	倉敷科学センター	直 営						1	1		
		天体観測施設	真備天体観測施設	直 営						1	1		
											68	63	0

(2) 指定管理者制度の概要

ア 平成15年の自治法の一部改正により、「公の施設」について、従来の契約による「管理の委託」方式は廃止され、指定された指定管理者に管理権限を委任する指定管理者制度が導入された。

「公の施設」の管理を受託できる資格者が、従来の公共団体等のほか民間事業者にも開放されたことに大きな特徴がある。さらに、指定管理者に使用(利用)許可などの「行政処分」を含めて「管理」を行わせることができる制度とされている。

イ 従前の管理の委託制度の下における管理の委託の場合、その委託先は、地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの(一又は複数の地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人及びその他総務省令の定めに該当する法人)又は公共団体若しくは公共的団体とされていた(平成15年改正前自治法24

4条の2第3項)が、改正後の指定管理者は、単に「法人その他の団体」とされており(自治法244条の2第3項)、民間の事業者も指定管理者になることが可能となった。なお、個人は対象とならない。

ウ 改正前の管理の委託制度の下においては、管理の委託は、公物本来の目的を達成させるための作用である公物管理権に限られ、公物管理権のうちでも権力的性格のある使用(利用)許可などの「行政処分」は委託できないと解されていたが、改正後の指定管理者制度は、従来の管理業務を委託する方式から、法律を根拠として管理権限を委任する方式に考え方を変更したものであり、使用(利用)許可などの「行政処分」も含めて管理を行わせる制度とされている(自治法244条2項括弧書参照)。このことについては、改正後の自治法244条の4第3項において、指定管理者も「公の施設を利用する権利に関する処分」を行うことが明らかにされている。

エ 指定管理者に公の施設の管理を行わせるには、条例の定めが必要であり(自治法244条の2第3項)、その条例には、指定の手続(申請の方法、選定基準等)、管理の基準(利用に当たっての基本的な条件など業務運営の基本的事項)及び業務の範囲(指定管理者が行う管理の業務について、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の具体的範囲の設定)のほか、公の施設の目的や態様に応じて必要な事項を定めるものとされている(自治法244の2第4項。総務省自治行政局長による平成15年7月17日付け「地方自治法の一部を改正する法律の公布について(通知)」(総行行第87号))。

また、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものであり(自治法244条の2第5項)、あらかじめ議会の議決を経なければならず(同条第6項)、指定管理者は、毎年度終了後、公の施設の管理に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する地方公共団体に提出しなければならない(同条第7項)。

(3) 倉敷市の指定管理制度導入事務について

ア 倉敷市は平成15年6月の自治法改正による「指定管理者制度」の導入を受けて、平成15年12月22日、「倉敷市公の施設指定管理者の指定

手続等に関する条例」（条例第54号）及び「倉敷市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」（規則第84号）を定めた。

イ また、平成17年2月に、倉敷市において指定管理者制度を導入するにあたっての基本的な活用方針を定めた倉敷市指定管理者制度適用方針を策定し、平成18年5月にはそれを改訂した「倉敷市指定管理者制度推進方針」（平成21年11月に第3版策定）を定めている。

同推進方針では、指定管理者制度は、「多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間企業やその他の団体等のノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的」とするものであり、倉敷市は、指定管理者制度を積極的に活用することとされている。また、指定管理者の選定方法は、原則公募により行うこととし、以下の各号に当てはまる場合に限って、特定の者を指名し、指定管理者とすることができるものとされている。

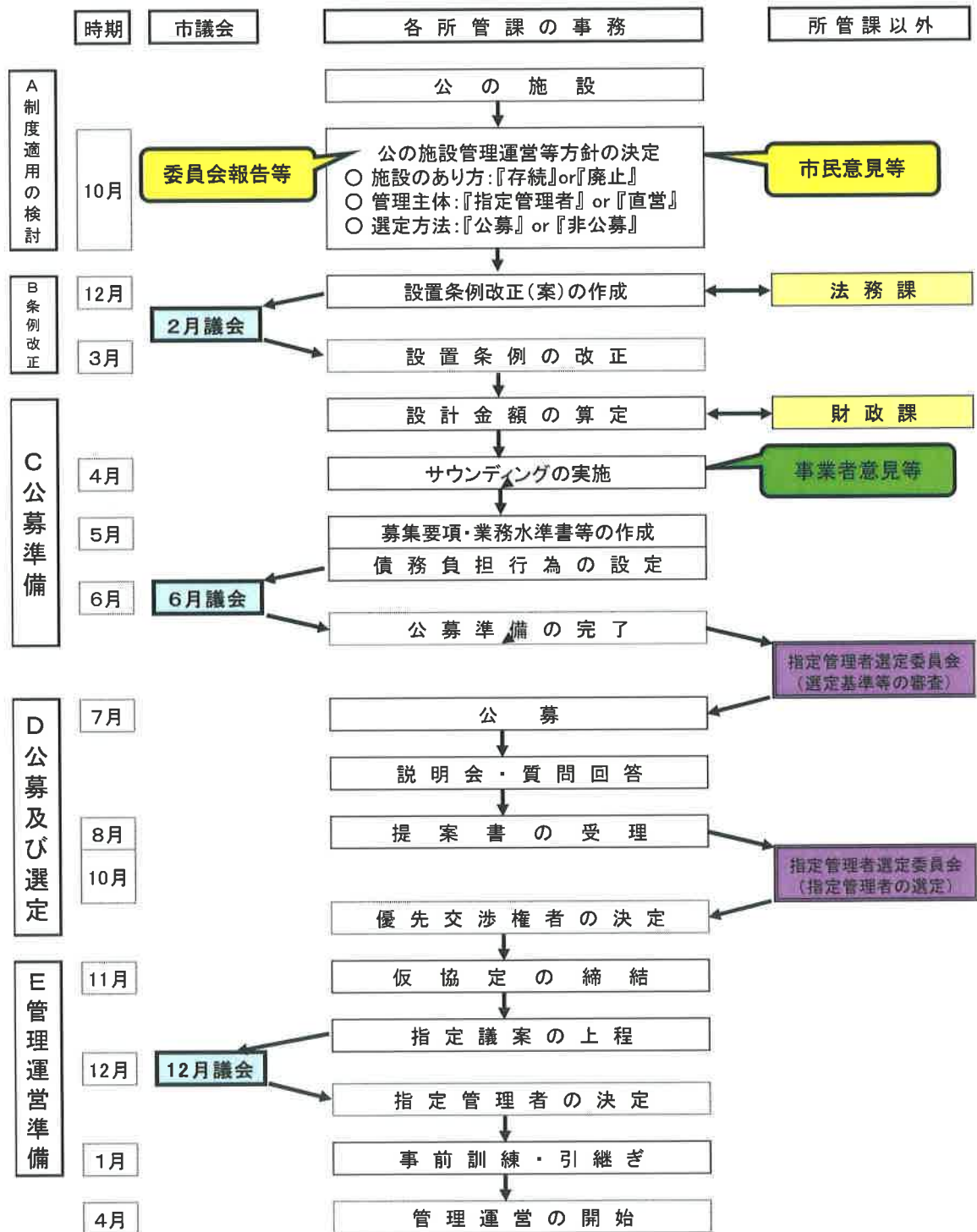
- ① 専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合で、その者を指名する場合
 - ② 地域との結びつきが強い施設で、地域の町内会等を指名する場合
 - ③ 施設の大規模修繕等が計画され、継続した指定管理期間の設定が困難な場合
 - ④ 施設管理上、緊急やむを得ない事態により指名する場合
 - ⑤ 公募により指定管理者を募集したが、応募者がなかった場合、又は、選定委員会において応募者全員が募集要項に定める水準に達していないと認められた場合
 - ⑥ 当初の公募において更新制を採用し、引き続き同一の指定管理者を指定する場合
 - ⑦ その他特定の者を指名することが、明らかに効果的、効率的又は適切、若しくは真にやむを得ないと認められる場合
- ※⑦の例：次に掲げる全ての項目に該当し、現指定管理者を引き続き指定する場合

(1)施設の設置目的と、利用者の立場から見て同一の指定管理者による継続的な管理運営がなされることが望ましいと判断できること

(2)過去のモニタリング結果が優良であること

- ウ また、指定管理者制度を適用する場合の内部の事務マニュアルとして、倉敷市指定管理者制度事務マニュアル（平成23年9月に第3版策定）を策定している。この事務マニュアルでは、指定管理者の公募の前に、サウディング（公募前に当該公の施設の設置目的のほか、管理運営方法、業務範囲、リスク分担など、市の実施方針等について、広く意見、提案を求めること）が要求されており、各所管課において、当該施設の指定管理者制度の適用方針を明らかにし、広く市民の意見を聞くこととしている。
- エ これらによると指定管理者制度導入の手順は、図表11「指定管理者制度適用事務の流れ」のとおりである。

図表11 指定管理者制度適用事務の流れ



※ 大規模施設については、事前訓練・引継ぎの期間を6ヶ月程度とし、諸手続を繰り上げることとします

(4) 以上を踏まえ、本監査においては、以下のチェック項目を中心として公の施設の監査を実施した。

ア 指定管理者制度を導入したことの合理性

市の「公の施設」として必要か（譲渡、廃止は可能か）

利用者の地域性、市内同種施設の観点から検討する。

イ 選定手続は適正か

(ア) 公募・非公募の別とその決定手続の適正性及び非公募の理由

(イ) 公募手続は適正か（実質的な公募手続となっているか）

①募集方法、期間

②現地説明会参加者数と実際の申請者数の違いとその理由

(ウ) 選定委員会の適正性

①その構成メンバーの決め方と実際の構成メンバー

②選定方法の適正性

③選定委員会議事録の有無

(エ) 選定基準の適正性

①各審査項目、配点基準は適正か

②合格最低ラインを設定しているか

③先入観等の排除についての配慮がなされているか

ウ 条例、協定書の内容の問題点

(ア) 予定価格・指定管理料の上限の算定は適切か

(イ) 債務負担行為の設定はなされているか

(ウ) 指定管理料の積算根拠（単価と数量）

(エ) リスク管理、リスク回避の条項

①指定取消後の措置

②終了時の業務の引継ぎ

エ 施設の収支状況

(ア) 支出総額（人件費、維持管理費等）と収入（利用料金収入、事業収入、指定管理料収入）のバランス

(イ) 指定管理者の料金設定の妥当性

オ サービスの向上

(ア) 効率的運営（開館・利用時間、使用料、職員の配置等）がなされているか

(イ) 利用状況、利用者数の推移

(ウ) アンケートの実施等による利用者の意見の反映

(エ) 自主事業の有無

カ コスト削減効果

(ア) 指定管理料と従前の管理委託料（返還金控除後）との比較

(イ) 再委託

(ウ) 指定管理料の精算の有無

(エ) 実際コスト（減価償却費を含む）

キ 設置条例、協定に基づく適正な運営の検証

(ア) 施設の管理運営状況

(イ) 契約事務

(ウ) 使用料の収入事務

(エ) 物品の管理事務（現物確認、台帳等との照合）

ク 過年度指摘事項の措置状況

第5章 監査の結果及び意見

第1節 総論

1 はじめに

文化産業局が所管する事業及び施設に対する監査結果について、その概要を全体意見として述べ、各部課毎に補助金対象事業及び施設毎の監査結果を各論として述べることとする。

2 全体意見

(1) 補助金対象事業について

ア 個別の補助金毎に、補助の目的、補助対象経費、補助金交付額の限度額等を定めた補助金交付要綱等を制定すべきである。

文化産業局においては、文化振興、観光、スポーツ振興、商工労働、農林水産等の多くの分野において、補助金が交付されているが、多くの補助金は、倉敷市補助金等交付規則や概括的な要綱がその交付の根拠となっている。また、個別の補助金交付要綱等があるものについても、補助金の対象経費や補助金限度額等の規定が不十分なものがある。倉敷市補助金等交付規則は、倉敷市が交付する補助金一般についての申請や交付手続等の基本的な内容を定めているものに過ぎず、個々の補助金の交付対象者、補助金対象経費、補助金交付額の限度額や補助率、補助金交付期間や見直し時期に関する規定がないため、補助金の使途、事業の成果や事業目的の達成状況をより適切に把握し、補助金の交付の是非や交

付金額を見直すのに不都合となっている。したがって、個々の補助金事業毎に、その交付の根拠となる要綱等を制定し、個々の補助金の内容に即した上記事項を定めるのが望ましい（なお、念のため付言しておく、要綱等の制定の趣旨が以上のようなものであることから、補助金交付の対象者が特定の団体等に限定されている補助事業についての要綱等は、必ずしも倉敷市の例規集に掲載されるものである必要はない）。

イ 補助金の透明性を確保するため、補助金の交付状況の公表に関する規定を設け、交付状況を広く市民に公表すべきである。

倉敷市では、補助金の交付状況に関する公表に関しては、補助金交付の一般的な根拠となっている倉敷市補助金等交付規則には何らの規定もなく、一部の補助金については市民に公表されているものの、補助金の交付状況全般が市民にわかるような形での公表は行われていない。

しかし、補助金の交付が適正かつ公平に行われ、その透明性を確保するためには、市民に補助金の交付状況を公表し、市民の監視が行き届くようにすべきである。

したがって、補助金の交付に関する条例を新たに制定し、補助金の交付の申請、決定等に関する基本的事項だけでなく、その公表に関する規定を定めるか、あるいは、現在ある倉敷市補助金等交付規則を改正し、補助金の交付状況に関する公表の規定を新たに設け、これらの規定に基づき、毎年度の補助金の交付状況、すなわち、補助金の名称、交付の目的、交付の相手方、交付額の算定方法、予算額及び決算額、根拠法令等を市民に公表すべきである。

ウ 団体補助金については、個別の補助金要綱等を制定し、その対象経費の見直しを行うべきである。

倉敷文化振興財団に対する団体補助金は、補助金の交付目的や対象経費を定めた個別の補助金交付要綱等の定めがなく、団体の管理費全般について補助金が交付されている。確かに、この団体が有する公益性からすると、補助金の交付自体を否定するのは相当ではないが、特に、この団体は、非公募で、倉敷市の大型の公の施設の指定管理者となっており、指定管理者制度は、公の施設を民間の団体のノウハウを生かして、効率的な管理運営

を行い、倉敷市の負担する費用の削減を図ることを目的とするものであるから、指定管理者となっている団体の管理費全般を補助金で市が負担するということは、指定管理者制度の導入の趣旨・効果を否定するものとなる可能性がある。したがって、特に、倉敷市の公の施設の指定管理者となっている団体に対する補助金については、個別の補助金要綱等を定めて、補助金の目的や補助対象を明確にするとともに、支出内容を検討したうえで補助対象を見直し、事業補助金として拠出することを検討すべきである。

(2) 公の施設の管理（指定管理者制度）について

ア 大規模な公の施設の指定管理者の選定については、公募で行うべきである。

倉敷市の平成25年4月1日現在の公の施設の管理運営体制の状況は、図表10「公の施設一覧表」のとおりであるが、文化産業局が所轄する施設については、大規模な一部の施設を除き、公募で、民間団体が指定管理者として指定され、施設の有効な運営管理が行われており、指定管理者制度導入の目的である施設の効率的な管理運営や経費の削減が実現されている。特に、その効果が著しいのは、国民宿舎良寛荘や山陽ハイツ等の施設である。

これに反し、大規模な施設である倉敷市民会館、倉敷市芸文館、玉島文化センターでは、当初、公募で指定管理者の募集を行う予定であったところ、市民へのパブリックコメント及び議会への請願等の結果を踏まえて内部で再検討し、非公募で、従来から当該施設を管理していた倉敷市が補助金を交付している団体を指定管理者とすることに変更した経緯がある。

しかしながら、それら公の施設の性格から、特定の団体でしか施設の管理ができないとは考えられず、公募による指定管理者の選定を原則とする倉敷市の指定管理者制度推進方針の趣旨・内容にも適合していないと考えられる。

さらに、これらの大規模な施設について、公募により、民間の団体を指定管理者に選定し、民間の団体のノウハウを活用して、施設の効率的な管

理運営を行うことが、市が負担する施設管理の経費削減の効果が大きいと思われる。

したがって、これら施設については、公募により指定管理者の選定を行うべきである。

イ 指定管理者の選定の際の公募・非公募の決定手続を見直すべきである。

倉敷市の公の施設の指定管理者の指定の手続等については、倉敷市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例及びこの条例の委任を受けた倉敷市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則に定められている。しかしながら、指定管理者の選定を公募で行うか、あるいは特定の者を指名して非公募で行うかについては、上記条例には規定はなく、上記施行規則において定められているに過ぎない。しかも、上記施行規則の規定では、市長が特に必要と認めるときは、非公募で、特定の者を指名して指定管理者の候補とすることができるとされており、上記条例で指定管理者の候補者の選定のために設置されている「指定管理者選定委員会」に付議されることは予定されていない。

上記アで述べたとおり、指定管理者の選定を公募で行うか、あるいは、非公募で行うかは、指定管理者制度導入の目的である公の施設の効率的な管理運営及び倉敷市の経費削減の観点から重要なことであり、また、指定管理者選定の公平さを確保するためにも必要なことである。したがって、公募か否かの決定手続については、条例で明確に定めるとともに、その決定手続には、指定管理者選定委員会に付議されるように規定すべきである。

ウ 定期的に備品の現物確認を行い、備品台帳を更新するなどして、適正に備品の管理を行うべきである。

指定管理者制度が導入されている多くの施設において、定期的な備品の現物確認が行われておらず、備品台帳も更新がされていない。そのため、多くの施設について、倉敷市の財産と指定管理者の財産が混同される可能性が否定できない。また、一部の施設では、高額な収蔵品の寄贈

を受けたにもかかわらず、倉敷市の備品として受け入れる手続きが行われず、当該収蔵品が備品台帳にも記載されていない。

指定管理者仕様書でも、備品の管理について、「指定管理者に貸付ける備品等については、倉敷市の所有とし、その使用及び保管は十分注意すること」とされているところであり、定期的に備品の現物の確認を行い、備品台帳を更新するなどして、適正な備品の管理を行うようにすべきである。

エ 利用者アンケートの実効性をあげるため、アンケート回答数を増やし、施設の運営について、幅広く市民の意見をくみ取れるようにすべきである。

倉敷市芸文館や倉敷市民会館では、利用者アンケートを実施しているが、アンケート数が少なく、また、アンケート調査の結果も公表されておらず、利用者の意見が施設運営に十分反映できているとは言えない。

指定管理者業務仕様書では、利用者アンケートを広く募集することとされているところであり、広く利用者の意見を募集し、その意見を施設運営に反映するため、利用者に直接アンケート用紙を配布して意見を求めるなどしてアンケートの回収数を増やすとともに、アンケートの結果及びそれに対する対応等を公表すべきである。

第2節 各論

(文化観光部・文化振興課)

I. 指定管理者制度

1. 文化施設管理運営事業

(1) 施設概要について

現在、指定管理者制度を活用して管理運営を行っている施設は、倉敷市民会館・倉敷市芸文館・児島文化センター・玉島文化センター・マービーふれあいセンター・倉敷市文化交流会館・大山名人記念館の7施設である。

対象施設の概要は後述。

(2) 指定管理者について

名称	財団法人倉敷市文化振興財団
代表者	松田英毅（学校法人作陽学園理事長）
所在地	倉敷市美和1丁目13番33号倉敷市文化交流会館2階
設立年月日	平成4年4月1日
基本財産	337,348,700円（内 倉敷市出捐額 3億円）
目的	市民一人ひとりが文化を享受し、文化の心を育み、文化を創り出すことができる環境づくりを行うことにより、豊かな伝統文化の継承発展と本市にふさわしい新たな市民文化の振興を図り、もって真に豊かさの実感できる地域社会の実現と世界にはばたく文化都市・倉敷の進展に寄与する。
事業	<u>文化事業</u> ① 文化事業の企画及び実施 ② 文化活動の奨励及び育成 ③ 文化に関する調査研究 ④ 文化に関する情報の収集及び提供 ⑤ 文化に関する作品資料の収集及び保存

	⑥ 文化施設の管理及び運営の委託 ⑦ 文化事業に係る物品の販売 ⑧ その他この法人の目的を達成するために必要な事業 <u>指定管理事業</u> 倉敷市民会館・倉敷市芸文館・児島文化センター・玉島文化センター・マービーふれあいセンター・倉敷市文化交流会館・大山名人記念館
財務状況	(1) 一般正味財産増減 経常収益 759,342千円 経常費用 765,082千円 一般正味財産増減額 ▲5,373千円 当期一般正味財産増減額 ▲5,373千円 (2) 総資産 652,481千円 (3) 総負債 185,601千円 (4) 正味財産(③-④) 466,879千円

・指定管理期間及び指定管理料

施設名	指定管理期間	指定管理料(総額)
倉敷市文化交流会館	平成21年4月1日 ～平成26年3月31日	136,560千円
倉敷市芸文館 ・大山名人記念館	平成21年4月1日 ～平成26年3月31日	434,025千円
倉敷市民会館	平成21年4月1日 ～平成26年3月31日	353,398千円
玉島文化センター	平成24年4月1日 ～平成26年3月31日	61,198千円
マービーふれあいセンター	平成21年4月1日 ～平成26年3月31日	204,950千円
児島文化センター	平成24年4月1日	64,820千円

	～平成 26 年 3 月 31 日	
--	-------------------	--

(3) 指定管理者の選定方法について

ア. 指定管理者の選定方法について

① 公募・非公募の別

非公募

(理由)

倉敷市文化施設は市民団体や民間事業者の公演に利用可能な倉敷市の文化発信の拠点施設としての役割を有している。その役割を十分に果たすことのできる団体として、管理運営主体には地域文化振興に対する高い専門性を持つことにより文化団体の育成を図ることのできる財団法人倉敷市文化振興財団を非公募により指定している。

(4) 実施した手続

ア. ヒアリング調査

イ. 現場調査 平成 25 年 8 月 22 日

ウ. 資料精査

(5) 監査の結果及び意見

ア. 指定管理者の選定方法について

指定管理者の選定は公募により行うべきである。(意見)

平成 15 年 9 月、地方自治法が改正され、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が公の施設の管理の代行を行うことが認められた。指定管理者の指定は、従来の管理委託制度や業務委託契約とは異なり、議会の議決を経て決定する行政処分にあたる。指定管理者制度導入の背景には、公の施設の管理において、民間の活力を通じて、市民サービスの向上を図るとともに、経費節減を図ることが目的にあり、もって、市民の多様なニーズに効果的・効率的に対応することとされている。

平成 18 年度以降の「公の施設管理運営等方針（素案）」では、倉敷市文化交流会館については、指定管理者の選定方法につき倉敷市文化振興財

団が現に倉敷市文化交流会館に事務所を置き、練習室及び文化交流ラウンジ、会議室等の提供や施設維持管理を行っていることから指名（非公募）とされているものの、その他の文化施設（市民会館・児島・玉島文化センター・倉敷市芸文館・大山名人記念館）については、指定管理者の選定方法につき「・・・制度改革により市民の利用に支障がでないか、また老朽化した設備の運転管理に支障がでないかなど、公の施設としての役割を果たしながら、制度導入のメリットを確実に担保するため、当面、現行の受託者である（財）倉敷市文化振興財団を指定管理者に指名し、民間参入の条件を検討し整備したうえで、3年後を目途に、公募による選定に移行します。」とされ、将来の公募制に含みを持たせていた。

その後の平成21年度以降の「公の施設管理運営等方針（素案）」では、倉敷市文化交流会館については、従前通り非公募の方針であったものの、倉敷市民会館、倉敷市芸文館（含む大山名人記念館）、倉敷市玉島文化センターの指定管理者の選定については、いずれも「競争により、より一層のサービスの向上及び経費の削減が図れるため」を理由として「公募」という方針が示されていた。なお、マービーふれあいセンターについては、「・・・影響（合併による施設の位置付けの変化の影響）を調査し、利用形態を検討するにはある程度の期間が必要となるため、当面は、地域の文化振興に対する高い専門性を持つ倉敷市の外郭団体である文化振興財団を選定します」とされていた。

文化施設の中でも、倉敷市民会館、倉敷市芸文館（含む大山名人記念館）、倉敷市玉島文化センターの指定管理者の選定については、倉敷市としては、当初、公募による選考を行う予定であったが、平成19年、市民へのパブリックコメント及び議会への倉敷市文化連盟からの請願等があり、最終的に倉敷市文化振興財団が非公募により指定管理者として選定されることになった。請願の理由等には、これまでの地元文化関係団体の使用経緯等も挙げられている。

これらの文化施設につき非公募により指定する理由について、前記のとおり、倉敷市（平成24年度文化産業局の概要）は、現在、「倉敷市文化施設は市民団体や民間事業者の公演に利用可能な倉敷市の文化発信の拠点

施設としての役割を有しています。その役割を十分に果たすことのできる団体として、管理運営主体には地域文化振興に対する高い専門性を持つことにより文化団体の育成を図ることのできる当財団を非公募により指定しています。」としている。

しかしながら、「倉敷市指定管理者制度推進方針（第3版）」によれば、公募の場合には利用者代表が指定管理者選定委員会に参加することで利用者が複数の提案の中から最も優れた提案を選択することになる一方、非公募では利用者から選択の機会を奪うことになることから、例外的な場合（①専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合で、その者を指名する場合、・・・⑦その他特定の者を指名することが、明らかに効果的、効率的又は適切、若しくは真にやむを得ないと認められる場合などが挙げられている）を除き、「指定管理者の選定方法は、公募により行うこととします。」とされており、本件でも、これを排除する理由は見当たらない。指定管理者制度の導入目的は民間の活力を通じた市民サービスの向上と効率的な運営による経費削減にあるが、これらの目的を達成するためには、公募により複数の提案の中から最も優れた提案を選ぶことが適切であり、本件では、いずれも前記推進方針で挙げられている特定の者を非公募により選定する例外事由には該当しないというべきである。文化施設の指定管理者の選定にあたり、市は専門性、施設の建設経緯、地域性、文化的側面を考慮することも重要であるが、指定管理の趣旨に照らした場合、経済性も含め、総合的に検討したうえで指定管理者を決定すべきであり、単に専門性などがあるからというだけでは非公募とする理由にはならないと考える。また、本来、公の施設の利用については、全ての利用者に利用の公平性・平等性が確保されるべきであるから、公募か非公募かを決定する際に特定の団体の利益を考慮することは抑制的であるべきである。公募により指定管理者が選定されたからといって、倉敷市が挙げる地域文化振興を阻害するとも考えられない。

そもそも、通常、指定管理者の選定は選定委員により行われるのであるから、倉敷市文化振興財団が文化施設の指定管理者として最適であるならば、当然に公募によっても選定されるはずである。

平成20年度包括外部監査報告書でも、倉敷市文化施設に係る指定管理

者の選定方法について述べられているが、そこでも、現行の非公募では、公募を原則とするとの市の方針、ひいては指定管理者制度の目的にもとるものと言わざるを得ず、公募によるべきであるなどと厳しい意見が付されているところである。

したがって、今後、これらの文化施設の指定管理者の選定については、公募制によるべきである。

イ．指定管理の範囲について

玉島文化センターの指定管理者の選定に当たっては、施設運営の効率性の観点から、同センターの隣接施設との一括管理を検討すべきである。（意見）

玉島文化センターの隣接地域には、倉敷市が保有する玉島市民交流センターといった施設が存在し、別の団体が公募により指定管理者に選定されている。これらの施設と玉島文化センターとは、近隣にありながら施設の構造や機能が似通っている部分があり、これらの周辺施設を同一管理者が一体的に管理した方が施設運営の効率性に資するのではないかと考えられる。

そこで、玉島文化センターの指定管理者の選定に当たっては、現在のようにこれら文化施設を一括管理することでの施設運営の効率性とも比較しつつ、同センターに隣接する施設との一括管理についても検討すべきである。

ウ．対象施設について

① 倉敷市文化交流会館

（ア）概要

所在地	倉敷市美和 1 丁目 13 番 33 号
開館年	平成 10 年
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 4 階
規模	敷地面積 2,775.32 m ² 、建築面積 836.94 m ²

	延床面積 2,512.19 m ²					
開館時間	午前 9 時～午後 10 時					
休館日	年末年始					
主要施設	1 階：練習室 大練習室、中練習室、小練習室 2 その他 楽器庫 5 室、更衣室（シャワー室） 2 階：財団法人倉敷振興財団事務室 3 階：会議室 3 室、共通ラウンジ、 国際交流情報コーナー 4 階：倉敷地区農業共済事務組合事務室					
利用実績	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	件数	4,294	4,411	4,448	4,430	4,193



(イ) 実施した手続

- a ヒアリング調査
- b 現場調査 平成 25 年 8 月 22 日
- c 資料精査

(ウ) 監査の結果及び意見

a 施設利用申請手続

平成25年1月から3月の施設利用申請書を閲覧したところ、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

b 備品管理

備品台帳を閲覧したところ、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

c 利用者アンケート

最近の利用者アンケートを閲覧したところ、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

② 倉敷市芸文館

(ア) 概要

所在地	倉敷市中央1丁目18番1号					
開館年	平成5年					
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階・地下1階					
規模	敷地面積 約20,800㎡、建築面積5,251.53㎡ 延床面積11,275.49㎡ ※大山名人記念館含む					
開館時間	午前9時～午後10時					
休館日	毎週水曜日、年末年始					
ホール	大ホール 定員885人（うち車椅子席6席） アイシアター 定員200人					
舞台	大ホール 間口16m、奥行18m、高さ9.5m					
主要施設	楽屋6、練習室2、会議室3、和室4、軽食喫茶1					
利用実績	年度	H20	H21	H22	H23	H24

	件数	1, 884	1, 936	1, 653	1, 774	1, 647
--	----	--------	--------	--------	--------	--------



(イ) 実施した手続

- a ヒアリング調査
- b 現場調査 平成25年9月19日
- c 資料精査

(ウ) 監査の結果及び意見

a 備品管理

定期的に現物確認を行い、備品台帳を最新のものに更新していくなどして、適切に備品を管理すべきである（指摘事項）。

備品の管理について、平成20年12月24日作成の備品台帳が存在するものの、その後は備品台帳の更新はなく、定期的な現物確認は特になされていない。現在、倉敷市からの指示により備品へのシールの貼り換え作業がなされている最中であり、11月中には作業を終える予定とのことであった。

倉敷市文化振興財団の保有する財産はほとんど存在しないということであるが（財団用のシールが貼付されている）、倉敷市の財産

と倉敷市文化振興財団の財産とが混同する可能性を否定しきれない
上、倉敷市の財産は究極的には倉敷市民の大切な公の財産である以
上、倉敷市の財産として適切に管理していくことが必要である。「倉
敷市芸文館・大山名人記念館指定管理者仕様書」においても、備品
の管理について、「指定管理者に貸付ける備品等については、倉敷
市の所有とし、その使用及び保管は十分注意すること。」とされて
いる。

そこで、定期的に現物確認を行い、備品台帳を最新のものに更新
していくなどして、常時備品の所在等を把握しておくべきである。

b 利用者アンケート

アンケートの実効性をあげるため、アンケート回答数を増やし、
幅広く市民の意見を汲み取れるよう努力すべきである（意見）。

倉敷市芸文館では、ホールの入口に「文化施設アンケート」（指
定管理施設一般）を置いて、文化施設アンケートを実施している。
平成24年度は、前期（4月～9月）の回収数・有効回答数が11
件、後期（10月～3月）の回収数・有効回答数が20件となっ
ている。よい・普通・悪いの3段階評価であるが、普通以上を満足度
ありで集計しているため、満足度が非常に高い結果となっている。
利用者からの気づいた点、要望等については、施設内部でそれぞれ
に対して回答する（公表はしていない）という形で活用している。

施設利用について利用者の意見を生かし、もって市民にとって
より利用し易い施設を実現していくために、利用者に対するアン
ケートの実施、回答結果の検証及び回答結果に対する対応策を講
ずることが重要であることは言うまでもない。

しかし、倉敷市芸文館の場合、アンケートの回収数・有効回答
数のサンプル数が少ないため、利用者の多様なニーズを過不足な
く汲み上げることができているとはいえず、アンケート実施の効
果としては十分とはいえない。

そこで、広く利用者の意見を募集するため、利用者に直接アンケート用紙を配付してアンケートへの協力を呼び掛けるなどして回収数を増やすべきである。この点は、後記の倉敷市スポーツ振興事業団のアンケート回収の試み（直接利用者から聞き取りを行う）が参考となろう。

c 和室会議室の利用率

倉敷藤花戦での使用の必要性や利用率の推移等を勘案しながら、和室会議室の他の形態（洋室会議室等）への転用など、今後も、和室会議室の利用状況を検証していく必要がある（意見）。

平成24年度の利用実績をみれば、施設の平均利用率が52.8%であるのに対し（和室会議室以外の利用率は概ね60%以上となっている）、4つの和室会議室の利用率は15.7%～40.5%となっており、和室会議室の利用率の低さが目立っている（平成22年度の包括外部監査報告書でも和室会議室の利用率が低い点が指摘されている）。

このように和室会議室の利用率は低くなっているが、これは、同室が主に将棋用（倉敷藤花戦）のために使用されており、そもそも使用目的が限定されている上、使用料も高いためと思われる。倉敷藤花戦以外での効果的な利用も期待できない現状では、今後も低い利用率のままであると考えられる。ただし、倉敷藤花戦での使用の必要性や利用率の推移等を勘案しながら、和室会議室の他の形態（利用率の高い洋室会議室等）への転用など、今後も、和室会議室の利用状況を検証していくことは必要であろう。

d その他

その他、施設利用申請手続や日報・月報の作成等については、協定書等に基づいて適切になされており、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、施設利用許可申請の際の後納申請書について、支払予定日のチェックがないものがいくつか見受けられたので、失念しないよう注意す

べきである。

③ 大山名人記念館

(ア) 概要

倉敷市芸文館参照



(イ) 実施した手続

- a ヒアリング調査
- b 現場調査 平成25年9月19日
- c 資料精査

(ウ) 監査の結果及び意見

a 備品管理

展示品についても台帳を整備すること等により、備品を適切に管理すべきである（指摘事項）。

収蔵品については、管理者が個人的資料として台帳を作成中ということであり、これまで収蔵品を網羅的に記載した台帳は存在しない。また、倉敷市が寄贈を受けた掛け軸や将棋の駒等もある

が、倉敷市への受け入れ処理がなされておらず、倉敷市の備品台帳には記録されていない。

収蔵品の中には大山名人に所縁のある高価なものもあると思われるので、他の財産と混同したり、不正に流出したりしないためにも、早急に台帳を整備し、備品を適切に管理すべきである。

b 利用者アンケート

利用者の意見を施設運営に反映させるために、アンケート等を実施すべきである（意見）。

大山名人記念館では、利用者アンケートを実施していないということであるが、利用者の声に耳を傾けることは、より良い施設運営にとって有益であるから、アンケートを実施するなどして利用者の意見を聴取すべきである。

「倉敷市芸文館・大山名人記念館指定管理者仕様書」でも、自己評価の項目において、「指定管理者は年に1回は利用者アンケート等を実施して自己評価を行い、改善に努めること。」とされているところである。

④ 倉敷市民会館

(ア) 概要

所在地	倉敷市本町17番1号
開館年	昭和47年
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階・地下1階
規模	敷地面積 15,482.93 m ² 、建築面積 4,873.28 m ² 延床面積 10,548.39 m ²
開館時間	午前9時～午後10時
休館日	毎週水曜日、年末年始
ホール	定員 1,979 人（うち車椅子席 5 席）
舞台	間口 24m、奥行 18m、高さ 12m

主要施設	楽屋 7、練習室 1、会議室 5、展示室 1、大会議室 1、和室 2、レストラン 1					
利用実績	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	件数	1,023	739	2,003	2,256	2,348



(イ) 実施した手続

- a ヒアリング調査
- b 現場調査 平成 25 年 10 月 1 日
- c 資料精査

(ウ) 監査の結果及び意見

a 備品管理

定期的に現物確認を行い、備品台帳を最新のものに更新していくなどして、適切に備品を管理すべきである（指摘事項）。

備品の管理について、最新のものとして平成 25 年 8 月 25 日作成の備品台帳があるものの、それより以前のものは、平成 21 年 1 月 16 日作成の備品台帳が存在するのみである。その間の備品台帳の更新はなく、定期的な現物確認は特になされていないようである。

倉敷市芸文館と同様、ここでも、現在、倉敷市からの指示により備品へのシールの貼り換え作業がなされている最中であった。

「倉敷市民会館指定管理者仕様書」でも、備品の管理について、「指定管理者に貸付ける備品等については、倉敷市の所有とし、その使用及び保管は十分注意すること。」とされているところであり、倉敷市の公の財産として適切に備品を管理していくことが必要である。

そこで、定期的に現物確認を行い、備品台帳を最新のものに更新していくなどして、常時備品の所在等を把握しておくべきである。

b 利用者アンケート

アンケートの実効性をあげるため、アンケート回答数を増やし、幅広く市民の意見を汲み取れるよう努力すべきである（意見）。

倉敷市民会館では、ホールの入口に「文化施設アンケート」（指定管理施設一般）を置いて、文化施設アンケートを実施している。平成24年度は、回収数・有効回答数が11件となっている。結果は非公表で、内部でのみ活用している。

利用者に対するアンケートの実施が利用者の意見を施設運営に反映させる上で重要であることは言うまでもないが、倉敷市民会館の場合も、倉敷市芸文館と同様、アンケートの回収数・有効回答数のサンプル数が少ないため、利用者の多様なニーズを過不足なく汲み上げることができているとはいえず、アンケート実施の効果としては十分とはいえない。

そこで、倉敷市芸文館の場合と同様、広く利用者の意見を募集するため、利用者に直接アンケート用紙を配付してアンケートへの協力を呼び掛けるなどして回収数を増やすべきである。

c 第3会議室

第3会議室の形態について、利用状況等も勘案しながら、スクール形式に変更することも検討すべきである（意見）。

倉敷市民会館には5つの会議室があるが、平成24年度の利用実績をみれば、第3会議室の利用率が49.5%であるのに対し、それ以外の4つの会議室の利用率は優に80%を超えており、第3会議室だけが利用率が50%を割っている。

第3会議室の利用率が低くなっている要因としては、第3会議室だけがスクール形式ではなくラウンドテーブルを設置している形態（円卓会議用）となっており、利用料金も高めに設定されていることが挙げられる。施設内でも第3会議室につきスクール形式に変更することも検討中であるということであり、第3会議室をスクール形式にした場合、同会議室の広さもあって、現状よりも定員数が増加することが見込まれる。

会議室の利用状況等（特に現在の第3会議室の利用需要）を検証し、ラウンドテーブルでの需要がそれ程ないのであれば、第3会議室の形態をより多くの利用が期待できるスクール形式に変更することを検討すべきである。

d その他

その他、施設利用申請手続や日報・月報の作成等については、協定書等に基づいて適切になされており、特に指摘すべき事項はなかった。

⑤ 玉島文化センター

(ア) 概要

所在地	倉敷市玉島阿賀崎1丁目6番27号
開館年	昭和59年
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階
規模	敷地面積 7,725.17 m ² 、建築面積 3,344.55 m ² 延床面積 3,990.85 m ²
開館時間	午前9時～午後10時

休館日	毎週水曜日、年末年始					
ホール	定員 1,000 人（うち車椅子席 6 席）					
舞台	間口 18m、奥行 12m、高さ 8.5m					
主要施設	楽屋 3、練習室 1、展示室 1、和室 2					
利用実績	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	件数	723	649	1,200	1,225	796



(イ) 実施した手続

- a ヒアリング調査
- b 現場調査 平成25年10月31日
- c 資料精査

(ウ) 監査の結果及び意見

a 備品管理

定期的に現物確認を行い、備品台帳を最新のものに更新していくなどして、適切に備品を管理すべきである（指摘事項）。

備品の管理について、平成18年12月19日作成の備品台帳が存在するものの、その後は備品台帳の更新はなく、定期的な現物確

認は特になされていない。現在、倉敷市から備品の現物確認依頼が来ており、現物確認の作業中である。

倉敷市の財産と倉敷市文化振興財団の財産とが混同する可能性を否定しきれない上、倉敷市の財産は究極的には倉敷市民の大切な公の財産である以上、倉敷市の財産として適切に管理していくことが必要である。「倉敷市玉島文化センター指定管理者業務仕様書」においても、備品の管理について、「指定管理者に貸付ける備品は倉敷市の所有とし、その使用及び保管には十分に注意すること。」とされている。

そこで、定期的に現物確認を行い、備品台帳を最新のものに更新していくなどして、常時備品の所在等を把握しておくべきである。

b 利用者アンケート

アンケートの実効性をあげるため、アンケート回答数を増やし、幅広く市民の意見を汲み取れるよう努力すべきである（意見）。

玉島文化センターでは、他の文化施設と同様、ホールの入口に「文化施設アンケート」（指定管理施設一般）を置いて、利用者からアンケートを回収する仕組みにしているが、ここ2年間は回答数がない状態である。なお、利用者による個別の指摘により、改善を行っている事項もある。

利用者に対するアンケートの実施が利用者の意見を施設運営に反映させる上で重要であることは言うまでもないが、玉島文化センターの場合、一応はアンケート用紙が備え付けられているものの利用者からの回答がない状態であり、利用者の多様なニーズを適切に汲み上げることができておらず、市民の意見が施設運営に忠実に反映されていない。「倉敷市玉島文化センター指定管理者業務仕様書」でも、「回答数は、100件以上を目標とすること。」「利用者アンケートは、サンプル数を100件以上とする。」とされているところである。

そこで、現状のままでは効果がないので、広く利用者の意見を募

集するためにも、利用者に直接アンケート用紙を配付してアンケートへの協力を呼び掛けるなどして回収数を増やすべきである。その際には、後記の倉敷市スポーツ振興事業団のアンケート回収の試み（直接利用者から聞き取りを行う）が参考となる。

c その他

その他、施設利用手続や日報・月報の作成等については、協定書等に基づいて適切になされており、特に指摘すべき事項はなかった。

⑥ 児島文化センター

(ア) 概要

所在地	倉敷市児島味野 2 丁目 8 番 30 号					
開館年	昭和 45 年					
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 3 階 一部半地階					
規模	敷地面積 6,031.20 m ² 、建築面積 3,843.30 m ² 延床面積 5,448.20 m ²					
開館時間	午前 9 時～午後 10 時					
休館日	毎週水曜日、年末年始					
ホール	定員 1,200 人					
舞台	間口 17m、奥行 12.2m、高さ 7.5m					
主要施設	楽屋 4、特別展示室 1、会議室 6、和室 2、 貸スタジオ 1、着付室 1					
利用実績	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	件数	498	466	570	436	357

(イ) 実施した手続

- a ヒアリング調査
- b 資料精査

(ウ) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

⑦ マービーふれあいセンター

(ア) 概要

所在地	倉敷市真備町箭田 40 番地 1					
開館年	平成 8 年					
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 一部 3 階建					
規模	敷地面積 31,566.55 m ² 、建築面積 5,152.09 m ² 延床面積 5,829.11 m ² 敷地面積に真備図書館含む					
開館時間	午前 9 時～午後 10 時					
休館日	毎週水曜日、年末年始					
定員	竹ホール 976 人 さつきホール 212 人					
舞台	竹ホール 間口 20m、奥行 15m、高さ 8.5m さつきホール 間口 9m、奥行 6.5m、高さ 5m					
主要施設	楽屋 3、リハーサル室 1、展示室 1、会議室 2、 和室 3、アトリウムギャラリー、軽食喫茶 1					
利用実績	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	件数	1,805	1,796	1,883	1,786	1,507

(イ) 実施した手続

- a ヒアリング調査
- b 資料精査

(ウ) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

II. 団体への補助制度

1. 文化連盟補助金

(1) 概要

交付開始年度	不明。倉敷市文館連盟は昭和 42 年発足。					
目的・趣旨	市内の 215 団体、22,307 人が加盟する倉敷市文化連盟の行う主催事業への助成を行い、市民の文化活動を振興するため。					
要綱名	個別要綱なし					
事業概要	文化連盟の主催行事（郷土作家遺作展、新鋭作家選抜美術展など）及び事務局経費、広報誌発行など					
交付先	倉敷市文化連盟					
補助金の対象経費	指定なし					
補助金の算定方法	積算根拠なし					
終了年度の設定	設定なし					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	2,664	2,664	2,664	2,664	2,664
	実績	2,444	2,447	2,306	2,235	2,525
実地調査の有無	あり					

(2) 実施した手続

ア. ヒアリング調査

イ. 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア. 補助事業の公益性について

本件事業に対する補助金交付の目的・趣旨は、多数の団体・個人が加盟し、いわば倉敷市の文化事業の中核部分を担っている「倉敷市文化連盟」の行う主催事業への助成を行い、市民の文化活動を振興することにある。

倉敷市文化連盟は、昭和42年8月9日、倉敷市における文化振興を促進し、市民の文化生活の向上に寄与することを目的に設立された団体である。事務局は、倉敷市文化振興課にある。

倉敷市文化連盟の主催事業には、新春かるた会、市民茶会、新春市民民謡まつり、書道展、創作舞台などがある。

倉敷市文化連盟が果たしている役割やその主催事業がもたらす文化振興に対する効果に鑑みれば、本件事業に対する補助金支出には、公益上の必要性が認められるものといえる。

もっとも、「倉敷市文化連盟」の主催事業のために同連盟がいわば独占的に補助金を受領できる形式であるため、今後、他の文化団体等への補助金交付の可能性など検討の余地はある。

イ. 要綱等について

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

補助金交付に関する要綱等が作成されていないため、補助金交付対象者の明確な根拠を欠いているのを始め、補助対象経費、補助金交付額の限度額や補助率、補助金交付期間や見直し時期に関する規定は存在しない。

このように要綱等は存在しないものの、倉敷市文化連盟の「平成24年度収支決算」においては、支出につき補助金での支出とそれ以外とで明確に分けられ、補助金として支出されたものかどうかを確認できるようになっており、この点は評価できる。

それでも、本件補助金には要綱等がないため、補助金の使途、事業の成果や事業目的の達成状況をより適切に把握し、補助金の透明性を確保する観点からも、補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた倉敷市文化連盟補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである。

2. 学区文化祭補助金

(1) 概要

交付開始年度	平成 10 年度					
目的・趣旨	市民の参加により自主的に企画された文化祭を支援することにより、地域の文化活動の育成、推進及び拡大を図ること。					
要綱名	倉敷市学区文化祭補助金交付要綱					
事業概要	市民の参加により自主的に企画された文化祭。小学校区以上の単位で開催され、1 小学校区当たりおおむね 20 人以上が参加して、芸術・文化活動の発表、展示等を共同で行うもの。					
交付先	文化祭実行委員会 18 団体					
補助金の対象経費	謝金、会場費、通信運搬費、印刷製本費、記録費、消耗品費、委託費、借上料					
補助金の算定方法	1 小学校区につき 1 開催当たり 54,000 円以内					
終了年度の設定	設定なし					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	2,268	2,268	2,268	2,268	2,268
	実績	2,039	1,592	1,599	1,716	1,724
実地調査の有無	なし					

(2) 実施した手続

ア．ヒアリング調査

イ．資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア．補助事業の公益性について

目的について、その効果とともに再度検証すべきである（意見）。

本件事業に対する補助金交付の目的・趣旨は、市民の参加により自主的に企画された文化祭を支援することにより、地域の文化活動の育

成、推進及び拡大を図ることにあり、それ自体は公益上の必要性が認められるものといえる。

もつとも、1 小学校区につき 1 開催当たり補助金交付額が 5 4 千円以内と少額であり、補助金申請をしていない学区も少なくないことからすれば、現在でも上記目的達成にどれ程効果があるのかが判然とはしない。とりわけ、現代社会では、従前とは異なり、市民のニーズも変化し、価値観も多様化しており、地区内の住民の多くが参加するような全員参加型のイベントは期待できず、参加者も必ずしも多くはなくなっている現状からすれば、目的自体を検討する余地は十分に存する。その際には、補助金交付に係る事務経費も加味した上で目的と補助金交付による事業の成果との関連性を十分に吟味することが必要であろう。

そして、後記のとおり、補助対象経費の支出に問題があることからすれば、運営費も含めてできる限り団体の自主的な運営に委ねるべく、補助金額を徐々に縮小していくことも検討すべきである。

イ. 補助金対象者について

本補助金交付については、「倉敷市学区文化祭補助金交付要綱」（以下単に「要綱」という。）が策定されている。要綱第 2 条 1 項には、補助金対象者として、「小学校区以上の単位で開催され、1 小学校区当たりおおむね 2 0 人以上が参加して、芸術・文化活動の発表、展示等を共同で行う文化祭を実施する実行委員会」が挙げられている。同条 2 項には、文化祭への参加種目として、別表（省略）の補助金交付対象種目（大分類として絵画、彫刻、書、華道、茶道、工芸、文芸、音楽、演劇、伝統芸能等が挙げられている）に限るとされている。

ウ. 補助金交付対象経費について

お（抹）茶代やお菓子代を補助金交付対象経費として支出することは適切ではないため、改めるべきである（指摘事項）。

要綱第3条2項には、補助金交付対象経費として、別表に掲げる補助金交付対象経費に限るとされている。そして、別表には、「謝金、会場費、通信運搬費、印刷製本費、記録費、消耗品費、委託費、借上料」が挙げられている。

ここで問題となり得るのは、決算書の支出の部にお茶会用としてお抹茶代やお菓子代が挙げられているものがあるが、これらがどの対象経費に該当するのかである。

この点、倉敷市によれば、お抹茶代やお菓子代は、補助対象経費のうちの消耗品費に該当すると把握しているようである。

確かに、お茶会を実施するに当たっては、抹茶やお菓子は必然的に用意しなければならないものであり、消耗品費として把握できないでもない。

しかしながら、お抹茶代やお菓子代は、どうしても食料費としての面が強く、どの対象経費にも該当しないのではないかと考えられる。実際、後記の「吉備真備公献茶会補助金」の場合でさえ、決算書の審査の際に、歳出の部の独立した科目となっている茶菓子や茶席用品代（抹茶を含む）は、いずれも補助対象経費としては把握されていない。統一的な解釈の観点からも、各補助金によって取り扱いを異にするのは相当ともいえないであろう。

したがって、お抹茶代やお菓子代を補助金交付対象経費として支出することは適切ではなく、運用を改めるべきである。

なお、お抹茶代やお菓子代を補助対象経費（食料費等）として明記することも考えられるが、本来これを認める特別の事情がない限り、食料費を対象経費として認めるべきではないことからすれば（「倉敷市補助金交付基準」によっても原則として飲食費を補助対象としないこととされている）、相当ではないと考える。むしろ、収入としてお抹茶代やお菓子代を賄えるに足りるだけの他の財源（地元による経費負担等）を確保し、この財源から支出するよう処理すべきではないかと考える。

エ. 補助金交付額の限度額や補助率について

要綱に補助金交付額の補助率も記載すべきことが望ましい(意見)。

要綱第3条1項には、補助金交付額の限度額の記載はあるが、補助率の記載はない。

そのため、補助金交付額の補助率についても、記載しておくのが望ましい。

オ. 補助金交付期間や見直し時期について

要綱に補助金交付期間や見直し時期を記載すべきである(意見)。

要綱には、補助金交付期間や見直し時期に関する記載が存在しないので、記載するのが望ましい。

カ. 補助金の交付状況や補助事業の成果について

公表すべきである(意見)。

補助金の交付状況や補助事業の成果についても、ホームページをはじめ市民にも分かり易い形で公表すべきである。

3. 創作舞台育成事業補助金

(1) 概要

交付開始年度	平成18年度
目的・趣旨	新たな文化価値の創造と文化における異文化交流の促進を図ることを目的に、市民参加の総合舞台芸術を創作する。
要綱名	個別要綱なし
事業概要	市民参加の創作舞台の上演。条件は次のとおり。 (ア) 創作舞台の企画から制作・運営については倉敷市文化連盟が中心となって実行委員会を組織し、実行委員会が自主的に活動を行うこと。 (イ) 脚本・音楽・演出等、新しく創作すること。

	(ウ) 脚本等、舞台の主題は、倉敷市の歴史や風土から選択すること。 (エ) 演劇・舞踊・音楽等、多くの分野に関わる市民が参加できる舞台であること。					
交付先	倉敷市文化連盟					
補助金の対象経費	指定なし					
補助金の算定方法	算定根拠なし					
終了年度の設定	設定なし					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	8,000	8,000	7,800	7,800	7,800
	実績	7,075	6,616	7,200	6,466	7,187
実地調査の有無	あり					

(2) 実施した手続

ア. ヒアリング調査

イ. 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア. 補助事業の公益性について

本件事業に対する補助金交付の目的・趣旨は、市民の参加で自主的に企画された創作舞台の育成を支援することにより、地域の文化活動の育成、推進及び拡大を図ることにある。平成24年度については、倉敷市文化連盟のメンバーが中心となって湊桜実行委員会を立ち上げ、創作オリジナルミュージカル「湊桜」を玉島文化センターで公演した。観客数は、昼の部が783人、夜の部が753人（招待者を含む）、合計1,536人であった。なお、入場料は、大人の場合、1800円（前売り1,500円）となっている。

これまでの事業の実績や成果、観客数等からすれば、公益上の必要性自体を否定するものではないが、事業内容を市民参加の総合舞台芸

術の創作と謳っているのであれば、本来自主的・主体的な市民参加を予定していたものではないかと考えられる（鑑賞することも市民参加といえるかも知れないが）。そうであれば、本来の意味での市民参加型の事業となるよう取り組んでいくべきであろう。

また、かなり高額な補助金額に比して具体的にどれ程事業の成果が得られているのかについては常に検討していく必要があり、補助金額の割に事業の成果がそれ程表れていないのであれば、補助金額を縮小させていく余地がある。

イ．申請者・報告者等

補助金の交付先は実行委員会であると考え、補助金の申請及び報告は、実行委員会が行うことを検討すべきである（意見）。

本補助金については、交付先が倉敷市文化連盟とされており、同連盟が補助金交付申請を行うとともに、事業実績報告を行っている。これは、倉敷市によれば、要領において、創作舞台事業については、倉敷市文化連盟が行うことと規定されており、合わせて、企画・制作・運営については、倉敷市文化連盟が中心となって組織した実行委員会が行うと規定しているためということであった。

しかし、倉敷市文化連盟の決算書には本補助金は計上されておらず（次年度の運営準備費のみが計上されているだけである）、かえって、実行委員会が作成したと思われる収支決算書があることからすれば、実際に補助金交付を受けているのは、倉敷市文化連盟ではなく、実行委員会ではないかと考えられる。実行委員会が補助金の申請及び報告を行った方がより市民参加という目的に適うというべきであるし、その他の補助金でも、実行委員会が設置されている場合、実行委員会が補助金の申請及び報告を行っている。

したがって、本補助金の交付先は実行委員会と考えるのが素直であり、補助金の申請及び報告は、実行委員会が行うことを検討すべきである。

ウ．要綱等について

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

補助金交付に関する要綱は作成されていないものの、「倉敷市創作舞台育成事業補助金交付申請要領」（以下単に「要領」という。）が存在する。要領には、名称、目的、交付対象（対象事業）、交付条件等が記載されているものの、補助金交付対象者、補助対象経費、補助金交付額の限度額や補助率、補助金交付期間や見直し時期に関する規定は存在しない。

そのため、平成24年度オリジナル創作ミュージカル「湊桜」収支決算書によると、支出の中には予備費として弁当代（スタッフ・ゲスト弁当代）263,146円、旅費（宿泊・交通費）925,790円が含まれているところ、事業収入には入場料収入2,342千円や協賛金1,045千円などがあるため、これらの収入により賄われていると考えることもできるが、補助対象経費の具体的な定めがなく、食料費など補助事業の実施とは直接関係しない費用に該当するものを補助金で賄っているとも受け取れる。

補助金交付要綱等を作成することにより、補助金交付の目的・趣旨、補助対象経費等が明確となり、事業の成果や事業目的の達成状況を確認し、補助事業を見直すことで新たな施策への対応が可能となり、もって、特定の事業等を一層育成・助長することになるとともに、補助金の効果的かつ効率的な制度運用及び適正な執行を図ることも可能となる。とりわけ本件補助事業は補助金額が7百万円と高額であるため、本来、補助金の使途や補助金交付による補助事業の成果については慎重に検証されるべきである。

そこで、補助金の透明性確保のためにも、本補助金については、やはり補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた創作舞台育成事業補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである。

4. 吉備真備公献茶会補助金

(1) 概要

交付開始年度	平成元年度					
目的・趣旨	吉備真備を顕彰するため、献茶会を開催し、地域の活性化と地域住民のふれあいを深める。					
要綱名	個別要綱なし					
事業概要	真備町文化協会、真交会、国際ソロプチミスト総社、吉備真備公顕彰奉賛会が実行委員会を組織し、献茶式及び茶席・点心席を設けて地域住民のふれあいを深める。					
交付先	吉備真備公献茶会実行委員会					
補助金の対象経費	会場運営委託料、謝礼、印刷代、消耗品費、警備費、保険料、委託料、借上料					
補助金の算定方法	算定根拠なし（旧真備町から引継ぎ）					
終了年度の設定	設定なし					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	580	580	580	580	580
	実績	580	580	580	580	580
実地調査の有無	あり					

(2) 実施した手続

- ア．ヒアリング調査
- イ．資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア．補助事業の公益性について

本件事業に対する補助金交付の目的・趣旨は、真備地区出身の英傑である吉備真備公の遺徳を偲び顕彰するため、献茶会を開催し、地域の活性化と地域住民のふれあいを深めることにあり、旧真備町時代から地域住民に親しまれ、合併後も存続への要望が強いため倉敷市に引き継がれてきたものであり、公益上の必要性が認められる。

平成24年度は、1,169人の来場者があった。

イ. 要綱等について

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

補助金交付に関する要綱等が作成されていないため、補助金交付対象者、補助対象経費、補助金交付額の限度額や補助率、補助金交付期間や見直し時期に関する規定は存在しない。ただし、交付決定通知の際に、「この補助金の補助対象経費は、会場設営委託料（テント等設置委託）、謝礼（献茶式謝礼）、印刷代（茶券印刷）、消耗品費（プロパンガス代等）、警備費（ガードマン）、保険料（従事者保険料）、委託料（シルバー人材センター委託）、借上げ料（来客送迎用マイクロバス借上げ料）とします。」と交付条件を付している。

このように要綱等は存在しないものの、「第24回吉備真備公献茶会決算」においては、先程の交付条件に基づき補助対象経費に該当するかどうかを丁寧にチェックした上で、補助対象経費が補助金額を上回るかどうかや次年度繰越額が問題ない範囲かどうかについても検討がされており、この点は評価できる。

それでも、本件補助金には要綱等がないため、補助金の使途、事業の成果や事業目的の達成状況をより適切に把握し、補助金の透明性を確保する観点からも、補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた吉備真備公献茶会補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである。

5. 竹林音楽祭補助金

（1）概要

交付開始年度	平成20年度から市民企画提案事業補助金として交付 平成23年度から竹林音楽祭補助金として交付
目的・趣旨	真備の竹林を舞台に音楽公演を行い、「竹のまち真備」の

	魅力を発信する。					
要綱名	個別要綱なし					
事業概要	箭田地区の竹林で、竹を材料とした楽器等による音楽祭を行う。楽器演奏（竹のオーケストラなど）、展示販売（竹加工製品、筍加工品、竹水化粧品）					
交付先	竹林音楽祭実行委員会					
補助金の対象経費	指定なし					
補助金の算定方法	算定根拠なし					
終了年度の設定	設定なし					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	600	400	200	800	800
	実績	600	400	200	800	800
実地調査の有無	あり					

(2) 実施した手続

ア. ヒアリング調査

イ. 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア. 補助事業の公益性について

竹林音楽祭補助金は「竹のまち真備」を広く紹介し、親善・相互理解の枠をさらに深めるとともに、後継者問題で荒廃した竹林の竹公害問題が増加している現状を、若い年代の市民とともに再認識すると同時に、丹精こめて整備された緑の竹林の美しさと音楽を鑑賞してもらい、まちづくりに寄与するために開催されている市民提案事業に対する補助金である。また、事業報告書によると平成24年度の一般市民参加人数は真備町内、倉敷市内、倉敷市外の市民500人と報告されている。

箭田大塚古墳内の竹林という特性を活かした市民提案事業である

こと、参加人数に鑑みると、竹林音楽祭は市民の福祉の向上に寄与していると考えられ、補助事業としての公益上の必要性は否定されないものと思料する。

イ. 要綱等について

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた個別の補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

補助金交付に関する要綱等が作成されていないため、補助金交付対象者、補助対象経費、補助金交付額の限度額や補助率、補助金交付期間や見直し時期に関する規定は存在しない。

竹林音楽祭の平成24年度収支精算書によると雑費の中にはお茶席代13千円や、委員会お茶代30千円が含まれている。事業収入には参加費508千円や会費5千円があるため、これらの収入により賄われていると考えることもできるが、補助対象経費の具体的な定めがなく、飲食費など補助事業の実施とは直接関係しない費用に該当するものを補助金で賄っているとも受け取れる。補助金の透明性確保のためにも竹林音楽祭補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである。

6. 文化振興財団運営費補助金

(1) 概要

交付開始年度	平成4年度
目的・趣旨	倉敷市文化振興財団による多種多彩な企画事業や教育普及事業等を行うことで、文化振興と市民福祉の向上を目指す。
要綱名	個別要綱なし
事業概要	倉敷市文化振興財団が行う事業費及び、文化振興財団の事業運営費
交付先	倉敷市文化振興財団

補助金の対象経費	指定なし					
補助金の算定方法	倉敷市文化振興財団のソフト事業も含めた運営経費から積算					
終了年度の設定	設定なし					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	295,147	278,768	265,241	265,241	266,838
	実績	176,465	225,270	226,569	260,444	254,633
実地調査の有無	あり					

(2) 実施した手続

- ア．ヒアリング調査
- イ．資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア．補助事業の公益性について

財団法人倉敷市文化振興財団は既述のとおり、市民一人ひとりが文化を享受し、文化の心を育み、文化を創り出すことができる環境づくりを行うことにより、豊かな伝統文化の継承発展と本市にふさわしい新たな市民文化の振興を図り、もって真に豊かさの実感できる地域社会の実現と世界にはばたく文化都市・倉敷の進展に寄与することを目的とする。

実施事業はこの目的に沿った事業であり、音楽、演劇・舞踊、美術・環境芸術・文学・映像、将棋など多岐にわたって広く行われている。

「くらしき文化、芸術活動を振興する」という市の施策を具現化していくための文化事業の中心となる団体であり、財団法人倉敷市文化振興財団への補助事業として公益性は否定されないものと思料する。

イ．要綱等について

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた個別の補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

補助金交付に関する要綱等が作成されていないため、補助金交付対象者、補助対象経費、補助金交付額の限度額や補助率、補助金交付期間や見直し時期に関する規定は存在しない。

ウ．補助金の拠出方法について

管理費の全額について補助金を拠出する運営補助金として拠出しているが、支出内容を検討したうえで事業補助金として拠出すべきである。（意見）

財団法人倉敷市文化振興財団は文化事業と指定管理事業を行う法人であるが、補助金事業実績書及び財団の決算書から事業ごとの収入と支出の関係を分析すると以下のようになっている。

（単位：千円）

	文化事業	指定管理者事業	管理部門	全体
事業活動				
基本財産収入	-	-	466 ③	466
事業収入	47,923 ①	467,912	-	515,836
事業費補助金収入	213,984 ①	-	33,479 ③	247,463
特定資産取得支出補助金収入	3,624 ②	-	1,974 ④	5,598
固定資産取得支出補助金収入	-	-	1,573 ⑤	1,573
文化事業助成金収入	121 ①	-	-	121
長期前受金収入	-	-	1,779	1,779
雑収入	-	-	253 ③	253
事業活動収入計	265,652	467,912	39,525	773,089
事業費	262,029 ①	467,138	-	729,166
管理費支出	-	-	34,198 ③	34,198
長期前受金振替支出	-	-	3,118	3,118
事業活動支出計	262,029	467,138	37,317	766,483
事業活動収支差額	3,624	774	2,208	6,606
投資活動				
基本財産取崩収入	-	-	337,349	337,349
特定資産取崩収入	-	10,436	-	10,436
投資活動収入計	-	10,436	337,349	347,785
基本財産取得支出	-	-	337,349	337,349
退職給付引当資産取得支出	3,624 ②	7,098	1,974 ④	12,696
固定資産取得支出	-	89	1,573 ⑤	1,662
投資活動支出計	3,624	7,187	340,896	351,707
投資活動収支差額	3,624	3,249	3,547	3,922
当期収支差額	-	4,023	1,339	2,684

(文化事業)

- ① 事業収入＋事業費補助金収入＋文化事業助成金収入＝事業費という関係にある。これは、事業費－事業収入－文化事業助成金収入となるように事業費補助金を決定しているためである。
- ② 特定資産取得支出補助金収入＝退職給付引当資産取得支出という関係にある。これは、退職給付引当資産取得支出と同額となるように特定資産取得支出補助金収入として決定しているためである。

(管理部門)

- ③ 基本財産収入＋事業費補助金収入＋雑収入＝管理費支出という関係にある。これは、管理費支出－基本財産収入－雑収入となるように事業費補助金収入を決定しているためである。
- ④ 特定資産取得支出補助金収入＝退職給付引当資産取得支出という関係にある。これは、退職給付引当資産取得支出と同額となるように特定資産取得支出補助金収入として決定しているためである。
- ⑤ 固定資産取得支出補助金収入＝固定資産取得支出という関係にある。これは、固定資産取得支出と同額となるように固定資産取得支出補助金収入として決定しているためである。

このように文化事業及び管理費は基本的に不足が生ずることがないよう補助金が拠出されていることがわかる。

文化振興財団への補助金支出自体には公益性があり、それを否定するものではない。しかしながら、財団は指定管理事業も行っており、その中で利益を上げることも目標としているのであるから、財団の管理費満額を市が負担をすることは行き過ぎの感がある。管理費の中には交際費（香典料）、食糧費（来客用茶葉代）など補助金としての支出内容に疑義のある団体の運営費も含まれている。

結局、運営補助金として補助を行っていることが過度な支出に繋がっていると思われるため、支出内容を検討したうえで事業補助金として拠出すべきである。

7. 倉敷囲碁将棋文化振興事業実行委員会補助金

(1) 概要

交付開始年度	平成 23 年度					
目的・趣旨	倉敷市における囲碁・将棋文化振興を促進し、市民の文化生活の向上に寄与することを目的として行う事業費として（「吉備真備杯くらしき囲碁大会」及び「倉敷美観地区青空将棋道場」）					
要綱名	個別要綱なし					
事業概要	「吉備真備杯くらしき囲碁大会」及び文化庁補助事業地域伝統文化総合活性化事業で採択された女流棋士が指導する「倉敷美観地区青空将棋道場」の実施事業					
交付先	倉敷囲碁将棋文化振興事業実行委員会					
補助金の対象経費	指定なし					
補助金の算定方法	文化庁補助事業地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業国庫補助金要綱及び前年度実績。文化庁の交付決定額に合わせて事業規模を縮小して実施。					
終了年度の設定	設定なし					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	—	—	—	4,702	3,844
	実績	—	—	—	2,982	2,851
実地調査の有無	あり					

(2) 実施した手続

ア. ヒアリング調査

イ. 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア. 補助事業の公益性について

倉敷囲碁将棋文化振興事業は「吉備真備杯くらしき囲碁大会」及び「倉敷美観地区青空将棋道場」を通して、国民娯楽（囲碁・将棋）

の普及啓発を図り、地域活性化・観光振興に寄与しようとする事業である。

囲碁については吉備真備がわが国における囲碁の元祖として伝えられており、ゆかりの地区で大会を実施し、あわせて史跡等を紹介することで認知度の向上を図るものである。また、将棋については大山康晴一五世名人が地域ゆかりの人物であり、大山名人記念館の認知度向上を図るとともに、重要伝統的建物群保存地区で和装の女流棋士が指導することで不特定多数の観光客にアピールすることを目指すものである。

また、事業報告書では平成24年度の「吉備真備杯くらしき囲碁大会」の参加人数は218人（計画400人）、「倉敷美観地区青空将棋道場」の参加人数は123人（計画144人）と報告されている。

平成24年度収支精算書によると、収入額は2,851千円に対し、市の補助金は1,124千円である。国庫補助事業であるため、残りの大部分の収入は国庫補助金である。

倉敷市として囲碁・将棋文化振興を行うという方針に沿ったものであり、参加人数に鑑みると、市民の福祉の向上に寄与していると考えられ、補助事業としての公益性は否定されないものと思料する。

イ．要綱等について

補助金交付に関する要綱等が作成されていないため、補助対象経費、補助金交付額の限度額や補助率、補助金交付期間や見直し時期に関する規定は存在しない。

とはいえ、国庫補助金の要綱がベースにあり、一部報償費や需用費が市の負担となっているに過ぎず、倉敷囲碁将棋文化振興事業の平成24年度収支精算書をみても明らかに不適当と思われる支出は見受けられない。現状、倉敷囲碁将棋文化振興事業の補助金については要綱がないことが直ちに透明性を損なうことになるものではないと思料する。

8. 文化振興基金交付金

(1) 概要

交付開始年度	平成2年度					
目的・趣旨	倉敷市将棋文化振興基金助成要領に基づいて行う助成事業等に係る経費を交付することにより芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする。					
要綱名	倉敷市文化振興基金助成要綱					
事業概要	援助奨励事業、運営委員会主催事業					
交付先	倉敷文化振興基金運営委員会					
補助金の対象経費	倉敷市文化振興基金助成要綱にて助成金ごとに規定					
補助金の算定方法	倉敷市文化振興基金助成要綱にて助成金ごとに規定					
終了年度の設定	設定なし					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	5,885	5,885	5,885	5,885	5,885
	実績	3,888	4,297	2,838	3,501	2,984
実地調査の有無	あり					

(2) 実施した手続

ア. ヒアリング調査

イ. 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア. 助成事業の公益性について

補助対象事業が多く、恣意性が高くなるリスクがあるため、助成対象を絞り込むべきである（意見）。

倉敷文化振興基金交付金は市内の芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助であり、次の事業区分がある。

事業区分	対象となる活動
発表助成	5 周年及び 10 周年を記念として行う公演、展覧会、出版などの芸術文化の発表で、通常より意欲的で創造的なもの。
全国大会等参加助成	市又は県を代表して、芸術文化部門の全国大会、中国大会などに出場する活動。
研修助成	将来が嘱望される若手芸術家の国内、海外研修又は地域文化活動の指導者育成講習会などを受講する活動。
団体事業助成	芸術文化の各分野を包括する文化団体が主催して行う意欲的で創造的な活動。周年事業、優秀舞台芸術提供事業、新規事業、他団体との交流事業など。
鑑賞助成	文化団体、学校などが主催して広く市民を対象として行う舞台芸術鑑賞のための活動で、5 周年及び 10 周年を記念として行う通常より意欲的で創造的なもの。
伝統文化助成	伝統工芸技術、郷土芸能などを保存・継承する活動。
全国大会等開催助成	本市で開催される芸術文化部門の全国大会、中国地区大会などの開催。
指導者等招聘助成	規約等を有する団体が、文化団体の技術向上のためや郷土文化の研究のために、指導者を招聘する活動。
郷土文化普及啓発助成	郷土に関する文学者、偉人、文化遺産等の調査・研究の顕彰のために行う活動。

助成事業区分ごとの過去 5 事業年度の交付実績は次のとおりである。

(単位：千円)

事業区分	24 年度	23 年度	22 年度	21 年度	20 年度
発表助成	1, 376	1, 894	900	1, 992	3, 302
全国大会等参加助成	1, 472	1, 299	1, 598	1, 726	1, 502

研修助成	—	—	—	39	—
団体事業助成	—	—	—	—	—
鑑賞助成	—	—	—	—	—
伝統文化助成	—	—	—	200	270
全国大会等開催助成	—	—	—	35	270
指導者等招聘助成	58	—	—	—	149
郷土文化普及啓発助成	70	300	216	300	—
合計	2,976	3,493	2,714	4,292	3,891

上表のとおり、団体事業助成、鑑賞助成は過去5年間助成実績がなく、研修助成、全国大会等開催助成は3年間助成実績がない。団体事業助成については過去10年間でみても1件も助成実績がないとのことである。

要綱をみる限り、それぞれの助成事業が倉敷文化振興基金の設置趣旨に沿うものであることについては理解するが、実績がほとんどなく活用されていない助成事業があることも事実である。このように助成実績のほとんどない事業も補助対象として存続させると、恣意的な運用により不必要な助成が行われるリスクが高まるため、助成事業の内容を再検討し、必要な事業に助成対象を絞込むべきである。

9. 将棋文化振興基金交付金

(1) 概要

交付開始年度	平成5年度
目的・趣旨	倉敷市将棋文化振興基金の運用益を倉敷市文化振興財団の実施する将棋事業に対して交付することで、故大山康晴十五世名人の将棋文化の普及への意思を継承し、日本古来の伝統文化である将棋の振興を図り、もって市民文化の向上に寄与することを目的とする。
要綱名	個別要綱なし

事業概要	倉敷市将棋文化振興基金の運用益を倉敷市文化振興財団の実施する将棋事業に対して交付する。					
交付先	倉敷囲碁将棋文化振興基金運営委員会					
補助金の対象経費	指定なし					
補助金の算定方法	当該年度の運用益					
終了年度の設定	設定なし					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	92	139	46	46	46
	実績	—	109	96	41	21
実地調査の有無	あり					

(2) 実施した手続

ア. ヒアリング調査

イ. 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア. 交付金事業の公益性について

金額も少額であり、倉敷囲碁将棋文化振興事業補助金と統合すべき（意見）。

倉敷市将棋文化振興基金の運用益を倉敷市の小中学生を対象とした将棋大会のために交付するものであり、基金の設置趣旨に合致している。しかしながら、現状の基金の運用環境に鑑みると多額の運用益がでることは期待できず、今後とも補助金額は少額になると思われる。少額の補助金を継続するのであれば、事務処理の効率性も考慮し、同様の趣旨での倉敷囲碁将棋文化振興事業補助金と統合するべきである。

イ. 要綱等について

助成金交付に関する要綱等が作成されていないが、倉敷市将文化

振興基金運営委員会規約第2条では運用益金の処分は委員会の審議により決定されることになっており、運用益の全額を交付するものである。

現状、倉敷囲碁将棋文化振興事業の補助金については要綱等がないが、基金の趣旨に沿った将棋文化振興のための支出であり、運用益の金額的重要性も考慮すると、要綱がないことについて直ちに問題とはなるものではないと思料する。

10. 真備町町民ミュージカル創作事業補助金

(1) 概要

交付開始年度	平成14年度（旧真備町から引継ぎ）					
目的・趣旨	真備町ミュージカルを開催する。					
要綱名	個別要綱なし					
事業概要	郷土ゆかりの歴史や文化をテーマにし、子どもやお年寄りまで幅広い年齢層の市民が参加してミュージカル上演する。					
交付先	—					
補助金の対象経費	指定なし					
補助金の算定方法	積算根拠なし。（旧真備町からの引継ぎ）					
終了年度の設定	あり（平成27年度以降は見直しを含めて検討する）					
市の補助額 （単位：千円）	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	950	950	950	950	950
	実績	950	950	950	—	—
実地調査の有無	あり					

(2) 実施した手続

ア．ヒアリング調査

イ．資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア. 補助事業の公益性について

補助事業の公益性について、その効果とともに再度検証すべきである（意見）。

真備町町民ミュージカル創作事業補助金は旧真備町からの引継ぎ事業であり、平成23年度以降見直方針であったが、平成21年6月議会で助成が継続されることになったものである。

しかしながら、平成23年は創作舞台育成事業補助金を受けて公演実施したものの平成24年においては公演が実施されなかった。

創作舞台育成事業補助金という他の制度があること、平成24年度では補助金が活用されていないことに鑑みると当該補助事業が市民の福祉の向上に寄与しているとは必ずしもいえないと考えられるため、補助事業としての公益性についてその効果とともに再度検証すべきである。

(文化観光部・観光課)

I. 直営

1. むかし下津井回船問屋

(1) 施設概要について

所在地	倉敷市下津井 1 丁目 7 - 2 3					
開館年月	平成 7 年 5 月					
規模	敷地面積 1,089 m ² 、建築面積 846 m ² 母屋（復元、木造 2 階建） 蔵さろん（復元、木造 2 階建） おーぷんきっちん（復元、木造平屋建） 蔵ほーる（復元、木造平屋建） いんふおめーしょん館（復元、木造平屋建） しょっぴんぐばざーる館（復元、木造 2 階建）					
施設概要	岡山県の町並み保存地区に指定されている、下津井の一面にある江戸時代末期から明示初期にかけての回船問屋の母屋やニシン蔵などの建物を岡山県が取得し、復元を行い、展示・情報機能と休憩、飲食、販売機能を併せ持たせることにより、下津井の歩く観光と地域活性化の拠点として整備したもの。					
開館時間	午前 9 時～午後 5 時					
休館日	毎週火曜日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）					
入館料	無料					
舞台	間口 16m、奥行 18m、高さ 9.5m					
利用実績	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	入館者	43,065	45,083	37,564	43,098	27,561



(2) 実施した手続

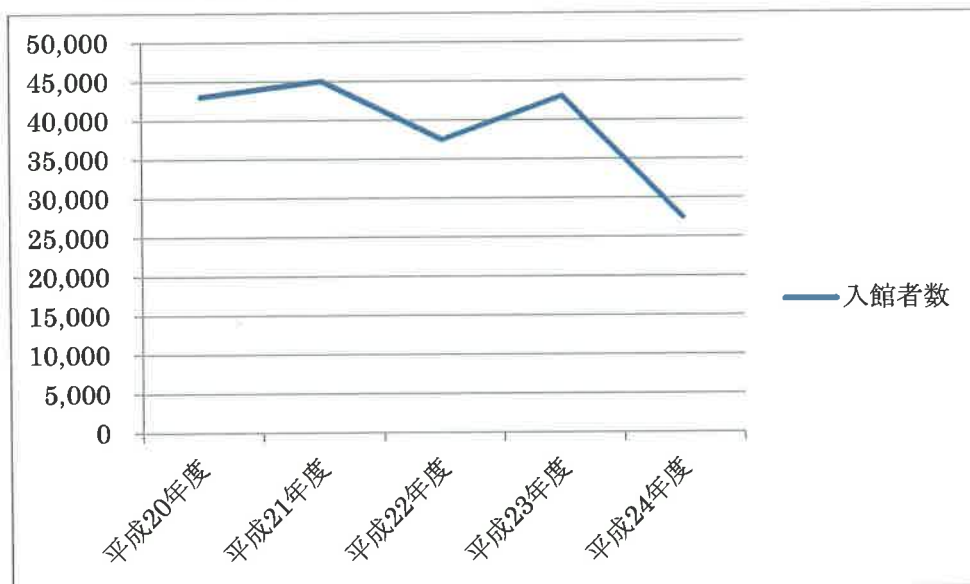
ア．ヒアリング調査

イ．現場調査 平成25年10月31日

ウ．資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア．施設の有効利用



入場者数は減少傾向にある。平成24年度の入館者数の減少は、団体入場などの場合に入館者名簿への記載が適切に行われないことなどもあるが、減少傾向にあることに変わりはない。下津井地区の観光客の減少が影響しており、当該施設のみでの努力だけでは回復しない側面がある。

イ. 施設の維持管理

小規模の修繕のみ行っている。平成24年度において特に重要な修繕等の支出はなく、指摘すべき事項はない。

ウ. 利用者アンケート

最近実施したアンケートを閲覧した結果、特に指摘すべき事項はない。

エ. 契約・委託事務

清掃等の委託契約書を閲覧したところ、特に指摘すべき事項はない。清掃結果についても完了報告書で毎月確認されていた。

オ. 展示品管理

展示品については每期現物確認を実施しており、特に指摘すべき事項はない。

カ. 備品管理

定期的に現物確認、備品台帳の更新を行い、適切に備品を管理すべきである（指摘事項）。

備品の管理について、施設独自で備品台帳を作成し、現物確認は3年に一度行っている。しかしながら、倉敷市の備品台帳との照合は行われておらず、平成20年12月24日作成の備品台帳が存在するものの、その後は備品台帳の更新はなく、倉敷市の備品台帳へ

の反映はなされていない。あくまでも倉敷市の備品台帳が正であるため、定期的に現物確認を行った結果を適時に反映していく必要がある。

キ. 人事労務管理

施設職員の勤務表を閲覧したところ、日々の記録は適切に行われており、特に指摘すべき事項はない。

II. 指定管理者制度

1. 国民宿舎良寛荘、鷺羽山レストハウス及び鷺羽山ユースホステル

(1) 施設概要

施設概要は後述。

(2) 施設管理者について

名称	シダックスフードサービス株式会社（以下「シダックスフードサービス」という。
代表者	志太勤一（代表取締役社長）
所在地（本店）	東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番地3
会社設立	昭和35年5月11日
株主	シダックス株式会社 100%
事業内容	・コントラクトフードサービス事業 ・メディカルフードサービス事業 ・レストラン、喫茶、パブハウスの運営、イベントその他 ・カフェテリアのシステムコンサルティング、設計、施工
指定管理期間	平成24年4月1日～平成29年3月31日（5年間）
委託金額	22,050千円（1年当たり4,410千円）

(3) 指定管理者の選定方法について

ア. 指定管理者の指定手続

① 公募・非公募の別

公募

② 応募資格

一般的な条件のみ。

③ 募集要項の配布

(ア) 配布期間

平成23年10月1日～同月21日

(イ) 配布場所

倉敷市 文化産業局 文化観光部 観光課

(ウ) 配布方法

倉敷市文化産業局文化観光部観光課にて直接受け取るか、ホームページからダウンロードする。

④ 募集説明会及び現地説明会の開催

(ア) 開催日時

平成23年10月21日(金) 10:30～16:00

(イ) 開催場所

10:30～12:00	国民宿舎 公募説明会 (場所：国民宿舎良寛荘 研修室)
13:30～14:30	鷲羽山レストハウス 施設見学会
15:00～16:00	鷲羽山ユースホステル 施設見学会

⑤ 指定の申請の受付期間

(ア) 公募参加表明 提出期限 10月31日

(イ) 提案 提出期限 11月15日～11月17日

⑥ 選定手続

(ア) 指定管理者選定委員会の設置

平成23年度倉敷市指定管理者選定委員会観光施設部会を設置し、提出された事業計画等について審査基準に基づいて審査を行い、指定管理者の候補を選定する。

(イ) プレゼンテーションの実施（兼ヒアリング）

- ・開催日時 平成23年11月29日
- ・開催場所 倉敷市役所 4階401会議室

イ. 指定管理者候補者選定の具体的経過

① 指定の申請状況

本3施設については、シダックスフードサービスのほか株式会社休暇村サービス（以下「休暇村サービス」という。）の合計2社から指定申請があった。

② プレゼンテーションの実施状況

平成23年11月29日の第2回選定委員会において、提案書審査、プレゼンテーション、質疑応答がなされた。

③ 優先交渉団体及び第2交渉団体の決定・公表

平成24年1月24日、シダックスフードサービスを優先交渉団体、休暇村サービスを第2交渉団体として決定。

ウ. 指定管理者との協定締結について

① 仮協定の締結（平成24年2月21日）

倉敷市とシックスフードサービスとの間で、本3施設に係る仮協定書を締結。

② 指定管理者の指定（平成24年3月16日）

倉敷市議会の議決を経て、シダックスフードサービスを本施設の指定管理者に指定。

③ 協定の締結

仮協定書には、「この協定書は、当該指定管理者に係る議案が、倉敷市議会において可決されたときに有効となる。」との条項があり、上記倉敷市議会の原案可決を経て、協定が締結された。

(4) 実施した手続

ア. ヒアリング調査

イ. 現場調査 平成25年10月3日、同月31日

ウ. 資料精査

(5) 監査の結果及び意見

ア. 指定管理者の選定について

前記のとおり、国民宿舎良寛荘、鷺羽山レストハウス及び鷺羽山ユースホステルについては、シダックスフードサービスが指定管理者に選定されている。選定方法は、公募によりなされているが、応募団体数は2団体のみであった。

「倉敷市指定管理者制度推進方針（第3版）」では、選定基準や選定委員会の人選等の概略が記載されているが、本件の選定手続もこれに沿ってなされている。選定基準も数値化されており、選定手続に特段不適切な点も見受けられず、選定の判断結果は妥当なところであると考えられる。

これらの施設については、今後も公募により指定管理者を選定していくものと考えられるが、より多くの提案の中から最も優れた提案を選ぶことが一層民間の活力を通じた市民サービスの向上と効率的な運営による経費削減に結び付くものといえるから、より多くの団体が指定管理者の選定に応募してくれるよう努力していくべきである。

イ. 対象施設について

① 国民宿舎良寛荘

(ア) 概要

所在地	倉敷市玉島柏島 478 番地
開設	平成 8 年 4 月 12 日
構造	鉄筋コンクリート造 4 階建

延面積	3,292.18 m ²					
1 階	大広間 (120 畳)、研修室、浴室、機械室、更衣室、倉庫					
2 階	ロビー、売店、食堂、喫茶、会議室、厨房、事務室、倉庫					
3 階	客室 13 (7.5 畳 5 室、10 畳 5 室、20 畳 1 室、洋室 2 室)、配膳室					
4 階	客室 9 (7.5 畳 3 室、10 畳 5 室、21 畳 1 室)、配膳室					
宿泊人数	106 人					
利用実績	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	宿泊者	9,029	7,766	8,720	9,317	9,808



(イ) 実施した手続

- a ヒアリング調査
- b 現場調査 平成25年10月31日
- c 資料精査

(ウ) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はなかった。

もっとも、利用料金の設定について、管理者がもっと柔軟に利用料金を設定できるようにした方が良いのではないかと思料する。現在、倉敷市国民宿舎条例 10 条によれば、「利用料金は、別表～（省略）～に掲げる基準額（当施設の場合大人 5,000 円）に 0.5 を乗じて得た金額から当該基準額に 1.5 を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。」となっており、当施設では、宿泊利用料金を部屋ごとに 3,150 円～5,250 円の範囲内で設定している。料理を含めた宿泊料を少しでも安く設定した割安で魅力的なプランを用意してより多くの利用客を呼び込むのは必要なことであり、厳しい競争の中、どこの宿泊施設でも行っているところであるが、前記の利用料金の設定がこれを阻害しているのではないかといった印象がある。ただし、この点については今後の検討課題とされたい。

② 鷺羽山ユースホステル

(ア) 概要

所在地	倉敷市大島 1666-1					
開設	昭和 35 年 5 月 28 日					
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建					
延面積	515.9 m ²					
部屋数	10 室					
収容	60 人					
利用実績	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	宿泊者	2,356	2,180	2,020	2,026	997



(イ) 実施した手続

- a ヒアリング調査
- b 現場調査 平成 25 年 10 月 3 日
- c 資料精査

(ウ) 監査の結果及び意見

a 備品管理

備品管理については、より一層適切に行うべきである（指摘事項）。

備品については、管理者作成の備品一覧により管理されているが、倉敷市作成の備品台帳と整合性が取れてないものがあつた。また、引継時に現物確認が適切に行われていないようである。

「倉敷市国民宿舎良寛荘・倉敷市鷺羽山レストハウス及び倉敷市鷺羽山ユースホステル指定管理者業務仕様書」でも、「指定管理者に貸付ける物品については、倉敷市の所有とし、その使用及び保管は十分注意すること。」とされているところであ

り、やはり備品管理についても適切に行うべきである。

b その他

その他、施設利用手続や日報・月報の作成等については、協定書等に基づいて適切になされており、特に指摘すべき事項はなかった。

③ 鷺羽山レストハウス

(ア) 概要

所在地	倉敷市下津井田之浦 1-1					
開設	昭和 38 年 10 月 1 日(移転新築 昭和 63 年 3 月 11 日)					
構造	鉄筋コンクリート造 4 階建 (一部鉄骨造)					
延面積	2,182.87 m ²					
1 階	158.31 m ² 機械室					
2 階	742.05 m ² 客室 (和室 3 室 洋室 4 室) 厨房、倉庫					
3 階	797.59 m ² 食堂、厨房、事務所、倉庫、休憩室					
4 階	484.92 m ² 売店、倉庫					
定員	360 人					
利用実績 (レストラン)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
		21,721	17,400	8,846	21,472	25,735

(イ) 実施した手続

- a ヒアリング調査
- b 資料精査

(ウ) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

III. 団体への補助制度

1. 公益社団法人倉敷観光コンベンションビューロー補助金

(1) 概要

交付開始年度	昭和28年～ 倉敷地方観光協会設立。 昭和45年～ 社団法人倉敷市児島観光協会設立。 昭和49年～ 倉敷市観光協会設立（上記2協会にと玉島観光協会が合併）。 平成15年～ 倉敷コンベンションビューローに名称変更。 補助金は、昭和28年当時から交付されていたと思われる。					
目的・趣旨	本市内の観光事業団体の健全な育成をはかるため					
要綱名	倉敷市観光事業団体補助金交付要綱					
事業概要	公益目的事業（1～3）及び法人会計事業					
交付先	社団法人倉敷観光コンベンションビューロー					
補助金の対象経費	<u>事業費</u> 公益目的事業・法人会計事業 100% <u>人件費</u> 収益事業に係るものを除いた、職員の給料及び手当並びに福利厚生費に係る経費 90% 職員（専務理事及び事務局長を除く。）の退職共済積立金に係る経費は、実支払額のうち市長が必要かつ適当と認める額の50%					
補助金の算定方法	上記算定式による					
終了年度の設定	なし					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	78,158	118,300	118,266	118,589	118,510
	実績	75,100	111,884	108,498	111,878	113,363
実地調査の有無	あり					

(2) 実施した手続

ア. ヒアリング調査

イ. 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア. 補助事業の公益性について

公益社団法人倉敷市コンベンションビューローは国内外からの観光客の誘致及びコンベンション(各種会議、大会、展示会等をいう。)の誘致、支援等を行うことにより、倉敷市における観光及びコンベンションの振興を図り、もって地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的とする団体である。

実施事業はこの目的に沿った事業であり、観光情報発信事業(倉敷市への観光客を増加させるための調査・情報発信事業)、魅力ある観光地づくり事業(倉敷市への観光客を増加させるための魅力ある観光地づくり事業)、観光客受入対策事業(訪問者への安全確保、ホスピタリティ向上のための観光客受入対策事業)、指定管理事業、案内所等物品販売事業、川舟運航事業と多岐にわたって広く行われている。

「倉敷の魅力を国内外に発信し、来訪者の増大を図る」という市の施策を具現化していくための観光事業の中心となる団体であり、社団法人倉敷市コンベンションビューローへの補助事業として公益性は否定されないものと思料する。

2. 第65回玉島まつり(沙美海水浴場運営委員会)(海の事業)補助事業

(1) 概要

交付開始年度	昭和62年度
目的・趣旨	沙美海水浴場の管理運営及び観光振興を目的とする。
要綱名	個別要綱なし
事業概要	管理運営(看板設置、放送設備保守、ウニ駆除、砂浜整

	備、管理棟連絡員賃金等) 沙美マリン行事（海開き、小学生親子ボート体験航海、 ビーチフェスティバル、ビーチバレー大会等）					
交付先	玉島まつり運営委員会					
補助金の対象経費	指定なし。					
補助金の算定方法	積算根拠なし。					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	1,545	1,545	1,545	1,545	1,545
	実績	1,545	1,545	1,545	1,545	1,545
実地調査の有無	あり					

(2) 実施した手続

ア. ヒアリング調査

イ. 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア. 補助事業の公益性について

補助金交付対象者を明確にすべきである（指摘事項）。

本件事業に対する補助金交付の目的・趣旨は、前記のとおり、沙美海水浴場の管理運営及び観光振興にあるところ、沙美海岸は、県内では、玉野市の浜川海岸とともに「日本の渚百選」にも選ばれた風光明媚な海水浴場であり、市民に親しまれているとともに市外・県外からも多くの海水浴客・観光客が訪れることからすれば、本事業への補助金交付には公益上の必要性が認められるものといえる。

ところで、本件事業に対する補助金の名称は玉島まつり補助金となっており、補助金の交付先も玉島まつり運営委員会となっている。玉島まつり運営委員会と沙美海水浴場運営委員会とはそれぞれ別の決算書があり、別会計となっているようであるが、最終的に沙美海

水浴場運営委員会にそのまま補助金が渡っているので、これを形式的にみれば、玉島まつり運営委員会から沙美海水浴場運営委員会に補助金が再交付されているような形式となっている。

以上の理由として、沙美の海水浴期間に行われるイベント事業が玉島まつりの海の事業として位置付けられているということであるが、玉島まつり自体の開催日は1日しかなく、当然のことながら、この日に沙美海水浴場のイベント事業が全て実施される訳ではない。本補助金は、実質的にみれば、沙美海水浴場の管理運営及び観光振興のための沙美海水浴場運営委員会に対する補助金であり、そうであれば、補助金名も、交付対象者名も、端的に沙美海水浴場補助金、沙美海水浴場運営委員会とするよう検討すべきである。補助金交付対象者を沙美海水浴場運営委員会とした場合、同委員会には独自の財源がなく、収入に占める補助金割合がかなり高くなることから、地元による経費負担や事業自体の見直し・縮小の可能性についても併せて検討すべきである。

イ．要綱等について

補助金交付対象者、補助対象経費、補助金交付額の限度額等を定めた補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

補助金交付に関する要綱等が作成されていないため、補助金交付対象者、補助対象経費、補助金交付額の限度額や補助率、補助金交付期間や見直し時期に関する規定は存在しない。

そのため、先に述べた補助金交付対象者が判然としないといった問題が生じているものと考えられる。また、平成24年度決算書（議題第2号）におけるマリン行事（911, 998円）の具体的な支出内容についても、把握することができていない。

補助金交付要綱等を作成することにより、補助金交付の目的・趣旨、対象となる事業、補助対象経費等が明確となり、事業の成果や事業目的の達成状況を確認し、補助事業を見直すことで新たな施策

への対応が可能となり、もって、特定の事業等を一層育成・助長することになるとともに、補助金の効果的かつ効率的な制度運用及び適正な執行を図ることも可能となる。

そこで、本件補助金については、補助金交付対象者、補助対象経費、補助金交付額の限度額等を定めた補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである。

(文化観光部・スポーツ振興課)

I. 指定管理者制度

1. 体育施設管理運営事業（有料体育施設管理運営委託）

（１）施設概要について

現在、指定管理者制度を活用して管理運営を行っている施設は、倉敷運動公園、中山公園、玉島の森、水島中央公園、水島緑地福田公園、酒津公園軟式野球場、酒津公園徒渉池、倉敷体育館、水島体育館、真備総合公園、粒江球技場、粒浦球技場である。

施設概要については後述。

（２）指定管理者について

共同事業体を構成する公益財団法人倉敷市スポーツ振興事業団・クラレテクノ株式会社の概要はそれぞれ以下のとおりである。

名称	公益財団法人倉敷市スポーツ振興事業団
代表者	杉岡哲彦
所在地	倉敷市四十瀬４番地（倉敷運動公園野球場内）
設立年月日	昭和５９年７月１日
基本財産	４３,０００千円（内 倉敷市出捐額 ３０,０００千円）
目的	倉敷市のスポーツの利用環境整備を行い、機会と場の提供の増進を行うとともに、スポーツ普及・振興のための各事業を実施し、以って市民福祉の向上に寄与することを目的とする。
事業	① スポーツ振興に関する事業 ② コミュニティに関する事業 ③ 倉敷市から受託する施設の管理運営に関する事業 ④ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

名称	クラレテクノ株式会社
代表者	代表取締役社長 福森孝明
所在地	本社：大阪市北区角田町 8-1（梅田阪急ビル オフィスタワー39 階）
設立年月日	昭和 56 年 4 月 1 日
資本金	100,000 千円（株式会社クラレ全額出資）

・ 指定管理期間及び指定管理料

指定管理期間	平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
指定管理料（総額）	2,127,058 千円

（３）指定管理者の選定方法

ア．指定管理者の指定手続

① 公募・非公募の別

公募

② 応募資格

指定期間中、安全かつ円滑に倉敷運動公園等を管理運営できる法人その他の団体。ただし、一般的な除外条件が定められている。

③ 募集要項の配布

（ア）配布期間

平成 20 年 4 月 1 日～4 月 15 日

（イ）配布場所

倉敷市 市民環境局 文化・スポーツ部 スポーツ振興課（有料体育施設部分担当課）

（ウ）配布方法

配布期間内に直接窓口で受け取るか、ホームページからダウンロードする。

④ 募集説明会及び現地説明会の開催

（ア）開催日時・場所

平成20年4月15日（火）

9:00～11:30	倉敷運動公園等公募説明会 (場所：倉敷運動公園野球場研修室) 倉敷運動公園及び倉敷体育館施設見学会
13:00～13:45	粒浦球技場及び粒江球技場施設見学会
14:15～15:15	水島緑地福田公園施設見学会
15:45～16:45	水島中央公園及び水島体育館施設見学会

平成20年4月16日（水）

9:00～9:30	酒津公園施設見学会
10:00～11:00	真備総合公園施設見学会
13:00～14:00	玉島の森施設見学会
15:00～16:00	中山公園施設見学会

⑤ 指定の申請の受付期間

(ア)公募参加表明 平成20年4月25日午後5時まで

(イ)提案 平成20年5月30日午後5時まで

⑥ 選定手続

(ア)指定管理者選定委員会の設置

スポーツ施設部会を設置し、提出された事業計画等について審査基準に基づいて審査を行い、指定管理者の候補を選定する。

(イ)プレゼンテーションの実施（兼ヒアリング）

・開催日時 平成20年7月17日

・開催場所 倉敷市役所

イ. 指定管理者候補者選定の具体的経過

① 指定の申請状況

本施設については、財団法人倉敷市スポーツ振興事業団・クラレテクノ株式会社共同事業体のほか第一ビルサービス共同企業体の合計2団体から指定申請があった。

② プレゼンテーションの実施状況

平成20年7月17日の第3回選定委員会において、提案書審査、プレゼンテーション、質疑応答がなされている。

③ 優先交渉団体及び第2交渉団地の決定・公表（平成20年7月24日）

財団法人倉敷市スポーツ振興事業団・クラレテクノ株式会社共同事業体を優先交渉団体、第一ビルサービス共同企業体を第2交渉団体として決定。

ウ. 指定管理者との協定締結について

① 仮協定の締結（平成20年9月3日）

倉敷市と財団法人倉敷市スポーツ振興事業団・クラレテクノ株式会社共同事業体との間で、本施設に係る仮協定書が締結された。

② 指定管理者の指定（平成20年9月26日）

倉敷市議会の議決を経て、財団法人倉敷市スポーツ振興事業団・クラレテクノ株式会社共同事業体を本施設の指定管理者に指定。

③ 協定の締結

仮協定書には、「この協定書は、当該指定管理者に係る議案が、倉敷市議会において可決されたときに有効となる。」との条項があり、上記倉敷市議会の原案可決を経て、協定が締結された。

（4）実施した手続

ア. ヒアリング調査

イ. 現場調査 平成25年10月17日

ウ. 資料精査

（5）監査の結果及び意見

ア. 指定管理者の選定について

指定管理者の選定は適切に行われているものと判断した。

イ. 対象施設について

① 倉敷運動公園

(ア) 概要

所在地	倉敷市四十瀬 4 番地					
開館年	昭和 22 年					
主要施設	施設名	総面積			競技面積	
	野球場	19,566 m ²			12,954 m ²	
		C121m／L・R93m、本塁・バックネット間 20m、ナイター設備、スコアボード、室内投球場 2 箇所				
	軟式野球場	13,000 m ²			11,790 m ²	
		C118m／L・R92m、ナイター設備				
	陸上競技場	25,000 m ²			17,861 m ²	
		第 2 種公認全天候舗装、ナイター設備				
	テニスコート	9,600 m ²			4,200 m ²	
		全天候型 6 面 うちナイター 6 面				
	水泳場	920 m ²			255.2 m ²	
		幼児プール				
	弓道場	2,407 m ²			2,407 m ²	
		近的 6 人立、遠的 6 人立、照明設備				
ウェイトリフ ティング場	751 m ²			344 m ²		
	アリーナ（16m×21.5m）、アップ場					
利用実績	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	人数	340,341	331,097	331,744	328,426	345,599



(イ) 実施した手続

- a ヒアリング調査
- b 現場調査 平成25年10月17日
- c 資料精査

(ウ) 監査の結果及び意見

a 施設利用申請手続

平成25年1月から3月の施設利用申請書を閲覧したところ、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

b 備品管理

備品台帳を閲覧したところ、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

c 利用アンケート

最近の利用者アンケートを閲覧した。各公園単位で150件をめぐり、利用者に行われており、利用者に直接ヒアリングも行っている。実

施結果についてもホームページで公表されており、利用者意見を積極的に反映しようとしている。

II. 団体への補助制度

1. 体育協会補助金

(1) 概要

交付開始年度	不明					
目的・趣旨	倉敷市のスポーツ振興を図るため、倉敷市体育協会を通じて、同協会に加盟する市内のスポーツ団体専門部が行う自主事業への事業費補助を行う。					
要綱名	個別要綱なし					
事業概要	倉敷市体育協会専門部行事					
交付先	一般財団法人 倉敷市体育協会					
補助金の対象経費	指定なし					
補助金の算定方法	収支計算書					
終了年度の設定	なし					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	2,722	2,914	2,950	2,600	2,600
	実績	2,722	2,914	2,950	2,600	2,600
実地調査の有無	なし					

(2) 実施した手続

ア. ヒアリング調査

イ. 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア. 補助事業の公益性について

倉敷市体育協会は心身の健全な発達と市民生活の向上を目的にスポーツ活動を行っており、37の競技別専門部があり、その中にそ

れぞれ団体（チーム）が加盟している。

各専門部は市内で競技会を実施するとともに各種体育行事にも協力している。各専門部の活動は市民の競技スポーツの活動そのものであり、補助事業としての公益性は否定されないものと思料する。

イ．要綱等について

対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた個別の補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

補助金交付に関する要綱等が作成されていないため、補助金交付対象者、補助対象経費、補助金交付額の限度額や補助率、補助金交付期間や見直し時期に関する規定は存在しない。

体育協会の平成24年度収支決算書によると専門部への配分金は3,862千円となっており、内訳として市からの補助金2,600千円、体育協会負担分1,262千円が付記されており、全額専門部補助金に配分されていることが確かめられる。

もっとも配分金の内約2／3を市が負担しているが、体育協会の収入には加盟金収入という自主財源が確保されていることを考えると、補助率については再考の余地があるものと思われる。（平成21年度に一度加盟金を上げているとのことであるが、前回の改定から5年経過しており、見直しを行ってもよい時期である。）

体育協会補助金については特に補助率を明瞭化するという観点から、体育協会補助金要綱等を作成し、公表すべきである。

2. 学区体育祭補助金

（1）概要

交付開始年度	不明
目的・趣旨	地域住民のスポーツの生活化を目指し、市内の小学校区で学区民全員を対象に開催される体育祭を奨励する。
要綱名	倉敷市学区体育祭補助金交付要綱

事業概要	倉敷市学区体育祭					
交付先	各小学校区の申請者					
補助金の対象経費	小学校区の実行委員会が実施する体育祭に必要な経費の一部					
補助金の算定方法	収支計算書					
終了年度の設定	なし					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	2,673	2,673	2,673	2,673	2,673
	実績	2,187	2,241	2,295	2,082	1,529
実地調査の有無	なし					

(2) 実施した手続

ア. ヒアリング調査

イ. 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア. 補助事業の公益性について

目的について、その効果とともに再度検証すべきである（意見）。

本件事業に対する補助金交付の目的・趣旨は、学区体育祭を地域スポーツ振興のための重要な行事と位置づけた上で、開催を支援することにより、地域スポーツの振興を図ることにあり、それ自体は公益上の必要性が認められる。

もっとも、1小学校区につき1開催当たり補助金交付額が54千円以内と少額であり、補助金申請をしていない学区も少なくないことからすれば、現在でも上記目的達成にどれ程効果があるのかが判然とはしない。とりわけ、現代社会では、従前と異なり、地区内の住民が総出で参加することは期待できず、参加者も必ずしも多くはなくなっている現状からすれば、目的自体を検討する余地は存する。運営費も含めてできる限り団体の自主的な運営に委ねるべく、

補助金額を徐々に縮小していくことも含め検討すべきである。

3. 瀬戸内倉敷ツーデーマーチ実施事業補助金

(1) 概要

交付開始年度	昭和 62 年度					
目的・趣旨	「歩くよろこび、ふれあう心、夢と歴史の瀬戸の道」をテーマに、自然に親しみながら、体力づくり、健康づくり、そして心のふれあいを図る。					
要綱名	個別要綱なし					
事業概要	瀬戸内倉敷ツーデーマーチ開催事業					
交付先	瀬戸内倉敷ツーデーマーチ実行委員会					
補助金の対象経費	瀬戸内倉敷ツーデーマーチ開催に必要な経費の一部					
補助金の算定方法	収支計算書					
終了年度の設定	なし					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	7,316	7,300	7,300	7,300	7,300
	実績	4,990	5,330	6,033	7,300	6,660
実地調査の有無	なし					

(2) 実施した手続

ア. ヒアリング調査

イ. 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア. 補助事業の公益性について

補助金の対象となる瀬戸内倉敷ツーデーマーチは平成 24 年度で第 25 回を迎える事業である。近年は 2 日間延べ 1 万人程度が参加しており、毎年の恒例事業として定着している。

倉敷市の代表的イベントとして市内外を問わず周知されており、

本事業に対する補助には公益上の必要性が認められる。

イ. 要綱等について

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた個別の補助金交付要綱等を作成し、公表すべきである（指摘事項）。

補助金交付に関する要綱等が作成されていないため、補助金交付対象者、補助対象経費、補助金交付額の限度額や補助率、補助金交付期間や見直し時期に関する規定は存在しない。

第25回記念瀬戸内くらしきツーデーマーチ決算書によると支出の中には食料費として会議用お茶代が含まれている。事業収入には参加費14,046千円や広告料2,340千円などがあるため、これらの収入により賄われていると考えることもできるが、補助対象経費の具体的な定めがなく、食料費など補助事業の実施とは直接関係しない費用に該当するものを補助金で賄っているとも受け取れる。補助金の透明性確保のためにも瀬戸内倉敷ツーデーマーチ補助金交付要綱等を作成し、公表すべきである。

4. スポーツ選手強化事業費補助金

（1）概要

交付開始年度	平成18年度
目的・趣旨	国民体育大会等の国内スポーツ大会及び国際大会において活躍するトップレベルのスポーツ選手養成に寄与する。 また、倉敷市の競技力を恒常的に維持・向上させるため、ジュニア時代からの一貫指導体制の中で系統的・継続的に選手を育成・強化し、青年まで繋がる競技力の向上及びスポーツ医・科学的見地からジュニア選手の競技力向上を支援する。
要綱名	倉敷市スポーツ選手強化事業補助金交付要綱

事業概要	ジュニア選手育成・強化事業					
交付先	倉敷市体育協会専門部					
補助金の対象経費	倉敷市体育協会専門部が実施する選手強化事業に必要な経費の一部					
補助金の算定方法	収支計算書					
終了年度の設定	なし					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	実績	4,559	4,965	4,114	3,798	4,365
実地調査の有無	なし					

(2) 実施した手続

ア. ヒアリング調査

イ. 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア. 補助事業の公益性について

本補助金は国民体育大会等の国内スポーツ大会及び国際大会にて活躍するトップレベルのスポーツ選手養成に寄与することを目的とするものである。倉敷市の第6次総合計画のまちづくり指標の中では「国民体育大会に出場する選手数（人／年度）」を平成27年度に170人、平成32年度に180人に増やすことを目標としており、スポーツ選手の強化は市の目標と合致するものと評価できることから、公益性について特段の問題は見受けられない。

イ. 交付補助金について

補助金額が要綱に定める金額を超えて行われているため、差額の返還を受ける必要がある（指摘事項）。

倉敷市スポーツ選手強化事業は補助金交付要綱が定められており、

補助金交付対象者、補助対象経費、補助金交付額の限度額や補助率、補助金交付期間は明確化されている。

このうち補助金交付額の限度額については、要綱で次のように定められている。

第3条

2 補助金の額は、経費を合計して得た額から事業の負担金及びその他収入を減じた額と、補助対象経費を合計して得た額のうち、少ないほうとする。

3 一補助事業者が受けられる補助金の総額は、同一年度内に30万円を限度とする。

市では補助事業者より事業収支決算書入手し、補助対象経費に該当するかどうかを検討している。しかしながら、テニス部については、要領第3条2項が正しく適用されず、事業の負担金及びその他の収入を減じた額が30万円を下回っているにもかかわらず、3項に定める上限額30万円を補助していた。

収支決算書に基づくあるべき補助金額と実際の補助金の差額は以下のとおりであり、他の専門部については補助金額は適切に計算されていた。

専門部	A 対象経 費	B 対象外 経費	C 負担金 等	D A+B-Cと Aの少ない方	E 補助金	F 過大支 出額
水泳	227	—	22	204	204	—
テニス	469	29	216	283	300	17
バスケットボール	312	—	12	300	300	—
卓球	334	—	34	300	300	—
バレーボール	240	29	29	240	240	—
ハンドボール	412	—	112	300	300	—
ソフトボール	302	30	32	300	300	—

バドミントン	318	—	18	300	300	—
柔道	301	—	1	300	300	—
相撲	159	—	4	155	155	—
空手道	265	9	9	265	265	—
レスリング	311	45	56	300	300	—
アイススケート	514	—	214	300	300	—
アーチェリー	246	—	46	200	200	—
アイスホッケー	309	117	126	300	300	—
軟式野球	437	—	137	300	300	—
合計	—	—	—	—	4,365	17

5. スポーツフェスティバル開催補助金

(1) 概要

交付開始年度	平成 20 年度					
目的・趣旨	岡山国体の成功を機に盛り上がった市民スポーツ熱をさらに向上させ、市民一人一人がスポーツに興味を持ち、スポーツの振興を図る。					
要綱名	個別要綱なし					
事業概要	倉敷市民スポーツフェスティバル開催事業					
交付先	倉敷市民スポーツフェスティバル実行委員会					
補助金の対象経費	倉敷市民スポーツフェスティバル開催に必要な経費の一部					
補助金の算定方法	収支計算書					
終了年度の設定	なし					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	19,600	13,749	—	11,274	11,274
	実績	17,439	11,203	—	10,512	9,874
実地調査の有無	なし					

(2) 実施した手続

ア. ヒアリング調査

イ. 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア. 補助事業の公益性について

本補助金の対象となる「倉敷市民スポーツフェスティバル」は市民総参加型のスポーツイベントであり、野球教室、サッカーイベント、スポレク祭、スポーツ少年団体育祭の各部会で活動が行われている。倉敷市の第6次総合計画の市の施策の中ではスポーツ・レクリエーション活動を推進することが掲げられており、市民が思い思いに気軽に自分にあったスポーツやレクリエーションに主体的に親しむための環境を提供するものと評価できることから、公益性について特段の問題は見受けられない。

イ. 要綱等について

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた個別の補助金交付要綱等を作成し、公表すべきである（指摘事項）。

補助金交付に関する要綱等が作成されていないため、補助金交付対象者、補助対象経費、補助金交付額の限度額や補助率、補助金交付期間や見直し時期に関する規定は存在しない。

第7回倉敷市民スポーツフェスティバル決算見込書によると支出額には食糧費230千円や交際費10千円が含まれている。食糧費は役員弁当代や会議用お茶代であるが、本フェスティバルの競技役員や審判員がボランティアで運営を行っていることから対象経費として認めたものである。また、交際費は弔事供物であるが、他の財源がないことから対象経費として認められたものである。

かかる支出を一律に否定するものではないが、現状市が経費の全額を負担しているのであるから、対象経費を明確化するという観点

から、スポーツフェスティバル開催補助金要綱等を作成し、公表すべきである。

6. スポーツ振興事業開催補助金

(1) 概要

交付開始年度	平成 23 年度					
目的・趣旨	公益財団法人倉敷市スポーツ振興事業団が行う、倉敷市のスポーツ推進及び健康増進事業等を実施する。					
要綱名	個別要綱なし					
事業概要	① 倉敷市民スポーツフェスティバルの開催に伴う実行委員会事務局業務（人件費） ② 倉敷市民あるく日の開催事業（人件費） ③ 倉敷市民体力測定会の開催事業（人件費） ④ ホームページ管理運営事業（人件費・サイト運営費）					
交付先	財団法人 倉敷市スポーツ振興事業団					
補助金の対象経費	倉敷市のスポーツ推進及び健康増進事業等の実施に係る人件費等の経費					
補助金の算定方法	補助金明細書（スポーツ振興事業開催補助金）					
終了年度の設定	なし					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	—	—	—	18,837	21,831
	実績	—	—	—	17,499	21,206
実地調査の有無	なし					

(2) 実施した手続

ア. ヒアリング調査

イ. 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア. 補助事業の公益性について

補助金の支出先である公益財団法人倉敷市スポーツ振興事業団は、スポーツ活動の普及のための各事業を実施する団体である。本補助金は倉敷市民スポーツフェスティバル実行委員会の事務局費用などであり、主に財団における対象事業に係る職員の人件費である。

倉敷市民スポーツフェスティバルは前述のとおり、スポーツ・レクリエーション活動を推進すると評価できるため、事務局費用としての補助金の公益性についても特段の問題は見受けられない。

イ. 要綱等について

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた個別の補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

補助金交付に関する要綱等が作成されていないため、補助金交付対象者、補助対象経費、補助金交付額の限度額や補助率、補助金交付期間や見直し時期に関する規定は存在しない。

平成 24 年度決算明細書（スポーツ振興事業開催補助金）によると支出内容は主に人件費であるが、被服費（職員の制服代）や減価償却資産取得支出（車両の減価償却費）も含まれている。これらを補助対象経費とすることを否定するものではないが、財団の負担すべき経費とも考えられる。

補助対象経費を明確化するために、スポーツ振興事業開催補助金要綱等を作成し、公表すべきである。

7. 水球競技選手権大会開催補助金

（１）概要

交付開始年度	平成 20 年度
目的・趣旨	水球競技の拠点を形成し、スポーツの振興と地域の再生に寄与することを目的とする。
要綱名	個別要綱なし

事業概要	全日本ユース（U 1 5）水球競技選手権大会－桃太郎カップ－					
交付先	全日本ユース（U 1 5）水球競技選手権大会実行委員会					
補助金の対象経費	指定なし。					
補助金の算定方法	積算根拠なし。					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	10,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	実績	10,000	5,000	5,000	4,000	4,100
実地調査の有無	あり					

（２）実施した手続

ア．ヒアリング調査

イ．資料精査

（３）監査の結果及び意見

ア．補助事業の公益性について

水球競技選手権大会は、一般財団法人地域活性化センター「スポーツ拠点づくり推進事業」の助成を受け、全国８ブロックの男女代表と地元岡山のチームがU－１５の日本一を目指す大会であり、日本水泳連盟や競技関係者から、水球競技の一貫指導体制における１５歳以下の最高位の大会と位置付けられている。倉敷市としても、「水球のまち倉敷」を標榜し、これを水球の甲子園として全国に発信する大会と位置付けている。

「水球のまち倉敷」を標榜する倉敷市としては、このようなレベルの高い全国大会が地元で開催されることで、全国に「水球のまち倉敷」をアピールできるとともに、地元の中学生にとっても全国レベルを身近に体験できる稀有な機会であることからすれば、本事業に対する補助には公益上の必要性が認められる。特に、２０２０年

には東京五輪が開催されるが、U-15は、東京五輪やその後の五輪で主軸として活躍が期待される世代だけに、地元から五輪選手が輩出されることになれば、地域スポーツの活性化にも繋がることになる。

もっとも、一般市民等には大会開催や「水球のまち倉敷」が十分に浸透しているとは言い難く、今後も一層大会開催や「水球のまち倉敷」をアピールしていくことが重要である。また、この大会は、10年間の継続開催予定で始めた大会ということであるが、その後の継続の有無を検討する際には、当然のことながら、10年間における補助金交付による事業の効果等をしっかり検証することが必要である。

イ. 要綱等について

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた個別の補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

補助金交付に関する要綱等が作成されていないため、補助金交付対象者、補助対象経費、補助金交付額の限度額や補助率、補助金交付期間や見直し時期に関する規定は存在しない。

第5回全日本ユース（U-15）水球競技選手権大会－桃太郎カップー決算書によると支出の中には競技会運営費として弁当代が含まれている。事業収入にはエントリー料960千円や広告料780千円などがあるため、これらの収入により賄われていると考えることもできるが、補助対象経費の具体的な定めがなく、食料費など補助事業の実施とは直接関係しない費用に該当するものを補助金で賄っているとも受け取れる。補助金の透明性確保のためにも全日本ユース（U-15）水球競技選手権大会－桃太郎カップー補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである。

8. 倉敷国際少年野球大会開催補助金

（1）概要

交付開始年度	平成 20 年度					
目的・趣旨	「国際交流で結ぶ友情の和」をスローガンに、国内の少年硬式野球チームのほかアメリカ、韓国、台湾等の海外チームと地元倉敷の選抜チームが白球を通じて国籍や言葉の壁を越えた国際交流と競技力強化を図るとともに、広く倉敷の魅力を国内外に発信する。					
要綱名	個別要綱なし					
事業概要	倉敷国際少年野球大会					
交付先	倉敷国際少年野球大会実行委員会					
補助金の対象経費	指定なし。					
補助金の算定方法	積算根拠なし。					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	実績	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
実地調査の有無	あり					

(2) 実施した手続

- ア. ヒアリング調査
- イ. 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア. 補助事業の公益性について

この少年野球大会は、競技力強化と国際交流を目的に平成20年以降毎年開催されている大会であり、平成24年度は16チーム(うち海外チームは4チーム)が参加し、前夜祭も含めて4日間にわたって開催されており、球児らの熱戦の様子はマスコミにも取り上げられている。

本大会は、白球を通じた国際交流を図るとともに競技力強化も兼

ねた数少ない全国大会であり、選手にも貴重な体験を与えるとともに、スポーツによる地域活性化にも繋がっており、本事業に対する補助には公益上の必要性が認められるものといえる。

ただし、補助金交付額が5百万円と高額なだけに、将来的には、本補助事業の成果等も勘案しながら事業内容や縮小等の見直しの可能性はある。

イ. 要綱等について

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた個別の補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

補助金交付に関する要綱等が作成されていないため、補助金交付対象者、補助対象経費、補助金交付額の限度額や補助率、補助金交付期間や見直し時期に関する規定は存在しない。

第4回倉敷国際少年野球大会決算書によると、支出の中には会場関係費として来賓接待費、交流関係費（前夜祭）、昼食費として弁当代などが含まれている一方、事業収入には全日本少年硬式野球連盟拠出金（登録費含む）5,006千円、広告収入489千円、前夜祭会費1,150千円などがあるため、これらの収入により賄われていると考えることもできる。しかし、補助対象経費の具体的な定めがなく、補助金収入と費用支出との対応関係が明確でないため、食料費など補助事業の実施とは直接関係しない費用に該当するものを補助金で賄っているとも受け取れる。

そこで、補助金の透明性確保のためにも、倉敷国際少年野球大会補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである。

9. トライアスロン大会実施事業補助金

（1）概要

交付開始年度	平成22年度
目的・趣旨	日本初の国立公園に指定された瀬戸内海の風光明媚な地

	域の個性と魅力を活かし、トライアスロンを通して倉敷市全国に発信するとともに、市民・企業・団体・行政が連携し、地域の力である「くらしき力」を発揮して一体感を高め、地域の活性化を図る。					
要綱名	個別要綱なし					
事業概要	倉敷国際トライアスロン大会					
交付先	倉敷市国際トライアスロン大会実行委員会					
補助金の対象経費	指定なし					
補助金の算定方法	積算根拠なし					
終了年度の設定	設定なし					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	—		4,383	26,957	25,940
	実績	—	—	4,383	21,989	24,265
実地調査の有無	あり					

(2) 実施した手続

- ア．ヒアリング調査
- イ．資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア．補助事業の公益性について

トライアスロン大会は、平成24年度で第2回を迎える事業である。平成24年度は、出場者数が545人、ボランティア数が3,200人、観客数が14,000人の大会になっており、毎年の恒例事業として定着しつつある。

倉敷市の代表的イベントとして、瀬戸内倉敷ツーデーマーチと並んで高い知名度を有しており、本事業に対する補助には公益上の必要性が認められる。

イ. 要綱等について

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた個別の補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

補助金交付に関する要綱等が作成されていないため、補助金交付対象者、補助対象経費、補助金交付額の限度額や補助率、補助金交付期間や見直し時期に関する規定は存在しない。

第2回倉敷国際トライアスロン大会決算書によると、支出の中には会議費として会議用お茶代、食料費として飲料水、慶弔費などが含まれている一方、事業収入には参加料11,904千円、協賛金2,809千円などがあるため、これらの収入により賄われていると考えることもできる。しかし、補助対象経費の具体的な定めがなく、補助金収入と費用支出との対応関係が明確でないため、食料費など補助事業の実施とは直接関係しない費用に該当するものを補助金で賄っているとも受け取れる。

そこで、補助金の透明性確保のためにも、倉敷国際トライアスロン大会補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである。

10. ヘルスピア倉敷アイススケートリンク運営費補助金

（１）概要

交付開始年度	平成23年度
目的・趣旨	学校法人加計学園が所有するヘルスピア倉敷アイススケートリンクの維持管理を応援し、スケートの普及振興と競技力強化に寄与する。
要綱名	ヘルスピア倉敷アイススケートリンク支援補助金交付要綱
事業概要	アイススケートリンクの維持管理
交付先	学校法人加計学園
補助金の対象経費	「ヘルスピア倉敷アイススケートリンク」を一般開放する場合に必要な経費の一部（アイススケートリンクに係る固定資産税相当額）

補助金の算定方法	積算根拠なし。					
終了年度の設定	設定あり（平成25年度）					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	—	—	—	4,800	4,386
	実績	—	—	—	4,355	3,937
実地調査の有無	あり					

（２）実施した手続

ア．ヒアリング調査

イ．資料精査

（３）監査の結果及び意見

ア．補助事業の公益性について

ヘルスピア倉敷アイススケートリンクは、倉敷市内で唯一のアイススケートリンクである。岡山県スケート連盟からの要望や市民からの陳情があり、アイススケートリンクを継続して一般開放するために必要経費の一部を補助金として交付するに至った。平成22年に開催されたバンクーバー五輪では、地元倉敷市出身で実際に当施設を利用していたフィギュアスケートの高橋大輔選手が日本男子（シングル）初のオリンピック銅メダルを獲得したこともあり、スケートに対する市民の関心も高まっており、公益上の必要性があることは首肯できるものと思料する。特に男子アイススケートでは、倉敷市に所縁のある選手らが国内外で活躍しており、市民や競技者の励みにもなっている。

もともと、平成26年度以降についても本補助金を継続するかどうかは、これが3年間の限定的な措置であるから、補助金を支出しなくとも一般開放（有料）が継続可能かどうかや選手育成の実績等を勘案しながら、慎重に検討することが望まれる。

イ．要綱等について

補助金の交付状況や補助事業の成果についても、公表すべきである（意見）。

本補助金交付については、「ヘルスピア倉敷アイススケートリンク支援補助金交付要綱」（以下単に「要綱」という。）が作成されている。要綱には、交付対象者、補助金の額、交付期間（平成23～25年度）が記載されている。

補助金の交付状況や補助事業の成果についても、ホームページをはじめ市民にも分かり易い形で公表すべきである。

11. 倉敷武道後援会補助金

（１）概要

交付開始年度	昭和48年度					
目的・趣旨	社団法人倉敷武道後援会が保有する倉敷武道館の維持管理を応援し、倉敷市の武道の普及振興と競技力強化を図る。					
要綱名	個別要綱なし					
事業概要	倉敷武道館の維持管理					
交付先	社団法人倉敷武道後援会					
補助金の対象経費	指定なし。					
補助金の算定方法	積算根拠なし。					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	9,768	19,018	9,210	8,135	14,112
	実績	9,758	19,016	9,208	8,134	14,111
実地調査の有無	あり					

（２）実施した手続

ア．ヒアリング調査

イ．資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア. 補助事業の公益性について

倉敷市ができる限り早期に倉敷武道館を譲り受け、それを前提に効果的な手段を講じるべきではないかと思料する。倉敷市が倉敷武道館を譲り受けた場合、周辺施設とともに、指定管理者制度を利用すべきである（意見）。

本補助金の目的は、倉敷武道館の維持管理を応援し、倉敷市の武道の普及振興と競技力強化を図ることにある。

倉敷武道館の概要は、次のとおりである。

所在地	倉敷市四十瀬 4-1（倉敷運動公園内）
竣工	昭和 50 年 5 月 31 日
構造	鉄筋コンクリート 3 階建
面積	敷地面積 3,500 m ² 延床面積 3286.61 m ²
1 階	事務室、空手道室・相撲場(857, 15 m ²)
2 階	柔道場 (1, 139 m ²)
3 階	剣道場 (1, 139.58 m ²)



平成24年度の各団体の行事使用における年間使用人数（延べ）は、剣道6,266人、柔道10,127人、空手3,616人、少林寺拳法4,720人、合気道5,931人、居合道600人、相撲部544人などとなっている。

そして、倉敷武道館については、当初より、社団法人倉敷武道後援会（以下「倉敷武道後援会」という。）がこれを所有し、維持管理を行っている。なお、倉敷市内には倉敷武道館のほかに、地区（水島・児島・玉島・船穂・真備）ごとに武道館が存在するが、いずれの武道館も倉敷市が所有しており、倉敷武道館のみが倉敷武道後援会の所有となっている。

倉敷武道後援会は、昭和50年に倉敷市及び隣接市町の武道奨励ならびに体育の普及発展を図ることを目的に設立された社団法人であり、事業として、①武道場の建設及び維持管理、②岡山県体育協会及び倉敷市体育協会の武道錬磨に関する後援、③武道精神の修養特に健全なる国民体育の助長に関する講習・講演、④各種体育に関する講習・講演などが挙げられている。

そのため、倉敷武道館や倉敷武道後援会に認められている役割・機

能等にみれば、本事業に対する補助金支出には、公益上の必要性が認められる。

ただし、以下のような問題がある。

前記のとおり、倉敷武道館は、倉敷武道後援会により、昭和50年に倉敷市の土地上に建築されたものであり、現在も倉敷武道後援会が倉敷武道館を保有している。倉敷武道後援会は、使用料収入のみでは年間管理費及び修繕費を賄うことが到底できず、倉敷市からの補助金がなければ運営できないのが現状であり、自主性・自律性を期待することはできず、倉敷武道館が老朽化しており、大規模改修や耐震化の必要性にも迫られている。現在、倉敷市においても、倉敷武道館を譲り受けた場合の効果等について、調査・検討がなされている。

倉敷地区には倉敷武道館に代わる施設がなく、倉敷武道館を今後も維持存続させていくことに異論はない一方、倉敷武道後援会には自主財源を確保するだけの方法がなく、倉敷武道館の譲渡を受けるとすれば、倉敷市しか考えられないところである。

とすれば、今後、倉敷市が主体となって倉敷武道館を維持管理していくしか選択肢がなく、早晩倉敷市が倉敷武道館を保有することになると考えられる以上、倉敷市ができる限り早期に倉敷武道館を譲り受け、それを前提に効果的な手段を講じた方が得策ではないかと考えられる。倉敷市が倉敷武道館を譲り受けた場合、周辺施設とともに、指定管理者制度を利用すべきである。

イ．要綱等について

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

補助金交付に関する要綱等が作成されていないため、補助金交付対象者、補助対象経費、補助金交付額の限度額や補助率、補助金交付期間や見直し時期に関する規定は存在しない。

補助金交付要綱等を作成することにより、補助金交付の目的・趣

旨、対象となる事業、補助対象経費等が明確となり、事業の成果や事業目的の達成状況を確認し、補助事業を見直すことで新たな施策への対応が可能となり、もって、特定の事業等を一層育成・助長することになるとともに、補助金の効果的かつ効率的な制度運用及び適正な執行を図ることも可能となる。

そこで、補助金の透明性確保のためにも、倉敷武道後援会補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである。

(文化観光部・国際課)

I. 団体への補助制度

1. 倉敷市国際交流協会補助金

(1) 概要

交付開始年度	平成 13 年 4 月					
目的・趣旨	国際交流・国際協力及び貢献に関する事業を通じて国際間の友好親善を促進するとともに、市民の国際意識及び相互理解の高揚を目的・趣旨としている。					
要綱名	個別要綱なし					
事業概要	①海外への派遣事業 ②海外からの受入事業 ③姉妹都市との周年事業（各姉妹都市と5年に1回実施） ④国内事業 ⑤国際交流員雇用事業					
交付先	倉敷市国際交流協会					
補助金の対象経費	補助金の目的・趣旨に合うもの					
補助金の算定方法	前年度の事業実績・当該年度の事業計画に基づき補助金を支給し、事業終了後補助金の確定を行う					
終了年度の設定	なし					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	17,197	14,301	14,083	12,917	15,512
	実績	10,115	6,064	6,900	7,651	10,032
実地調査の有無	なし					

(2) 実施した手続

ア. ヒアリング調査

イ. 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア．補助事業の公益性について

倉敷市国際交流協会は、平成13年4月に、国際交流を目的とした「国際姉妹都市提携委員会」と、国際協力・貢献を目的とした「国際交流基金運営委員会」が統合され、国際交流や協力・貢献を総合的に推進する目的で設立された。

会員数は、個人会員が221名、団体会員が57団体となっている（平成24年3月31日現在）。

主な事業内容は、①海外への派遣事業、②海外からの受入事業、③国内事業（イベント開催事業、講義等開催・支援事業）、④国際交流員雇用事業、⑤民間国際活動事業補助事業などとなっている。

なお、補助金交付申請は、個別事業（国外事業・国内事業・国際交流員雇用事業・民間国際活動事業補助事業）ごとになされている。

先の補助金交付の目的・趣旨や協会設立の目的・趣旨等からすれば、国際交流等に重要な意義を有しており、公益上の必要性は否定されない。

もっとも、補助金額が高額であるから、これまで通り、個別の事業の必要性やその補助金額の見直し作業は必要であろう。

イ．要綱等について

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

補助金交付に関する要綱等が作成されていないため、補助金交付対象者、補助対象経費、補助金交付額の限度額や補助率、補助金交付期間や見直し時期に関する規定は存在しない。

補助金交付要綱等を作成することにより、補助金交付の目的・趣旨、対象となる事業、補助対象経費等が明確となり、事業の成果や事業目的の達成状況を確認し、補助事業を見直すことで新たな施策への対応が可能となり、もって、特定の事業等を一層育成・助長することになるとともに、補助金の効果的かつ効率的な制度運用及び

適正な執行を図ることも可能となる。

そこで、補助金の透明性確保のためにも、倉敷市国際交流協会補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである。

(商工労働部・商工課)

I 指定管理者制度

1 繊維産業支援事業（倉敷市ファッションセンター管理運営事業）

(1) 施設概要について

名称	倉敷市ファッションセンター
所在地	倉敷市児島駅前1丁目4番地
供用開始	平成8年4月
根拠法令等	倉敷市ファッションセンター条例及び条例施行規則
構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 地上4階、地下1階
施設概要	敷地面積 3,939.63 m ² （倉敷市所有） 延床面積 3,768.24 m ² （倉敷ファッションセンター㈱66.65%、倉敷市33.35%所有）
施設内容	<u>倉敷ファッションセンター㈱の専有施設（1,257.82 m²）</u> 1階 倉敷ファッションセンター㈱事務室 2階 貸事務室5室 3階 会議室（100人）、研修室（30人×2室） 4階 イベントホール（300人）、控室（2室）、倉庫 <u>倉敷市の専有施設（629.39 m²）</u> 1階 倉敷市繊維技術センター、倉敷ファッションギャラリー ティーラウンジ その他共有施設（1,881.03 m ² ）及び駐車場83台（2,395 m ² ）
開館時間	午前9時～午後5時
休館日	<u>ギャラリー</u> 年末年始 <u>技術センター</u> 土曜日及び日曜日、年末年始

(2) 指定管理者について（平成24年3月31日現在）

名称	倉敷ファッションセンター株式会社
所在地	倉敷市児島駅前1丁目4番地
出資金	総額13億円（26,000株、株主数177名）

	<u>出資者</u> 中小企業基盤整備機構 6,000 株 3 億円 (23.08%) 岡山県 6,000 株 3 億円 (23.08%) 倉敷市 7,000 株 3.5 億円 (26.92%) 民間企業 (174 社) 7,000 株 3.5 億円 (26.92%)
設立年月日	平成 5 年 1 月 18 日
主な事業	新素材・新技術等による新製品開発、人材育成、情報提供、市有施設の管理受託
組織	<u>役 員</u> 代表取締役 河合秀文 (明石被服興業㈱代表取締役) 専務取締役 松本隆茂 (岡山県アパレル工業組合専務理事) 取締役 12 名 (民間企業代表等 10 名、岡山県産業労働部長、倉敷市副市長) 監査役 3 名 <u>職 員</u> 6 名 (男子 4 名、女子 2 名)
指定管理期間	平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 (5 年度間)
委託金額	年間 28,148 千円 (年 4 回の概算払い)



(3) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 現場調査 平成25年10月8日

ウ 資料精査

(4) 監査の結果及び意見

ア 指定管理者の選定方法について

指定管理者の選定を非公募とする合理的な理由は認めるが、公募か非公募かの決定段階で、第三者による審査を行うなどの措置が必要である（意見）。

倉敷ファッションセンター株式会社は、倉敷市及び岡山県の繊維産業の活性化を図り、技術力、商品企画力、デザイン力などの向上や企業の創造的な活動を支援するため、第3セクターの形を取った産業支援機関として設立されたものである。

平成6年11月に、中小企業総合事業団（現・独立行政法人中小企業基盤整備機構）の地域産業創造基盤整備事業の認定を受け、産業支援と交流の拠点施設として「倉敷市ファッションセンター」を整備し、平成8年4月に施設が開館した。

倉敷ファッションセンター(株)は、開館当初より、「倉敷ファッションセンター管理協定書」に基づき、繊維技術センター・ギャラリー・ティーラウンジの3施設について、管理運営を委託されていた経緯がある。

平成18年度より指定管理者制度が始まったが、同建物内に事務所を構え建物全体の管理を担っており、建物の一体的な管理運営ができる点及び管理運営実績を踏まえ、非公募にて平成18年4月1日から平成23年3月31日まで、1期目の指定管理業務を委託している。

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで、引き続き2期目の指定管理業務を委託している。

施設運営の効率性の観点から一体的な管理が行える倉敷ファッションセンター株式会社に非公募により指定したのは、合理的な理由があると判断し

たが、公募か非公募かの決定段階では第三者による審査を行うなどの措置を検討すべきである。

イ 達成目標の設定について

協定書及び業務仕様書において、達成目標を設定すべきである（指摘事項）。

指定管理業務を委託するに当たり、「倉敷市ファッションセンター協定書」及び「倉敷市ファッションセンター指定管理者業務仕様書」を取り交わしている。この中で、委託業務の要求水準が具体的に定められていない。

通常、協定書や業務仕様書において、「利用者数の増加目標」や利用者満足度の向上を図るための「利用者アンケートの実施」とその満足度の要求水準などを定めることが多く、本施設の協定書及び業務仕様書においても、これらの達成目標を設定すべきである。

ウ 施設の必要性について

倉敷市ファッションセンターのあり方を検討すべきである（意見）。

倉敷市ファッションセンターの指定管理者である倉敷ファッションセンター(株)は、倉敷市の重要な地場産業のひとつである繊維産業の活性化を目的として設立された第3セクターの団体であり、その設置目的により利益を伴う事業の実施が困難であることから、平成23年度決算で約229,746千円の累積赤字を計上している。近年は、営業外収益によりなんとか経常利益を確保している状況にあるが、依然として経営基盤が弱い状況にある。そこで、倉敷市としては、指定管理の業務委託のほかに、主に施設の維持管理に必要な光熱水費等の経費に係る部分を負担金として年間14,000千円を支出している状況にある。

後述するように、倉敷市ファッションセンターの隣接地域には、児島産業振興センターがあり、貸会議室などの施設については需給バランスを欠いているようにも考えられる。実際に、倉敷市ファッションセンターの使用料は、児島産業振興センターの開設にあわせて値下げせざるを得ない状況になっており、指定管理者の損益を悪化させる要因の一つともなっている。

施設運営の効率性の観点から一体的な管理が行える倉敷ファッションセンター株式会社を非公募により指定したことには合理的な理由があると判断したが、そもそもの施設の必要性について、真剣に検討すべき時期になっていると考えられ、倉敷市ファッションセンターのあり方そのものを検討すべきである。

2 児島産業振興センター管理運営事業

(1) 施設概要について

名称	倉敷市児島産業振興センター
所在地	倉敷市児島駅前1丁目37番地
目的	地場産業の振興を図り、活力ある地域経済を実現するため。
供用開始	平成23年4月
設置根拠条例	倉敷市児島産業振興センター条例及び施行規則
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階
施設概要	敷地面積 3,346.67 m ² 延床面積 1,645.04 m ² 建築面積 842.24 m ²
施設内容	<u>1階</u> センター事務室、インキュベーション7室、繊維産業ワークスペース、多目的コーナー、地域紹介コーナー、ホール、給湯室、倉庫、トイレ <u>2階</u> 商工会議所事務所、会議室5室、休憩室、給湯室、倉庫、トイレ <u>付帯施設（敷地内）</u> 駐車場（駐車台数33台）、倉庫
開館時間	午前9時～午後6時
休館日	火曜日、年末年始

(2) 指定管理者について

名称	児島商工会議所
所在地	倉敷市児島駅前1丁目37番地
主な事業	経営相談・指導、共済制度、各種検定、青年部・女性会活動、イベント事業
指定管理期間	平成24年4月1日～平成29年3月31日（5年度間）
委託金額	年間15,427千円



(3) 実施した手続

- ア ヒアリング調査
- イ 現場調査 平成25年10月8日
- ウ 資料精査

(4) 監査の結果及び意見

ア 指定管理者の選定方法について

指定管理者の選定を非公募とする合理的な理由は認めるが、公募か非公募かの決定段階で、第三者による審査を行うなどの措置が必要である（意見）。

児島産業振興センターは、産業振興と地域活性化を図る目的で整備した施設である。

そもその経緯としては、平成3年に同所で開校したマウントフット大学日本校（米国の州立高校）が平成5年に閉校したことを受け、平成15年に土地収用法により土地を349百万円で購入し、建物を寄附で受け入れたも

のを、平成22年に設計・工事費156,506千円をかけて整備改修した物件である。

平成23年4月に開館し、指定管理者としては、経営相談等への対応のほか、地域イベントの企画・実施や産業観光も含めた地域紹介など、地元産業界との連携を図りながら主体的に取り組む団体が望ましいことから、児島商工会議所が最適と判断したものである。

初年度は、管理運営経費を算定する期間とし、指定管理期間を1年間とした。半年が経過し、9月末までの管理運営の実績を評価したところ、良好であると判断されたため、平成24年度以降の5年間についても児島商工会議所を指定管理者として選定したものである。

施設の設置目的を達成する上で、児島商工会議所は本来の事業内容と共通する部分があり、ノウハウや人脈を活かせるという点と2階に事務所を構えており、施設の管理運営も一体的に行えることから、効率的な運営体制と指定管理料の節減ができる点などにより、非公募で指定管理者として選定されている。

施設運営の効率性の観点から一体的な管理が行えることと、地域の公的な経済団体であることから、児島商工会議所を非公募により指定したのは、合理的な理由があると判断したが、公募か非公募かの決定段階では第三者による審査を行うなどの措置を検討すべきである。

イ 達成目標の設定について

協定書及び業務仕様書において、達成目標を設定すべきである（指摘事項）。

指定管理業務を委託するに当たり、「倉敷市児島産業振興センター協定書」及び「倉敷市児島産業振興センター指定管理者仕様書」を取り交わしている。この中で、委託業務の要求水準が具体的に定められていない。

通常、協定書や業務仕様書において、「利用者数の増加目標」や利用者満足度の向上を図るための「利用者アンケートの実施」とその満足度の要求水準などを定めることが多く、本施設の協定書及び業務仕様書においてもこれらの達成目標を設定すべきである。

ウ アンケートの充実について

アンケートの充実を図るべきである（意見）。

本施設では、3月の利用者、入居者に対して管理運営等に関するアンケートを実施している。アンケート結果は倉敷市のホームページに掲載されているが、施設のホームページでも公表して、より市民に情報を広く開示すべきである。

エ 休館日の使用について

市民が公平に本施設（児島商工会議所の事務所部分を除く）を利用できるように配慮をすべきである（意見）。

本施設は、倉敷市児島産業振興センター条例上、火曜日が休館日となっているが、本施設の指定管理者である児島商工会議所や、児島産業振興センターの自主講座である「デニム・ジーンズ経営塾」や琴浦支援学校の生徒に対しての工業用ミシン縫製訓練、地域イベントの会議等のため、火曜日でも本施設（児島商工会議所の事務所部分を除く）の使用がなされている。この点、本施設の入口には休館日の表示において、地域貢献目的の利用であれば休館日の利用も考慮するという旨が明示されているところであるが、本施設は公の施設であり、一般市民の利用に供されるべきものであるため、条例上の休館日の利用の可否等について、ホームページに公開するなど、より市民にわかりやすい形で公表し、市民が公平に本施設を利用できるよう、より配慮をすべきである。

オ 休館日の設定について

使用実態にあわせて、休館日の設定の見直しを検討すべきである（意見）。

上記エにおいて述べたとおり、条例上休館日となっている火曜日においても、指定管理者である児島商工会議所等が本施設（児島商工会議所の事務所部分を除く）を利用している。そして、火曜日における児島商工会議所等の本施設（児島商工会議所の事務所部分を除く）利用者が少なからず存在す

るのであれば、必要に応じて条例（休館日）の見直しについても検討すべきである。

Ⅱ 団体への補助制度

1 企業立地促進奨励金（企業誘致推進事業）

（1）概要

交付開始年度	平成 16 年度（要綱施行 平成 14 年度）					
目的・趣旨	企業の立地を促進し、産業の高度化と雇用機会の拡大を図り、もって地域住民の生活の安定と向上に資するため。					
要綱名	倉敷市企業立地促進奨励金交付要綱					
事業概要	企業の立地を促進し、産業の高度化と雇用機会の拡大を図り、もって地域住民の生活の安定と向上に資するため、市内に立地する先端技術工場、一般製造工場、研究所等の建設等に対し、次の奨励金を交付するもの。 （1）工場建設促進奨励金 （2）雇用促進奨励金 （3）企業誘致促進奨励金					
交付先	工場等を建設しようとする者であって、工場等の建設が交付要綱の要件に該当することについて、市長の認定をあらかじめ受けた企業。					
補助金の対象経費	（1）工場建設促進奨励金 家屋に係る固定資産評価額に一定の割合を乗じた額 （2）雇用促進奨励金 認定工場の操業開始に伴う新規常用雇用者 1 人当たり一定の単価（本市内に住所：300 千円/月、本市外に住所：150 千円/月）を乗じた額 （3）企業誘致促進奨励金 認定工場（土地・建物）及び償却資産に係る固定資産税、都市計画税及び事業所税					
補助金の算定方法	上記対象経費と同じ。					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額	年度	H20	H21	H22	H23	H24

(単位：千円)	予算	469,070	204,681	37,135	115,810	1,042
	実績	343,395	184,640	31,987	115,810	1,139
実地調査の有無	なし					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

2 設備投資促進奨励金（企業誘致推進事業）

(1) 概要

交付開始年度	平成 20 年度（要綱施行 平成 18 年度）					
目的・趣旨	企業の競争力強化を促進し、産業の高度化と雇用機会の拡大を図り、もって地域住民の生活の安定と向上に資するため。					
要綱名	倉敷市設備投資促進奨励金交付要綱					
事業概要	一定の要件を満たす増設等を行う事業者に対して、奨励金を交付するもの。					
交付先	固定資産投資額が 5 億円（中小企業は 5 千万円）以上の事業者					
補助金の対象経費	建物・償却資産に係る固定資産税及び都市計画税					
補助金の算定方法	固定資産税及び都市計画税相当額の 1/2 を 3 年間。 (特定業種は 10/10 を 3 年間、その後 1/2 を 2 年間)					
終了年度の設定	設定あり（平成 28 年 11 月 30 日限り）。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	53,493	108,336	509,705	760,361	712,581
	実績	44,492	96,241	486,956	708,927	649,656

実地調査の有無	なし。
---------	-----

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

3 地域集会所建設費等補助金（LP ガス国家備蓄事業）

(1) 概要

交付開始年度	平成 15 年度
目的・趣旨	石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため、石油貯蔵施設が新增設される、あるいは既に設置されている周辺地域における住民の福祉の向上を図るため、石油貯蔵施設の設置に伴って整備することが必要と認められる施設等の整備を目的とする。
要綱名	個別要綱なし
事業概要	石油公団が倉敷市水島地区において計画している LP ガス国家備蓄事業の実施に同意したことを受けて、各地区が、その振興を目的に、概ね平成 24 年度末を目処に実施、又は計画書を提出する要望事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。
交付先	6 地区町内会（もしくは自治会）
補助金の対象経費	・ 地域集会所の新築・修繕に係る経費 ・ 地域集会所の土地購入に係る経費 ・ 備品購入に係る経費 ・ 公共施設の新設・維持補修に係る経費
補助金の算定方法	対象経費の 10/10。

終了年度の設定	・石油貯蔵施設の新増設に対するものは有り（平成 24 年度末を目処に実施、又は計画書を提出した事業） ・石油貯蔵施設の既設に対するものは無し（石油の貯蔵に対する整備を目的とした制度のため）					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	98,177	70,050	90,000	51,936	24,917
	実績	98,177	48,325	66,494	6,131	9,940
実地調査の有無	有り。					

(2) 実施した手続

- ア ヒアリング調査
- イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

4 人材育成事業費補助金（繊維産業支援事業）

(1) 概要

交付開始年度	平成 16 年度
目的・趣旨	地場産業である繊維業界の人材育成を通じ、地域産業の活性化を図る。
要綱名	個別要綱なし。 人材育成事業費補助金に関する内規。
事業概要	人材育成のための養成講座及び研修のための開催費用を補助する。
交付先	倉敷ファッションセンター株式会社
補助金の対象経費	(1) 講師謝金、研究員手当 (2) 費用弁償その他の旅費 (3) 会場室、備品使用料その他の使用料及び賃借料

	(4) 消耗品費、印刷製本費その他の事務費 (5) 材料費その他の教材費					
補助金の算定方法	定額					
終了年度の設定	設定なし（補助の目的に即し、継続的に支援を行っていくため）。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
	実績	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
実地調査の有無	なし。					

(2) 実施した手続

- ア ヒアリング調査
- イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア 補助事業の公益性について

倉敷の繊維産地にはスクール、オフィス、ワーキング等各種ユニフォーム及びジーンズ等カジュアルのアパレル製品を企画製造販売する企業が多数存在している。そしてこれら企業を取り巻く環境はアパレル製品の需要低迷、輸入競争に伴う供給過剰と価格競争の激化等により非常に厳しく不安定なものとなっている。

このような状況の中、人事面に関する課題としては各企業内に体系的・計画的な人材育成制度がなく、ものづくりの基盤である製造部門の技術継承の問題、またマーチャンダイジングや企画部門の専門的人材不足が挙げられる。

そのため、人材の専門性と習得レベルに応じた教育研修キャリアプランに基づく計画的な人材育成を継続的に実施し、国内製造基盤の継承・強化のためのものづくり技術の継承、より高付加価値商品づくりを可能にする商品企画における高いスキルを有した技術者の育成が求められる。

本補助事業では、ものづくりを行う繊維製造業者に必要とされるパタン

ナーをはじめマーケティングスタッフ、マーチャンダイザー、生産管理スタッフなど、企画・生産プロセスにおいてコアとなる専門性における高いスキルを有する人材の育成を行うと共に、繊維産業に従事するために最低限必要とされる繊維業界に関する基礎知識を有する人材の育成を行うため、これらの技術・知識を習得するための体系的・実践的な研修を実施し、産地全体の人材育成に貢献することを目的とするものであり、公益上の必要性が認められるものといえる。

イ 要綱等について

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた補助金交付要綱を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

補助金交付に関する要綱が作成されていないため、補助金交付対象者の明確な根拠を欠いているのを始め、補助金対象経費、補助金交付額の限度額や補助率、補助金交付期間や見直し時期に関する規定は存在しない。

本補助金に関する内規は整備されているが、交付要綱として作成し、公表すべきである。

補助金交付要綱を作成することにより、補助金交付の目的・趣旨、対象となる事業、補助金対象経費等が明確となり、事業の成果や事業目的の達成状況を確認し、補助事業を見直すことで新たな施策への対応が可能となり、もって、特定の事業等を一層育成・助長することになるとともに、補助金の効果的かつ効率的な制度運用及び適正な執行を図ることも可能となる。

そこで、補助金の透明性確保のためにも、人材育成事業費補助金交付要綱を作成し、公表すべきである。

5 倉敷商工会議所補助金（商工業活性化推進事業）

（1）概要

交付開始年度	昭和 42 年度
目的・趣旨	商工業の振興を図るため
要綱名	倉敷市商工団体等補助金交付要綱

事業概要	商工業振興育成指導事業、小規模企業指導事業					
交付先	倉敷商工会議所					
補助金の対象経費	補助対象事業に係る経費 (中小企業相談所特別会計における指導事業費)					
補助金の算定方法	定額					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600
	実績	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600
実地調査の有無	あり。					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア 要綱等について

交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである(意見)。

本補助金交付については、「倉敷市商工団体等補助金交付要綱」が作成されており、補助金の対象経費は定められているものの、「補助対象事業に係る経費」と記載されているのみであり、また補助金の算定方法も「定額」と記載されているのみであることから、具体的な補助金の算定方法、補助金交付額の限度や補助率等が明らかでない。

したがって、交付要綱等において、これらの事項を明確に定めるべきである

6 児島商工会議所補助金(商工業活性化推進事業)

(1) 概要

交付開始年度	昭和 42 年度					
目的・趣旨	商工業の振興を図るため					
要綱名	倉敷市商工団体等補助金交付要綱					
事業概要	商工業振興育成指導事業、小規模企業指導事業					
交付先	児島商工会議所					
補助金の対象経費	補助対象事業に係る経費					
補助金の算定方法	定額					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
	実績	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
実地調査の有無	あり。					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

平成 24 年度の「中小企業相談所特別会計収支決算書」を要約すると、次のとおりである。

(単位：千円)

勘定科目	予算額	実績額	備考
国・県補助金	35,463	35,299	
倉敷市補助金	4,800	4,800	
事業収入	200	84	セミナー参加費他
雑収入	50	6	預金利息他
繰入金	10,993	10,100	一般会計より振替
収入合計	51,507	50,289	

指導事業費	6,280	5,972	
給与費・厚生費	48,288	47,594	指導員 6 名、補助員 3 名
旅費交通費	352	468	
事務費	580	345	
繰入金	1,000	1,000	退職給与積立金会計へ
補助外経費	2,230	2,087	
支出合計	51,507	50,289	

平成 24 年度の実績ベースで、結果的には補助対象経費に対し、約 10 % を倉敷市からの補助金で賄っている計算になる。

ア 要綱等について

交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである（意見）。

本補助金交付については、「倉敷市商工団体等補助金交付要綱」が作成されており、補助金の対象経費は定められているものの、「補助対象事業に係る経費」と記載されているのみであり、また補助金の算定方法も「定額」と記載されているのみであることから、具体的な補助金の算定方法、補助金交付額の限度や補助率等が明らかでない。

したがって、交付要綱等において、これらの事項を明確に定めるべきである。

7 玉島商工会議所補助金（商工業活性化推進事業）

（1）概要

交付開始年度	昭和 42 年度
目的・趣旨	商工業の振興を図るため
要綱名	倉敷市商工団体等補助金交付要綱
事業概要	商工業振興育成指導事業、小規模企業指導事業
交付先	玉島商工会議所

補助金の対象経費	補助対象事業に係る経費					
補助金の算定方法	定額					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
	実績	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
実地調査の有無	あり。					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

平成24年度の小規模事業指導事業に係る収支決算書を要約すると、次のとおりである。

(単位：千円)

勘定科目	予算額	実績額	備考
国・県補助金	20,625	20,625	
倉敷市補助金	3,800	3,800	
雑収入	100	1	講習会等受講料他
繰入金	3,560	2,861	一般会計より振替
収入合計	28,087	27,287	
指導事業費	1,515	1,149	
給与費・厚生費	25,921	25,572	指導員4名、補助員1名
旅費交通費	60	31	
事務費	590	535	
支出合計	28,087	27,287	

平成24年度の実績ベースで、結果的には補助対象経費に対し、約13.5%を倉敷市からの補助金で賄っている計算になる。

ア。要綱等について

交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである（意見）。

本補助金交付については、「倉敷市商工団体等補助金交付要綱」が作成されており、補助金の対象経費は定められているものの、「補助対象事業に係る経費」と記載されているのみであり、また補助金の算定方法も「定額」と記載されているのみであることから、具体的な補助金の算定方法、補助金交付額の限度や補助率等が明らかでない。

したがって、交付要綱等において、これらの事項を明確に定めるべきである。

8 つくば商工会補助金（商工業活性化推進事業）

（1）概要

交付開始年度	昭和42年度					
目的・趣旨	商工業の振興を図るため					
要綱名	倉敷市商工団体等補助金交付要綱					
事業概要	商工業振興育成指導事業、小規模企業指導事業					
交付先	つくば商工会					
補助金の対象経費	補助対象事業に係る経費					
補助金の算定方法	定額					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 （単位：千円）	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	不明	6,991	6,877	7,470	6,874
	実績	7,412	6,991	6,877	7,470	6,874
実地調査の有無	あり。					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア 要綱等について

交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである（意見）。

本補助金交付については、「倉敷市商工団体等補助金交付要綱」が作成されており、補助金の対象経費は定められているものの、「補助対象事業に係る経費」と記載されているのみであり、また補助金の算定方法も「定額」と記載されているのみであることから、具体的な補助金の算定方法、補助金交付額の限度や補助率等が明らかでない。

したがって、交付要綱等において、これらの事項を明確に定めるべきである。

9 真備船穂商工会補助金（商工業活性化推進事業）

(1) 概要

交付開始年度	平成 17 年度					
目的・趣旨	商工業の振興を図るため					
要綱名	倉敷市商工団体等補助金交付要綱					
事業概要	商工業振興育成指導事業、小規模企業指導事業					
交付先	真備船穂商工会					
補助金の対象経費	補助対象事業に係る経費					
補助金の算定方法	定額					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	不明	12,719	12,786	12,472	10,534

	実績	15,011	12,719	12,786	12,472	10,534
実地調査の有無	あり。					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

なお、平成24年度の真備船穂商工会の収支決算書を要約すると、次のとおりである。

(単位：千円)

勘定科目	予算額	実績額	備考
国・県補助金	27,471	27,471	
倉敷市補助金	10,534	10,534	
倉敷市補助金	2,000	1,916	地域振興
会費手数料収入	21,990	26,384	
受託料収入	95	120	
前期繰越収支	4,371	4,371	
収入合計	66,461	70,798	
指導事業費	6,188	6,341	
その他事業費	13,238	12,422	地域総合振興・受託事業
給与費・厚生費	33,299	33,396	
管理費	9,960	9,382	
資産取得支出	550	507	
繰入引当支出	2,500	5,500	
支出合計	66,461	70,798	

平成24年度の実績ベースで、補助対象経費を指導事業費及び給与費・

厚生費とすると、結果的には補助対象経費に対し、約 26.5%を倉敷市からの補助金で賄っている計算になる。

ア 要綱等について

交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである（意見）。

本補助金交付については、「倉敷市商工団体等補助金交付要綱」が作成されており、補助金の対象経費は定められているものの、「補助対象事業に係る経費」と記載されているのみであり、また補助金の算定方法も「定額」と記載されているのみであることから、具体的な補助金の算定方法、補助金交付額の限度や補助率等が明らかでない。

したがって、交付要綱等において、これらの事項を明確に定めるべきである。

10 岡山県中小企業団体中央会補助金（商工業活性化推進事業）

（1）概要

交付開始年度	昭和 48 年度					
目的・趣旨	商工業の振興を図るため					
要綱名	倉敷市商工団体等補助金交付要綱					
事業概要	中小企業の組織化並びに中小企業団体育成指導					
交付先	岡山県中小企業団体中央会					
補助金の対象経費	補助対象事業に係る経費					
補助金の算定方法	定額					
終了年度の設定	設定なし					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	250	250	250	250	250
	実績	250	250	250	250	250
実地調査の有無	あり					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア 要綱等について

交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである（意見）。

本補助金交付については、「倉敷市商工団体等補助金交付要綱」が作成されており、補助金の対象経費は定められているものの、「補助対象事業に係る経費」と記載されているのみであり、また補助金の算定方法も「定額」と記載されているのみであることから、具体的な補助金の算定方法、補助金交付額の限度や補助率等が明らかでない。

したがって、交付要綱等において、これらの事項を明確に定めるべきである。

イ 補助金交付対象経費について

交付申請及び実績報告において、補助対象経費を明確にすべきである（意見）。

本補助事業は、「中小企業の組織化並びに中小企業団体区政指導」に対する補助金交付であるが、交付申請書及び実績報告書に添付されているのは、岡山県中小企業団体中央会の全体の事業計画書・収支予算書及び事業報告書・収支決算書であり、補助対象経費が明確でない。

なお、倉敷市では、中小企業団体中央会の事業は、岡山県内を対象としたもので、倉敷市内の事業者に対しての個別具体的な経費を示すことが困難となっているため、あえて明確に定めていない事情があるとの意見がある。

しかしながら、上記で述べたように、補助金制度の透明性確保は重要な視点であり、補助金が交付目的に沿って使用されたかを確認するため、交付申請及び実績報告において、補助対象経費を明確にすべきである。

1 1 商工業活性化イベント推進事業補助金

(1) 概要

交付開始年度	平成 16 年度
目的・趣旨	本市の商工業の活性化を図るため、地域住民のコミュニティの場として魅力あるイベント又は地域の特性を生かしたイベントを実施する市内の中小商工業団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては倉敷市補助金等交付規則(昭和 43 年倉敷市規則第 30 号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
要綱名	倉敷市商工業活性化イベント推進事業補助金交付要綱
事業概要	商工業活性化イベント推進事業 (1 事業につき 100 万円以上のもの)。 (1) 地域住民が参加できるもので、事業を通じて相互にコミュニケーションが図れるもの (2) 地域住民のニーズに応え、商店街又は地域の特性に見合うもの (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める事業
交付先	中小商工業団体等
補助金の対象経費	(1) テレビ放映料, ラジオ放送料, 新聞掲載料その他の広告宣伝費 (2) 謝金, 出演料, アルバイト賃金その他の人件費 (3) 会場使用料, 会場設営費, 原材料費その他の物件費 (4) 消耗品費, 印刷製本費, 委託料, 通信費, 旅費その他の事務費
補助金の算定方法	補助対象経費の 40%。 (1 中小商工業団体等につき交付する額は、1 事業につき

	100 万円を限度とし、1 会計年度 1 事業を限度とする)。					
終了年度の設定	設定なし					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	不明	8,307	8,670	10,000	8,338
	実績	7,868	7,485	8,304	9,003	7,877
実地調査の有無	あり					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア 補助事業の公益性について

本補助金は、倉敷市の商工業の活性化を図るため、地域住民のコミュニティの場として魅力あるイベント又は地域の特性を生かしたイベントを実施する市内の中小商工業団体等に対し、1 事業につき 100 万円を限度とし、補助対象経費の 40%を補助金として交付するものである。

平成 24 年度に交付された補助事業は、以下のとおりである。

(単位：千円)

補助事業名	交付団体	事業費	補助金	実績(人)
水島ふれあい祭り	水島商店街振興連盟	2,370	933	約 3,000 人
玉島ふるさと物産展	玉島商工会議所	3,417	1,000	約 8,000 人
倉敷雛めぐり	倉敷雛めぐり実行委員会	2,890	1,000	約 90,000 人
音楽溢れる街たましま	音楽溢れる街たましま実行委員会	4,137	1,000	約 1,900 人
味野商店街夏まつり	味野商店街連盟	1,051	418	約 5,000 人
竹のまち真備船穂商工	真備船穂商工まつ	2,452	943	約 5,000 人

まつり	り実行委員会			
真備船穂ふるさとふれあい商工まつり	真備船穂商工会	3,436	973	約 2,500 人
児島朝市 三白市	児島駅前商店街連盟	3,261	1,000	約 30,000 人
新倉敷駅前イルミネーション	新倉敷駅前イルミネーション実行委員会	1,526	610	約 800 人 (点灯式)
	合計	24,544	7,877	

各イベント共に、実績としては相当数の参加があり、地域住民のコミュニティの場として魅力あるイベント又は地域の特性を生かしたイベントとして実施されているものと判断されることから、補助金の公益性について特段の問題は見受けられない。

1 2 倉敷市商店街連合会補助金（商業活性化事業）

（1）概要

交付開始年度	昭和 44 年度					
目的・趣旨	商工業の振興を図るため					
要綱名	倉敷市商工団体等補助金交付要綱					
事業概要	商店街振興事業					
交付先	倉敷市商店街連合会					
補助金の対象経費	補助対象事業に係る経費のうち補助金（各地区商店街連合会団体への補助金）、研修費、調査活動費及び事務所費					
補助金の算定方法	補助対象経費に 3 分の 1 を乗じた額と基礎配分額との和 (限度額 11,970 千円) ※基礎配分額＝20 円×倉敷市の人口（直近の国政調査）					
終了年度の設定	設定なし					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	11,970	11,970	11,970	11,970	11,970

	実績	11,464	11,846	11,652	11,642	11,541
実地調査の有無	あり					

(2) 実施した手続

- ア ヒアリング調査
- イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア 各地区商店街連合会への補助金について

各地区商店街連合会への補助金について、本補助金の目的に沿った事業が各地区商店街連合会で行われているかどうか実績報告書で掌握できるような体制を整備すべきである（意見）。

本補助金交付額の約6割にあたる7,170千円が、倉敷市商店街連合会から各地区商店街連合会に対する補助金として交付されている。

地区商店街連合会	補助金額
倉敷地区	2,100 千円
児島地区	1,830 千円
玉島地区	1,620 千円
水島地区	1,620 千円

これらの補助金については、当初予算通りの補助金が各地区商店街連合会へ交付されているが、各地区商店街連合会において、どのような経費に支出されたかの内容について倉敷市への実績報告書では掌握することはできない。

なお、担当課からの聴き取りによると、倉敷市商店街連合会補助金の実績報告書とは別に、各地区商店街の決算報告書を提出させ、内容を確認しているが、実績報告書と合わせて提出が出来ていない理由は、各地区商店街の決算が確定する時期が、倉敷市商店街連合会の決算確定時期より遅いためであるとのことである。

各地区商店街連合会への補助金について、本補助金の目的に沿った事業

が各地区商店街連合会で行われているかどうか実績報告書で掌握できるような体制を整備すべきであり、実績報告の時期を変更するか、各地区商店街連合会へ決算確定時期を早めるよう指導するかの検討が必要である。

1 3 倉敷市商店街連合会年末大売出し補助金（商業活性化事業）

（1）概要

交付開始年度	昭和 49 年度					
目的・趣旨	商工業の振興を図るため					
要綱名	倉敷市商工団体等補助金交付要綱					
事業概要	年末売出し事業					
交付先	倉敷市商店街連合会					
補助金の対象経費	補助対象事業に係る経費					
補助金の算定方法	定額					
終了年度の設定	設定なし					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700
	実績	10,888	11,139	11,062	10,733	10,922
実地調査の有無	あり					

（2）実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

（3）監査の結果及び意見

ア 要綱等について

交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである（意見）。

本補助金交付については、「倉敷市商工団体等補助金交付要綱」が作成されており、補助金の対象経費は定められているものの、「補助対象事業に係

る経費」と記載されているのみであり、また補助金の算定方法も「定額」と記載されているのみであることから、具体的な補助金の算定方法、補助金交付額の限度や補助率等が明らかでない。

したがって、交付要綱等において、これらの事項を明確に定めるべきである。

1 4 パワーアップ商業振興事業補助金（商業振興対策事業費事業）

（１）概要

交付開始年度	平成 12 年度					
目的・趣旨	商工業の振興を図るため					
要綱名	倉敷市商工団体等補助金交付要綱					
事業概要	パワーアップ商業振興事業					
交付先	市内の商工業の振興に寄与する団体					
補助金の対象経費	補助対象事業に係る経費					
補助金の算定方法	補助対象事業費の 3 分の 1。ただし補助限度額あり。					
終了年度の設定	設定なし					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	不明	7,411	15,258	11,300	11,300
	実績	4,510	3,471	13,596	9,093	10,925
実地調査の有無	あり					

（２）実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

（３）監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

1 5 まちづくり補助金（中心市街地活性化事業）

(1) 概要

交付開始年度	平成 15 年度					
目的・趣旨	商工業の振興を図るため					
要綱名	倉敷市商工団体等補助金交付要綱					
事業概要	(1) くらしき TM0 が実施する中心市街地活性化事業 <u>イベント事業</u> 倉敷屏風祭、倉敷フォトミュラル、三斎市 <u>通年事業</u> くらしきシティ車いす運用、中心市街地活性化協議会 (2) 倉敷まちづくりセンター管理運営事業					
交付先	倉敷商工会議所（くらしき TM0）					
補助金の対象経費	補助対象事業に係る経費。					
補助金の算定方法	事業費、事務費は 1/2。 人件費、倉敷まちづくりセンター管理運営費は 10/10。					
終了年度の設定	設定なし					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	17,459	17,483	16,233	15,561	15,200
	実績	15,255	15,119	14,854	14,483	14,974
実地調査の有無	あり					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

1 6 朝市開催補助金（中心市街地活性化事業）

(1) 概要

交付開始年度	平成 17 年度					
目的・趣旨	商工業の振興を図るため					
要綱名	倉敷市商工団体等補助金交付要綱					
事業概要	毎月第 3 日曜日に、倉敷駅前商店街で実施する朝市「三斎市」の開催費用。					
交付先	倉敷商工会議所（くらしき TM0）					
補助金の対象経費	朝市「三斎市」開催にかかる経費である会場費、広報費、イベント運営費、警備費、印刷費、駐車場費、事務費					
補助金の算定方法	定額					
終了年度の設定	なし					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
	実績	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
実地調査の有無	あり					

(2) 実施した手続

- ア ヒアリング調査
- イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア 要綱等について

交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである（意見）。

本補助金交付については、「倉敷市商工団体等補助金交付要綱」が作成されており、補助金の対象経費は定められているが、補助金の算定方法が「定額」と記載されているのみであり、具体的な補助金の算定方法、補助金交付額の限度や補助率等が明らかでない。

したがって、交付要綱等において、これらの事項を明確に定めるべきである。

1 7 倉敷市がんばる中小企業応援事業補助金

(1) 概要

交付開始年度	平成 22 年度
目的・趣旨	本市内の中小企業者等が，主として本市内において，新技術又は新製品に係る研究開発，特許等の産業財産権の取得，技術又は製品の販路開拓及び研修の受講又は開催による人材育成を行う場合に必要とする経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付することにより，がんばる中小企業の新たな事業展開等を応援し，もって，地域経済を支える中小企業者等の競争力を高め，中小企業の振興に寄与することを目的とする。
要綱名	倉敷市がんばる中小企業応援事業費補助金交付要綱
事業概要	(1) 研究開発事業費補助金（市単独型） 新技術及び新製品の研究開発並びに試作品の製作に対する支援。対象は製造業者，情報通信系事業者等のうち市長が適当と認める事業者。 (2) 研究開発事業費補助金（県連携型） 地域資源を活用した新技術，新製品及び新サービスの研究開発，試作品製作等に対する支援。対象は岡山県きらめき岡山創成ファンド支援事業に採択された事業に限る。 (3) 産業財産権取得事業 特許権，実用新案権，意匠権及び商標権の取得を支援。対象は製造業者，情報通信系事業者等のうち市長が適当と認める事業者。 (4) 販路開拓事業（国内・海外） 岡山県外での見本市及び展示会への出展を支援。対象は製造業者，情報通信系事業者等のうち市長が適当と認め

	る事業者。 (5) 人材育成事業 ①中小企業大学校，山陽技術振興会，中国職業能力開発大学校その他市長が認める教育機関等が実施する研修の受講を支援。 ②従業員等を受講の対象とし，①に規定する教育機関等から派遣される者が講師を務める研修の開催を支援。
交付先	本市内の中小企業者等
補助金の対象経費	(1) 研究開発事業費補助金（市単独型） 原材料費，機械装置費，工具器具費，外注加工費，技術指導受入費，負担金、謝金，旅費，委託費 (2) 研究開発事業費補助金（県連携型） 原材料費，機械装置費，工具器具費，外注加工費，技術指導受入費，負担金，謝金，旅費，委託費，会場費，広告宣伝費 (3) 産業財産権取得事業 出願に要した印紙代，弁理士費用，翻訳料等 (4) 販路開拓事業（国内・海外） 手数料，通信運搬費，謝金，旅費，会場費(小間料)，広告宣伝費，委託費 (5) 人材育成事業 負担金(受講料)，謝金
補助金の算定方法	(1) 研究開発事業（市単独型） 対象経費（消費税抜）の 2/3（最大 200 万円）。 (2) 研究開発事業（県連携型） 対象経費（消費税抜）の 1/6（最大 100 万円）。 (3) 産業財産権取得事業 対象経費（消費税抜）の 2/3（最大 30 万円）。 (4) 販路開拓事業（国内・海外）

	対象経費（消費税抜）の 2/3（国内は最大 20 万円。海外は最大 40 万円）。 （５）人材育成事業 対象経費（消費税抜）の 1/2（最大 20 万円）。					
終了年度の設定	設定なし					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	—	—	20,000	20,000	20,000
	実績	—	—	15,766	13,676	18,243
実地調査の有無	研究開発事業のみ有り					

（２）実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

（３）監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

1 8 保証料補助金・利子補助金（中小企業融資事業）

（１）概要

交付開始年度	平成 14 年度
目的・趣旨	中小企業者の経営の安定化、設備の近代化または合理化等に必要な資金の調達を容易にし、本市中小企業の振興を図ることを目的とする。
要綱名	倉敷市中小企業振興資金融資等要綱
事業概要	<u>保証料補助金</u> 信用保証協会に対する、市融資制度貸付残高に係る保証料の補助 <u>利子補助金</u> 金融機関に対する、市融資制度貸付残高に係る利子の補

	助					
交付先	保証協会または金融機関					
補助金の対象経費	<u>保証料補助金</u> 中小企業振興資金に係る融資残高 <u>利子補助金</u> 融資残高					
補助金の算定方法	<u>保証料補助金</u> 信用保証協会の基準保証料率と本市融資制度の保証料率との差に融資残高を乗じた額を、信用保証協会に対し補助金として交付する。 <u>利子補助金</u> 金融機関の基準利率と本市融資制度の利率との差に融資残高を乗じた額を、金融機関に対し補助金として交付する。					
終了年度の設定	設定なし					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	不明	52,831	65,170	38,091	23,096
	保証料補助金 実績	33,247	22,714	16,490	13,880	13,315
	利子補助金 実績	6,711	27,974	26,379	14,501	4,465
実地調査の有無	なし					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

19 保証料補給金（中小企業融資事業）

(1) 概要

交付開始年度	<u>中小企業振興資金保証料補給金</u> 昭和 49 年度 <u>創業等支援資金保証料補給金</u> 平成 12 年度
目的・趣旨	<u>中小企業振興資金保証料補給金</u> 中小企業の経営の安定化、設備の近代化または合理化に必要な資金調達を容易にし、本市中小企業の振興を図ることを目的とする。 <u>創業等支援資金保証料補給金</u> 新たに開業しようとする者等が、創造的な自立企業として成長するために必要な資金の調達を容易にし、事業活動の活発化を促進するとともに、健全な育成発展に資することを目的とする。
要綱名	倉敷市中小企業振興資金融資等要綱
事業概要	<u>中小企業振興資金保証料補給金</u> 既融資分の償還を前提としたものでない融資を受けた場合において、その融資額が 300 万円以内のときに交付する。ただし、2 回目以後の融資についても、既融資分残高との和が 300 万円以内のときに限り、保証料補給の対象とするものとする。 <u>創業等支援資金保証料補給金</u> 既融資分の償還を前提としたものでない融資を受けた者に交付する。
交付先	保証協会または金融機関
補助金の対象経費	交付対象に係る融資を受けた資金に対する保証料相当額。
補助金の算定方法	岡山県信用保証協会が定める保証料に基づく。
終了年度の設定	設定なし

市の補助額	年度	H20	H21	H22	H23	H24
(単位：千円)	予算	24,836	21,516	15,416	20,984	18,287
中小企業振興資金	実績	22,355	18,067	14,435	11,439	13,027
	予算	2,072	3,043	2,633	1,886	1,795
創業等支援資金	実績	2,632	1,435	1,313	211	425
実地調査の有無	なし					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

(商工労働部・労働政策課)

I 直営

1 水島勤労福祉センター管理運営事業

(1) 施設概要について

名称	水島勤労福祉センター					
所在地	倉敷市水島明神町3番13号					
目的	中小企業に働く勤労者等の福祉の増進を図ると共に、その雇用の安定に資すること。					
開館年月	昭和55年10月					
根拠法令等	水島勤労福祉センター管理条例及び施行規則					
設備	研修室、トレーニング室、更衣室、体育室(ステージ付)、会議室、教養室、音楽室、資料室、駐車場(66台)					
利用時間	午前8時～午後10時(平日) 午前8時～午後5時(日曜日・休日)					
休館日	水曜日、休日の翌日、年末年始					
利用状況 (単位:人)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	本館	5,248	4,719	8,830	5,958	5,869
	体育室	23,830	25,967	27,616	27,354	27,009
	合計	29,078	30,686	36,446	33,312	32,878

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 現場調査 平成25年11月19日

ウ 資料精査



(3) 監査の結果及び意見

ア 指定管理者制度の採用について

本施設につき、早期に指定管理者制度を採用することが望まれる（意見）。

「倉敷市行財政改革プラン2011」によれば、平成26年度末までに、水島勤労福祉センターと水島勤労青少年ホームの運営方針を見直し、今後の方針を決定することとしていた。

平成24年度の「倉敷市行財政改革プラン2011」の進捗状況報告によると、水島勤労青少年ホームは、施設の老朽化による今後の維持管理経費の増大を考慮した結果、平成25年9月末をもって廃止し、施設機能を水島勤労福祉センターへ集約することとなった。これも踏まえて、水島勤労福祉センターは、施設の効率的な管理運営及び利用者サービス向上を目的とし、早期に指定管理者制度へ移行する方針を決定した。

早期に指定管理者制度を採用することが望まれる。

Ⅱ 指定管理者制度

1 倉敷労働会館管理運営事業

(1) 施設概要について

名称	倉敷市倉敷労働会館
所在地	倉敷市稲荷町5番38号
目的	倉敷市における労働関係者の福祉を増進し、あわせて文化、教養の向上を図り、産業の興隆に寄与するとともに、一般市民の利便に資するため。
構造	鉄筋コンクリート3階建（旧館） 鉄筋コンクリート4階建（新館）
施設概要	敷地面積 1,660.00 m ² （他に駐車場用地面積 391.00 m ² ） 延床面積 1,178.66 m ² （旧館）・720.33 m ² （新館）
施設内容	1階 事務室・応接室・大ホール・管理人室・湯沸室・便所 等 2階 中会議室・小会議室・湯沸室・便所 等 3階 会議室・湯沸室・便所 等 4階 会議室・図書室・湯沸室・便所 等
開館時間	午前8時～午後10時（事務受付午後5時まで）
休館日	なし

(2) 指定管理者について

名称	株式会社 さんびる
所在地	島根県松江市南田町9番1
資本金	60,000 千円
設立年月日	昭和52年4月28日
主な事業	総合ビルメンテナンス業、警備業、建築物清掃業、人材派遣業、廃棄物処理業務、指定管理者業務
組織	①役員 館長1名、会館管理1名 ②職員 総務受付2名、クリーンスタッフ2名 (法人全体従業員数 1,006名)

財務状況	①当期収入 16,342,994円
	②当期支出 17,271,736円
	③収支差額(①-②) ▲928,742円
指定管理期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日
委託金額	29,750千円(5年間の総額・消費税等を含む)

(3) 指定管理者の選定方法について

ア 指定管理者の指定手続

① 公募・非公募の別

公募

② 応募資格

指定期間中、安全かつ円滑に倉敷市倉敷労働会館を管理運営できる法人その他の団体。ただし、一般的な除外条件が定められている。

③ 募集要項の配布

(ア) 配布期間

平成22年8月6日～8月18日

(イ) 配布場所

倉敷市文化産業局 商工労働部 労働政策課

(ウ) 配布方法

配布期間内に直接、窓口で受け取るか、HPからダウンロードする。

④ 募集説明会及び現地説明会の開催

(ア) 開催日時

平成22年8月20日

(イ) 開催場所

倉敷市倉敷労働会館 会議室

⑤ 指定の申請の受付期間

(ア) 公募参加表明 平成22年8月30日 午後5時15分まで

同日まで質問及び自主事業の事前審査を受け付ける。

(イ) 提案

平成22年9月30日 午後5時15分まで

⑥ 選定手続

(ア) 指定管理者選定委員会の設置

選定委員会を設置し、提出書類の審査・面接により優秀提案者を決定する。

イ 指定管理者候補者選定の具体的経過

① 指定の申請状況

本施設については、株式会社さんびる、社団法人岡山県労働者福祉協議会の2団体から指定の申請があった。

② 優秀提案団体の公表（平成22年12月8日）

上記2団体を優秀提案団体として決定し、補充資料の提出要請。

③ 補充資料等に関する提案者説明会（平成22年12月24日）

④ 優先交渉団体及び第2交渉団体の決定・公表（平成23年1月25日）

株式会社さんびるを優先交渉団体、社団法人岡山県労働者福祉協議会を第2交渉団体として決定。

ウ 指定管理者との協定締結について

① 仮協定の締結（平成23年2月3日）

倉敷市と株式会社さんびるとの間で、本施設に係る仮協定書が締結。

② 指定管理者の指定（平成23年2月22日）

倉敷市議会の議決を経て、株式会社さんびるを指定管理者に指定。

③ 協定の締結

仮協定書には、「この協定書は、当該指定管理者に係る議案が、倉敷市議会において可決されたときに有効となる。」との条項があり、上記倉敷市議会の原案可決を経て、協定が締結された。



(4) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 現場調査 平成25年9月9日

ウ 資料精査

(5) 監査の結果及び意見

ア 指定管理者の選定方法について

指定管理者の選定は、適切に行われたものと判断した。

なお、本施設については、公募により指定管理者を選定したことにより、適切に管理されていることが評価できる事例であり、指定管理者制度を活用した意義が認められる。

イ 利用者アンケートについて

日常的にアンケートを実施する方法に改善すべきである（意見）。

達成目標の一つとして掲げられている利用者満足度の向上について、利用者アンケートのサンプル数１００件以上が設定されている。

満足度の目標として、平成２３年度９１％以上、平成２４年度９２％以上、平成２５年度９３％以上、平成２６年度９４％以上、平成２７年度９５％以上となっている。

実績として、平成２３年度９６％（６０件のうち５８件が満足）、平成２４年度９４％（７９件のうち７４件が満足）となっている。

たしかに、満足度は目標を達成しているが、サンプル数が目標を達していない。この原因として、アンケートの実施が感謝祭参加者のみに実施されているためである。これは、サンプル数が目標値に達していないだけでなく、アンケート対象者が限定されることから望ましい方法ではない。

日常的にアンケートを実施する方法に改善すべきである。

2 山陽ハイツ運営事業

(1) 施設概要について

名称	倉敷市山陽ハイツ
所在地	倉敷市有城 1 1 9 5 番地 2
設置根拠条例	倉敷市山陽ハイツ条例
構造	①本館 鉄筋コンクリート鉄骨造陸屋根・ルーフィング葺 地下 3 階付 6 階建 ②研修棟 鉄筋コンクリート造陸屋根・石板葺 3 階建 ③健康管理棟 鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建 ④体育館 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ銅板葺 2 階建
施設概要	敷地面積 1 1 2, 0 0 0 m² ①本館 延床面積 7, 3 0 4. 3 6 m² ②研修棟 延床面積 1, 8 3 4, 6 4 m² ③健康管理棟 延床面積 1, 1 3 1. 8 5 m² ④体育館 延床面積 1, 3 8 5. 4 3 m² ⑤グラウンド 面積 1 6, 6 9 0. 1 3 m²
施設内容	①本館（宿泊 3 4 室 1 4 8 名） 1 階 ロビー・事務所・喫茶室・売店・客室 2 室・多目的ホール・小宴会場 4 室 等 2 階 会議室 3 室・結婚式場・着付室 等 3 階 客室 5 室・宴会場 6 室・（大 1, 中 1, 小 4） 4 階 客室 2 1 室 5 階 カラオケルーム 4 室 6 階 塔屋 地下 1 階 レストラン・客室 6 室 地下 2 階 展望大浴場 地下 3 階 機械室 ②研修棟 1 階 大研修室・ホール・展示ホール 等

	2階 ホール・研修室6室 等 3階 従業員寮5室 等 ③健康管理棟 1階 玄関ホール 2階 研修室・相談室・ロビー 等 3階 トレーニングルーム（23m×15m） ④体育館 フロア（35m×23m） ⑤テニスコート（ナイター設備あり） ハードコート 4面 オムニコート 2面 ⑥グラウンド（ナイター設備あり）
--	---

（２）指定管理者について

名称	ベネフィットホテル株式会社
所在地	広島県福山市霞町二丁目5番7号
設立年月日	平成6年11月28日
主な事業	ホテル事業、観光事業、福祉事業、指定管理事業
組織	② 表取締役 濱岡喜範 ②職員 384人
指定管理期間	平成23年4月1日～平成26年3月31日
施設使用料	14,400千円（3年間の総額、消費税等を含む）

（３）指定管理者の選定方法について

ア 指定管理者の指定手続

- ① 公募・非公募の別
公募
- ② 応募資格
一般的な条件のみ。
- ③ 募集要項の配布
(ア) 配布期間

平成 22 年 7 月 28 日～8 月 5 日

(イ) 配布場所

倉敷市 文化産業局 商工労働部 労働政策課

(ウ) 配布方法

倉敷市文化産業局商工労働部労働政策課にて直接受け取るか、ホームページからダウンロードする。

④ 募集説明会及び現地説明会の開催

(ア) 開催日時

平成 22 年 8 月 6 日 (金) 午前 10 時～

(イ) 開催場所

倉敷市山陽ハイツ 会議室

⑤ 指定の申請の受付期間

(ア) 公募参加表明 提出期限 8 月 16 日

(イ) 提案 提出期限 9 月 15 日

⑥ 選定手続

(ア) 指定管理者選定委員会の設置

平成 22 年度倉敷市指定管理者選定委員会山陽ハイツ部会を設置し、提出された事業計画等について審査基準に基づいて審査を行い、指定管理者の候補を選定する。

(イ) プレゼンテーションの実施 (兼ヒアリング)

・開催日時 平成 25 年 10 月 12 日

・開催場所 倉敷市役所

イ 指定管理者候補者選定の具体的経過

① 指定の申請状況

本施設については、ベネフィットホテル株式会社のほか株式会社ベッセルの合計 2 社から指定申請があった。

② プレゼンテーションの実施状況

平成 22 年 10 月 12 日の第 2 回選定委員会において、提案書審査、プレゼンテーション、質疑応答がなされている。

③ 選定審査基準

ベネフィットホテル株式会社が61.2点、株式会社ベッセルが52.6点となり、前者が指定管理者候補として選定された。

なお、選定委員会における審査結果表を見ると、経費の縮減の点で前者が後者を大きく上回っている。

ウ 指定管理者との協定締結について

① 指定管理者の指定

以上の審査に基づき、倉敷市議会の議決を経て、ベネフィットホテル株式会社が本施設の指定管理者に選定された。

② 協定の締結

倉敷市とベネフィットホテル株式会社との間で、平成22年11月29日、倉敷市議会においてベネフィットホテル株式会社を指定管理者とする指定管理者の指定に係る議案が可決されることを停止条件として、本施設に係る協定書が締結された。



(4) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 現場調査 平成25年9月9日

ウ 資料精査

(5) 監査の結果及び意見

ア 指定管理者の選定方法について

指定管理者の選定は、適切に行われたものと判断した。

なお、本施設については、公募により指定管理者を選定したことにより、適切に管理されていることが評価できる事例であり、指定管理者制度を活用した意義が認められる。

Ⅲ 団体への補助制度

1 倉敷市勤労者福祉サービスセンター

(1) 概要

交付開始年度	平成 9 年度					
目的・趣旨	倉敷市内の中小企業に働く従業員及び事業主の福祉の向上を図り、中小企業の振興、地域社会の発展に寄与すること。					
要綱名	倉敷市勤労者福祉サービスセンター補助金交付要綱					
事業概要	(1) 中小企業勤労者の在職中の生活安定に係る事業 (2) 中小企業勤労者の健康の維持管理に係る事業 (3) 中小企業勤労者の老後生活の安定に係る事業 (4) 中小企業勤労者の自己啓発、余暇活動に係る事業 (5) 中小企業勤労者の財産形成に係る事業 他					
交付先	倉敷市勤労者福祉サービスセンター					
補助金の対象経費	倉敷市勤労者福祉サービスセンターの管理運営に必要な経費。					
補助金の算定方法	予算の範囲内において市長が定めた額					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	18,246	18,809	18,964	19,265	18,885
	実績	16,869	17,723	17,678	18,488	18,885
実地調査の有無	平成 17 年度に調査。以降、調査なし。					

(2) 実施した手続

- ア ヒアリング調査
- イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

- ア 補助事業の公益性について

倉敷市勤労者福祉サービスセンターは、市内の中小企業で働く事業主と従業員を対象に、充実した福利厚生制度を確立し、勤労者の生活の安定と勤労意欲の向上を図ると共に、雇用の安定と中小企業の振興、ひいては地域社会の発展に寄与することを目的として、平成10年1月に設立し、同年4月1日から事業を開始している。

実施する事業としては、共済給付事業などの生活安定に係る事業、健康の維持増進事業、余暇活動事業等を実施し、会員の利用拡大を図っている。

当サービスセンターの会員数は、平成24年度末で会員事業所数1,045事業所、会員数6,216人（男3,515人、女2,701人）が加入している。平成10年4月の業務開始以降、中小企業に働く勤労者が生涯にわたり豊かで充実した生活を送ることができるよう、総合的な福利厚生事業を実施するとともに、事業の充実に取り組み、着実に会員の増加を図っており、本事業に対する補助には公益上の必要性が認められるものといえる。

イ 補助金の対象経費について

補助金の対象経費として、運営費の100%補助についてはなるべく避け、団体としての自主財源の確保が必要と考えられる（意見）。

運営費補助は、補助基準や対象経費が曖昧になる傾向が強く、本来、自立した団体として自ら賄うべき経費を補助することにより、団体の自立を阻害する可能性もあることから、原則として事業費補助へ転換すべきであるとする考え方がある。

当サービスセンターは、平成10年4月の業務開始以降、着実に会員数を増加させており、会費収入及び事業収入も増加しているのであるから、収入と支出のバランスの中で、倉敷市からの運営費補助の補助率を下げる努力を行うべきである。

2 岡山県建設共同職業訓練協会倉敷校補助金

（1）概要

交付開始年度	昭和51年度
--------	--------

目的・趣旨	中小企業主に雇用されている建設労働者の技能の養成を支援し、もって職業の安定と産業の興隆を図る。					
要綱名	個別要綱なし					
事業概要	倉敷共同高等職業訓練校（建築施工系木造建築科）					
交付先	職業訓練法人 岡山建設共同職業訓練協会					
補助金の対象経費	岡山建設共同職業訓練協会の運営費。					
補助金の算定方法	交付基準額＝固定費 619 千円×学科数＋1 人当たり単価 34 千円×補助対象訓練生数					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	1,061	1,061	1,061	1,061	1,061
	実績	959	857	755	891	823
実地調査の有無	調査なし。					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア 補助事業の公益性について

倉敷共同高等職業訓練校は、職業能力開発促進法にもとづいて設立され、岡山県知事の認定を受けた職業訓練校で、職業訓練法人・岡山建設共同職業訓練協会が運営母体となっている。

高校を卒業後、建築技能関係の事業所に就職した方が、専門の知識、技能を修得する訓練施設である。訓練期間は2年で、訓練校を卒業すると技能検定受験資格の実務経験や二級建築士受験資格の実務経験が短縮されるなどのメリットがある。

事業に要する経費のうち、交際費、給食費及び雑費を除いた運営費について、岡山県が3分の2を補助し、残りを倉敷市と岡山建設職業訓練協会の

補助金で賄っている。

補助金の交付先である職業訓練法人は、職業能力開発促進法にもとづいて設立された法人であり、その実施する事業は、中小企業主に雇用されている建設労働者の技能の養成を支援し、もって職業の安定と産業の興隆を図るものであり、補助金の公益性についても特段の問題は見受けられない。

イ 要綱等について

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

補助金交付に関する要綱等が作成されていないため、補助金交付対象者の明確な根拠を欠いているのを始め、補助金対象経費、補助金交付額の限度額や補助率、補助金交付期間や見直し時期に関する規定は存在しない。

交付基準額については、具体的な算式が設定されているが、交付要綱等が存在しないため、明確な根拠を欠く結果となっている。

また、本補助金は、昭和51年度から交付開始されており、長期化・常態化している補助金については、開始当初の目的・効果が薄れていないか検証し、廃止または縮小することを検討すべきである。補助金は、行政からの支援として明確な目的と効果が期待されるものに対して支出するものであり、少額の補助であっても長期化・常態化することで、団体の既得権益化しないよう、補助の目的や補助による効果を定期的に検証し、時代に即した補助となるよう見直しを行う必要がある。

補助金交付要綱等を作成することにより、補助金交付の目的・趣旨、対象となる事業、補助金対象経費等が明確となり、事業の成果や事業目的の達成状況を確認し、補助事業を見直すことで新たな施策への対応が可能となり、もって、特定の事業等を一層育成・助長することになるとともに、補助金の効果的かつ効率的な制度運用及び適正な執行を図ることも可能となる。

そこで、補助金の透明性確保のためにも、岡山県建設共同職業訓練協会補助金交付要綱等を作成し、公表すべきである。

3 岡山県建設国民健康保険組合補助事業

(1) 概要

交付開始年度	昭和 48 年度					
目的・趣旨	建設労働者の労働環境の向上を支援し、もって職業の安定と産業の興隆を図る。					
要綱名	個別要綱なし					
事業概要	・ 各種技能講習 ・ 安全パトロール ほか					
交付先	岡山県建設国民健康保険組合倉敷支部					
補助金の対象経費	岡山県建設国民健康保険組合の運営費。					
補助金の算定方法	予算の範囲内において市長が定めた額。					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	4,508	4,508	4,057	4,057	4,057
	実績	4,508	4,508	4,057	4,057	4,057
実地調査の有無	平成 17 年度に調査。以降、調査なし。					

(2) 実施した手続

- ア ヒアリング調査
- イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア 補助事業の公益性について

岡山県建設国民健康保険組合は、建設労働者の健康と生活を守るため、昭和 45 年 8 月に公法人として岡山県の認可を受け設立されている。

平成 24 年 4 月 1 日現在の被保険者数は、組合員数 1,621 名、家族数 2,326 名、合計で 3,947 名となっている。

平成 24 年度の予算ベースで 18,010 千円の支出予算のうち、倉敷市の補助金 4,057 千円以外にほとんど収入はなく、残りは岡山県建設労働組合からの補助金で賄っている。

倉敷市としては市内の建設労働者の福祉の向上に寄与していると考えられ、補助事業としての公益性は否定されないものとする。

イ 要綱等について

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

補助金交付に関する要綱等が作成されていないため、補助金交付対象者の明確な根拠を欠いているのを始め、補助金対象経費、補助金交付額の限度額や補助率、補助金交付期間や見直し時期に関する規定は存在しない。

平成21年度における全庁的な見直しが行われた際に、平成22年度からの補助金額が1割削減されているが、本来補助が必要となる対象経費を積算根拠をもとに見積もり、補助金額を決定すべきである。

また、本補助金は、昭和48年度から交付開始されており、長期化・常態化している補助金については、開始当初の目的・効果が薄れていないか検証し、廃止または縮小することを検討すべきである。補助金は、行政からの支援として明確な目的と効果が期待されるものに対して支出するものであり、少額の補助であっても長期化・常態化することで、団体の既得権益化しないよう、補助の目的や補助による効果を定期的に検証し、時代に即した補助となるよう見直しを行う必要がある。

補助金交付要綱等を作成することにより、補助金交付の目的・趣旨、対象となる事業、補助金対象経費等が明確となり、事業の成果や事業目的の達成状況を確認し、補助事業を見直すことで新たな施策への対応が可能となり、もって、特定の事業等を一層育成・助長することになるとともに、補助金の効果的かつ効率的な制度運用及び適正な執行を図ることも可能となる。

そこで、補助金の透明性確保のためにも、岡山県建設国民健康保険組合補助金交付要綱等を作成し、公表すべきである。

4 倉敷地区労働者福祉協議会補助事業

(1) 概要

交付開始年度	昭和 54 年度					
目的・趣旨	労働者の地域団体の指導育成と福祉活動に寄与する。					
要綱名	個別要綱なし					
事業概要	・ ボランティア活動 ・ 交流、スポーツ行事 ほか					
交付先	倉敷地区労働者福祉協議会					
補助金の対象経費	倉敷地区労働者福祉協議会の運営費。					
補助金の算定方法	予算の範囲内において市長が定めた額。					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	200	200	200	200	200
	実績	200	200	200	200	200
実地調査の有無	なし。					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア 補助事業の公益性について

倉敷地区労働者福祉協議会は、岡山県労働者福祉協議会の下部組織として、「勤労者福祉の充実」「文化・スポーツ・ボランティア」などの各種活動と、倉敷・水島・児島・玉島支部への助成を行っている。

勤労者福祉の充実と向上を目指すことが協議会の目的であり、規模は小さいながら各種のスポーツ大会やボランティア活動への参加などの行事を行っており、補助事業としての公益性は否定されないものとする。

イ 要綱等について

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた補助金交付要綱等を作

成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

補助金交付に関する要綱等が作成されていないため、補助金交付対象者の明確な根拠を欠いているのを始め、補助金対象経費、補助金交付額の限度額や補助率、補助金交付期間や見直し時期に関する規定は存在しない。

また、本補助金は、昭和 54 年度から交付開始されており、長期化・常態化している補助金については、開始当初の目的・効果が薄れていないか検証し、廃止または縮小することを検討すべきである。補助金は、行政からの支援として明確な目的と効果が期待されるものに対して支出するものであり、少額の補助であっても長期化・常態化することで、団体の既得権益化しないよう、補助の目的や補助による効果を定期的に検証し、時代に即した補助となるよう見直しを行う必要がある。

補助金交付要綱等を作成することにより、補助金交付の目的・趣旨、対象となる事業、補助金対象経費等が明確となり、事業の成果や事業目的の達成状況を確認し、補助事業を見直すことで新たな施策への対応が可能となり、もって、特定の事業等を一層育成・助長することになるとともに、補助金の効果的かつ効率的な制度運用及び適正な執行を図ることも可能となる。

そこで、補助金の透明性確保のためにも、倉敷地区労働者福祉協議会補助金交付要綱等を作成し、公表すべきである。

5 雇用開発協会補助事業

（1）概要

交付開始年度	・ 倉敷中央雇用開発協会 昭和 41 年度 ・ 児島地区雇用開発協会 昭和 36 年度 ・ （参考）玉島地区雇用開発協会 昭和 41 年度
目的・趣旨	地域社会の発展と事業所の雇用対策に寄与する。
要綱名	個別要綱なし
事業概要	・ 広告宣伝事業（広報誌の発行等） ・ 雇用対策事業（研修視察、優良勤労者表彰、関係機関との連携・援助等）

	・労働力確保対策事業（就職面接会、産業事情説明会、企業・求人情報の提供等） ・労働者職場定着事業（新規就職者歓迎大会、スポーツイベントの開催等） ほか					
交付先	倉敷中央雇用開発協会					
補助金の対象経費	雇用開発協会の事業費。					
補助金の算定方法	予算の範囲内において市長が定めた額。					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	2,940	3,846	3,461	3,461	3,461
	倉敷中央 実績	2,940	3,846	3,461	3,461	3,461
	予算	2,310	2,110	1,899	1,899	1,899
	児島地区 実績	2,310	2,110	1,899	1,899	1,899
	予算	1,720	—	—	—	—
	(参考) 玉島地区 実績	1,720	—	—	—	—
実地調査の有無	平成 17 年度に調査。以降、調査なし。					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア 補助事業の公益性について

倉敷中央雇用開発協会は、倉敷中央公共職業安定所管内の事業主と倉敷中央公共職業安定所との密接な連携協力のもとに地域雇用諸問題を相互に研究討議し、必要とする労働者の確保を図るとともに情報交換と親睦を目的とした団体である。

支出金額を会費収入と本補助金とでほぼ折半して賄っている収支バランスである。平成 24 年度の会員数は 238 社となっている。

倉敷中央雇用開発協会の実施する事業から判断するに、補助事業としての公益性は否定されないものと考える。

イ 要綱等について

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

補助金交付に関する要綱等が作成されていないため、補助金交付対象者の明確な根拠を欠いているのを始め、補助金対象経費、補助金交付額の限度額や補助率、補助金交付期間や見直し時期に関する規定は存在しない。

平成21年度における全庁的な見直しが行われた際に、平成22年度からの補助金額が1割削減されているが、本来補助が必要となる対象経費を積算根拠をもとに見積もり、補助金額を決定すべきである。

また、本補助金は、昭和41年度から交付開始されており、長期化・常態化している補助金については、開始当初の目的・効果が薄れていないか検証し、廃止または縮小することを検討すべきである。補助金は、行政からの支援として明確な目的と効果が期待されるものに対して支出するものであり、長期化・常態化することで団体の既得権益化しないよう、補助の目的や補助による効果を定期的に検証し、時代に即した補助となるよう見直しを行う必要がある。

補助金交付要綱等を作成することにより、補助金交付の目的・趣旨、対象となる事業、補助金対象経費等が明確となり、事業の成果や事業目的の達成状況を確認し、補助事業を見直すことで新たな施策への対応が可能となり、もって、特定の事業等を一層育成・助長することになるとともに、補助金の効果的かつ効率的な制度運用及び適正な執行を図ることも可能となる。

そこで、補助金の透明性確保のためにも、雇用開発協会補助金交付要綱等を作成し、公表すべきである。

(農林水産部・農林水産課)

I 直営(業務委託)

1 堆肥センター管理運営事業

(1) 施設概要について

名称	倉敷市船穂町堆肥センター
所在地	倉敷市船穂町船穂7086番地1外
目的	生ごみ等を原料とする堆肥(テクノペレット)の製造販売。
生ごみ処理量	177,124 kg
堆肥製造量	13,744 袋(10 kg)

(2) 管理委託者について

名称	一般財団法人 倉敷市船穂農業公社
所在地	倉敷市船穂町船穂2636番地2
指定正味財産	80,000 千円
主な事業	・堆肥の製造、販売、保管 ・施設及び敷地の管理(機器の維持管理、清掃、取締り等) ・施設の視察、見学等の対応 他
委託期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日
委託金額	20,091 千円(当初予算)、13,649,609 円(実績)



(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 現場調査 平成25年11月19日

ウ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

Ⅱ 団体への補助制度

1 真備・船穂地産地消&ふれあい祭り補助金

(1) 概要

交付開始年度	平成 21 年度					
目的・趣旨	J Aや商工会を中心とした地元の生産団体等と住民とのふれあいの場を設け、地産地消を推進し、活力ある地域づくりをすすめる。					
要綱名	個別要綱なし。					
事業概要	真備・船穂地産地消&ふれあい祭りの運営					
交付先	真備・船穂地産地消&ふれあい祭り実行委員会					
補助金の対象経費	祭りの運営費（テント・ステージ設営委託料、ステージ運営委託料、備品代等）					
補助金の算定方法	イベント実績から定額で補助。イベント収入としては、他に J Aと商工会から 1 5 万円ずつ計 3 0 万円の負担金、出店事業者から出店料（1 テント：3 千円）を徴収している。					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	—	1,000	1,000	1,000	1,000
	実績	—	1,000	1,000	752	1,000
実地調査の有無	あり。イベントに市職員がスタッフとして参加。					

※平成 2 3 年度は天候不良で開催中止。事業者の出店料は全額返金、補助金・負担金は負担割合で按分し返納した（返納総額 3 2 2, 2 4 9 円）。

(2) 実施した手続

- ア ヒアリング調査
- イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

- ア 要綱等について

補助金の透明性確保のためにも、補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた補助金交付要綱等を作成し、公表すべきである（指摘事項）。

補助金交付に関する要綱等が作成されていないため、補助金交付対象者の明確な根拠を欠いているのを始め、補助金対象経費、補助金交付額の限度額や補助率、補助金交付期間や見直し時期に関する規定は存在しない。

補助金交付要綱等を作成することにより、補助金交付の目的・趣旨、対象となる事業、補助金対象経費等が明確となり、事業の成果や事業目的の達成状況を確認し、補助事業を見直すことで新たな施策への対応が可能となり、もって、特定の事業等を一層育成・助長することになるとともに、補助金の効果的かつ効率的な制度運用及び適正な執行を図ることも可能となる。

そこで、補助金の透明性確保のためにも、補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた真備・船穂地産地消&ふれあい祭り補助金交付要綱等を作成し、公表すべきである。

2 マスカット&ワイン祭補助金

(1) 概要

交付開始年度	平成 18 年度					
目的・趣旨	地産地消のマスカット・オブ・アレキサンドリアを中心に、地域の農産物と加工品を広く宣伝し、地域特性を生かした農業の発展と、生産者と消費者の交流を深め、地域住民の活性化を図ることを目的とする。					
要綱名	倉敷市農産園芸振興対策費補助金交付要綱					
事業概要	マスカット祭り					
交付先	マスカット祭り・緑の音楽祭実行委員会					
補助金の対象経費	マスカット祭りの運営費。（消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・広告料・委託料・保険料等）					
補助金の算定方法	マスカット&ワイン祭実行委員会会則による。					
終了年度の設定	平成 24 年度					
市の補助額	年度	H20	H21	H22	H23	H24

(単位：千円)	予算	700	700	700	700	700
	実績	700	700	700	700	700
実地調査の有無	あり。					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア 補助事業の公益性について

船穂地域の特産品であるマスカット・オブ・アレキサンドリアを中心に地域の農産物を広く宣伝広告する目的のもとになされる祭りであるが、平成24年度の開催内容を見ても、倉敷駅においてマスカットの無料配布・マスカットの試飲会を行うPR活動が1日(2時間)で、各種ぶどうを市場価格より安価に直売する等のJA岡山西フルーツフラワーセンターにて行うマスカット&ワイン祭りが1日(2時間半)というものであり、他の地産地消等のイベント等により同様の効果をあげられる可能性があり、補助対象事業の実施の必要性が乏しいというべきである。

なお、本補助金は平成24年度をもって終了している。

3 米生産調整事業費補助金

(1) 概要

交付開始年度	平成16年度
目的・趣旨	地域の特色ある水田農業の展開を図りながら、米の生産調整の的確な実施を確保するため、水田農業の構造改革を推進し、消費者の期待に応える産地を育成する地域の取組を支援すること。
要綱名	農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱
事業概要	米生産調整事業費補助金(営農計画書の配布)、水田情報

	管理システム利用料、賃借料、委託料、消耗品費					
交付先	倉敷市地域農業再生協議会					
補助金の対象経費	倉敷市地域農業再生協議会事務費。					
補助金の算定方法	国より定額で配分。					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	1,581	2,571	2,571	2,571	8,384
	実績	1,581	2,571	※	※	8,373
実地調査の有無	あり。					

※ 平成22・23年度は、実施主体である倉敷市地域農業再生協議会に対し市を経由せず国庫補助が交付された。

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

4 農業近代化資金利子補給金

(1) 概要

交付開始年度	昭和45年度
目的・趣旨	市内の農業者等が、農業経営の近代化を図り、農業後継者が経営を開始し、拡大し、もしくは合理化する資金として農業近代化資金等を融資した融資機関に対し助成措置を行うことにより、本市農産漁業の振興を図ることを目的とする。
要綱名	倉敷市農産漁業近代化等助成条例及び施行規則
事業概要	農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）に基づ

	く農業近代化資金。					
交付先	融資機関（岡山西農協・倉敷かさや農協）					
補助金の対象経費	利子補給金（融資機関に対し、当該融資機関が市長の承認した条件により融資することにより生ずる利子損失相当額を補給）					
補助金の算定方法	1.0%以内。					
終了年度の設定	設定なし。国・県が行う利子補給制度と連携しているため、両制度の継続にあわせ市利子補給事業を実施する。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	395	310	423	334	369
	実績	326	261	309	324	252
実地調査の有無	あり。					

（２）実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

（３）監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

５ 農業経営基盤強化資金利子助成金

（１）概要

交付開始年度	平成 7 年度
目的・趣旨	経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、支援するため、株式会社日本政策金融公庫法別表第 5 の一の 1 に規定する貸付金（以下、「農業経営基盤強化資金（通称、スーパーL 資金）」という。）を借り受けた市内に住所を有する農業者に対し、利子助成金を交付する。
要綱名	倉敷市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱

事業概要	農業経営基盤強化資金の利子助成。					
交付先	融資機関					
補助金の対象経費	利子助成金					
補助金の算定方法	1.0%以内。					
終了年度の設定	平成 32 年度。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	2,961	1,768	1,709	1,758	1,926
	実績	2,296	2,046	1,570	1,663	1,930
実地調査の有無	あり。					

(2) 実施した手続

- ア ヒアリング調査
- イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア 補助事業の公益性について

国・県制度と並んで利子助成を行っていたが、平成 24 年度の制度変更で平成 24 年度以降の新規借入分については全額国庫補助となった。

なお、現在利子助成している借入分が償還終了する平成 32 年度で事業終了する予定である。

6 農業改善対策事業利子補給金（旧真備町分）

(1) 概要

交付開始年度	平成 17 年度
目的・趣旨	市内の農業者等が、農業経営の近代化を図り、農業後継者が経営を開始し、拡大し、もしくは合理化する資金として農業近代化資金等を融資した融資機関に対し助成措置を行うことにより、本市農産漁業の振興を図ることを目的とする。

要綱名	倉敷市農産漁業近代化等助成条例及び施行規則					
事業概要	農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号）に基づく農業近代化資金。					
交付先	融資機関（岡山西農協）					
補助金の対象経費	利子補給金（融資機関に対し、当該融資機関が市長の承認した条件により融資することにより生ずる利子損失相当額を補給）					
補助金の算定方法	1.0%以内。					
終了年度の設定	平成 29 年度。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	68	59	53	46	40
	実績	67	58	52	45	39
実地調査の有無	あり。					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

7 認定農業者育成促進資金利子補給金

(1) 概要

交付開始年度	平成 19 年度
目的・趣旨	市内の認定農業者が、農業経営の近代化を図り、拡大し、もしくは合理化する資金として農業近代化資金等を融資した融資機関に対し助成措置を行うことにより、本市農産漁業の振興を図ることを目的とする。
要綱名	倉敷市農産漁業近代化等助成条例及び施行規則

事業概要	岡山県認定農業者育成促進資金融資要綱に規定する資金の利子補給					
交付先	融資機関					
補助金の対象経費	利子補給金。					
補助金の算定方法	岡山県農業制度資金の貸付利率等に関する取扱要領に規定する率。					
終了年度の設定	平成 24 年度。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	99	95	7	6	3
	実績	8	8	6	5	2
実地調査の有無	あり。					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア 補助事業の公益性について

平成 21 年度に制度が廃止となり、平成 19 年度借入分 1 件についての利子補給が平成 24 年度で終了した。

8 農業使用済廃プラスチック処理補助金

(1) 概要

交付開始年度	平成 21 年度
目的・趣旨	本市の特色ある果樹・花きなどの施設園芸を担う農家がハウス栽培を行う過程で排出する農業用使用済廃プラスチックの円滑な回収を促進し、環境に配慮した地域農業の振興を図ること。
要綱名	倉敷市農業用使用済廃プラスチック処理費補助金交付要

	領					
事業概要	市内の農家が加温栽培施設で使用した農業用使用済廃プラスチック処理費用の補助					
交付先	岡山西農協					
補助金の対象経費	市内で排出された農業用使用済廃プラスチックの収集及び処理に要する経費					
補助金の算定方法	農業用使用済廃プラスチックの処理費用の 1/3 以内。					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	—	682	476	287	287
	実績	—	174	124	137	121
実地調査の有無	なし。					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア 補助事業の公益性について

補助金交付を継続するために目的・理由を後付で設定していないか、今一度必要性を見直すべきである（意見）。

当該補助金の交付は平成 21 年度から開始されたものであるが、平成 21 年度は、燃油高騰に対する緊急対策として実施したものであり、平成 22 年度に制度見直しを行い、平成 22 年度からは、環境に配慮した地域農業振興を図るという目的で継続実施されている。

当該補助金交付を開始したそもそもの目的とは異なって補助金交付が継続されているのであり、補助金交付を継続するために目的・理由を後付で設定していないか、今一度必要性を見直すべきである。

9 農業後継者クラブ育成補助金

(1) 概要

交付開始年度	不明。					
目的・趣旨	将来自立農業経営を志す青少年相互の親睦を密にし、近代農業の実践を行い、その健全なる発展を期することを目的とする。					
要綱名	倉敷市農業団体補助金交付要綱					
事業概要	倉敷市農業後継者クラブの行う事業（会議（総会、役員会）、クラブ行事（研修行事、ボランティア活動、消費者交流活動）、プロジェクト及び地域づくり活動、倉敷地方新農業経営者クラブ連絡協議会との活動連携					
交付先	倉敷市農業後継者クラブ					
補助金の対象経費	組合又はグループの研究費、運営費					
補助金の算定方法	活動実績に基づき定額補助。					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	516	516	516	516	516
	実績	516	516	516	516	516
実地調査の有無	あり。					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア 補助事業の公益性について

高齢化の進展から農業の担い手不足が深刻化しており、青年就農者の確保と、その育成・支援をすることを目的としており、公益の必要性は認められる。

イ 補助金算定方法等について

補助金の算定方法・補助金額等について、検証をすべきである（意見）。

市は、これまでの補助金の見直しについて、毎年クラブの活動実績に基づき、補助金額の交付の可否を検討しているとのことであるが、少なくとも過去５年間は同額となっている。

補助金交付開始年度も不明とのことであり、毎年ルーティーンのように補助金を交付していないか、グループの研究のために補助金を使用されているか今一度検証すべきである。

１０ 才の神用地取得費借入に伴う利子償還金補助金

（１）概要

交付開始年度	平成 14 年度					
目的・趣旨	財団法人倉敷市船穂農業公社が才の神ほ場用地を購入するために融資を受けた借入金に対する利子補給金。					
要綱名	個別要綱なし。					
事業概要	財団法人倉敷市船穂農業公社が才の神ほ場用地を購入するために融資を受けた借入金に対する利子補給金。					
交付先	財団法人倉敷市船穂農業公社					
補助金の対象経費	借入元本 131,566 千円に対する利子額。					
補助金の算定方法	借入元本 131,566 千円に対する利子額。					
終了年度の設定	償還終了まで。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	1,579	1,579	1,579	1,579	1,579
	実績	1,578	1,578	1,578	1,587	1,578
実地調査の有無	なし。ただし、市職員が農業公社の理事・監事に就任している。					

（２）実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

1 1 活かせ！農地・産地力再生モデル事業費補助金

(1) 概要

交付開始年度	平成 22 年度					
目的・趣旨	農業従事者の高齢化や労働力・担い手不足等による遊休農地の増加で、食糧生産力や産地の維持が危ぶまれている。新たに農協等が行う、優良農地の保全や意欲ある担い手への斡旋を目的とした農地の貸借による農業経営活動を支援し、耕地放棄地の発生防止や意欲ある担い手の育成等知育農業の活性化を図る。					
要綱名	～活かせ！農地～産地力再生モデル事業実施要領 (岡山県農林水産部長通知)					
事業概要	(1) 産地力再生推進事業 (2) 担い手確保事業 (3) 施設・機械等整備事業					
交付先	岡山市西農業協同組合					
補助金の対象経費	産地力再生推進事業費、担い手確保事業費、施設・機械等整備事業費					
補助金の算定方法	補助対象経費の 1/2 から 1/3 以内。					
終了年度の設定	平成 25 年度終了予定。県補助制度と連携しているため、県制度の継続にあわせ事業を実施する（県費補助）。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	—	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—	412

実地調査の有無	なし。
---------	-----

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア 補助事業の公益性について

当該補助事業は、平成22年度から開始されているが、平成24年度の実績があるのみであり、補助対象事業の必要性があるのか疑問である。なお、県の補助制度と連携しており、平成25年度に終了予定となっている。

1.2 農業就業奨励補助金

(1) 概要

交付開始年度	昭和56年度					
目的・趣旨	新たに農林漁業に従事し、将来にわたり専業として農林漁業経営を続けていこうとする者に対して、就業奨励金を交付する。					
要綱名	倉敷市農林漁業就業奨励金交付要綱					
事業概要	就業奨励金の支給の対象者に100千円を支給する。					
交付先	新規就業者（後継ぎ型、経営分離独立型、新規参入型）					
補助金の対象経費	なし（奨励金のため）。					
補助金の算定方法	定額。					
終了年度の設定	設定なし。県補助制度と連携しているため、県制度の継続にあわせ事業を実施する。					
市の補助額 （単位：千円）	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	1,000	300	1,000	1,000	1,000
	実績	1,100	500	500	800	800
実地調査の有無	なし。					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア 補助事業の公益性について

新たに農林漁業に従事し、将来にわたり専業として農林漁業経営を続けていこうとする者に対して奨励金を交付するという目的のもので実施されているものであり、農業従事者の高齢化や農業の担い手不足等が深刻化している状況に鑑みると、公益性は否定されないものとする。

1 3 農作物等鳥獣害防止対策事業費補助金

(1) 概要

交付開始年度	<u>単県</u> 有害鳥獣防護柵設置補助金：平成 13 年度 <u>単市</u> イノシシ防護柵設置補助金：平成 23 年度					
目的・趣旨	農作物害防止を図る。					
要綱名	倉敷市農作物鳥獣害防止事業補助金交付要綱					
事業概要	<u>単県</u> 3 戸以上で取り組む防護柵の整備 <u>単市</u> 受益農地が 1,000 ㎡以上で、単県事業対象外					
交付先	イノシシの侵入を防止する施設を設置する者。					
補助金の対象経費	イノシシの侵入を防止する施設の設置費用。					
補助金の算定方法	<u>単県</u> 補助対象経費の 3/4 以内 <u>単市</u> 補助対象経費の 1/2 以内かつ 100 千円を上限					
終了年度の設定	<u>単県</u> 平成 27 年度 <u>単市</u> なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	958	549	2,550	1,910	1,975
	実績	225	404	1,094	1,491	1,183

実地調査の有無	あり。
---------	-----

(2) 実施した手続

- ア ヒアリング調査
- イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア 補助事業の公益性について

市の補助事業のみ継続する必要性があるのか、検討を要する（意見）。

県の制度である有害鳥獣防護柵設置補助金の交付対象にならないイノシシの侵入を防止する施設の設置費用に対する補助金であり、イノシシ被害の多発を受けた地元等からの要望に基づき実施されたものであり、必要性は否定されないと考える。

ただし、県の補助事業は平成27年度に終了予定となっており、当該年度以降において、市の補助事業のみ継続する必要性があるのか、検討を要する。

1.4 わな猟免許取得補助金

(1) 概要

交付開始年度	平成24年度
目的・趣旨	農作物鳥獣被害防止のため、狩猟免許保持者による駆除、防護柵の設置等に取り組んでいるが、狩猟免許保持者の減少が課題となっている。このため、県補助制度を活用して農業者及び駆除活動従事者の狩猟免許経費を助成することにより、有害鳥獣の捕獲体制の一層の整備を図ること。
要綱名	倉敷市農作物鳥獣害防止事業補助金交付要綱
事業概要	農業者及び有害鳥獣の駆除活動に従事する者が、新たに狩猟免許を取得するために要する経費。

交付先	新たにわな猟免許を取得する者。					
補助金の対象経費	狩猟免許取得に要する経費。					
補助金の算定方法	補助対象経費の 1/2 以内。					
終了年度の設定	平成 26 年度。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	—	—	—	—	92
	実績	—	—	—	—	56
実地調査の有無	なし。					

(2) 実施した手続

- ア ヒアリング調査
- イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

1 5 農産園芸関係補助金

(1) 概要

交付開始年度	昭和 43 年度
目的・趣旨	農作物の生産及び農作物の流通対策等の円滑な推進を図ること。
要綱名	倉敷市農産園芸振興対策費補助金交付要綱 めざせ J1！園芸作物ステップアップ事業実施要領 (岡山県農林水産部長通知)
事業概要	① 優良米生産対策事業、②転作促進特別対策事業、③野菜産地育成事業、④果樹産地育成事業、⑤花き産地育成事業、⑥ハウス園芸産地形成事業、⑦有機無農薬農業推進事業、⑧農業技術チャレンジ事業、⑨環境保全型農業直接支援対策事業、⑩市長が特に必要と認めた

	事業					
交付先	農業協同組合 3 件、営農団体 1 2 件、法人 2 件					
補助金の対象経費	①優良米の生産を推進するために実施する活動に要する経費、②転作作物の生産流通に必要な機械及び施設の導入設置に要する経費、③野菜栽培の普及を促進するための省力化機械及び施設の整備等野菜産地に適応する機械化体系の導入に要する経費、④果実産地の拡大又は体質改善のために行う新改植、高品質安定生産施設、省力・省コスト施設若しくは生産力強化施設の導入又は園地条件整備対策に要する経費、⑤オリジナル花きの産地育成又は高品質花きの安定生産のために要する経費、⑥農業総合センターで開発した新技術の活用等による施設の導入に要する経費、⑦有機無農薬農業推進のためのモデル生産集団育成、産地拡大又は有機無農薬の産物の販売促進に要する経費、⑧新たな有望品目の導入又は独自の技術開発に要する経費、⑨環境保全型農業直接支援対策実施要綱別紙 1 の第 3 の 3 に定める対象活動に要する経費、⑩農業協同組合又は営農集団が生産地のために行う農業振興のための事業費					
補助金の算定方法	① ⑦及び⑩事業費の 2 分の 1 以内、⑧事業費の 3 分の 2 以上、⑨ 1 0 アールあたり 4,000 円の範囲内で市長が認める交付単価に、当該対象活動の取組面積					
終了年度の設定	設定なし。県補助制度と連携しているため、県制度の継続にあわせ事業を実施する。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	36,307	23,266	17,769	19,056	22,663
	実績	21,818	11,283	16,289	18,869	16,825
実地調査の有無	あり。					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

16 農業実務研修事業費補助金

(1) 概要

交付開始年度	平成 21 年度					
目的・趣旨	農村の健全な発展と活性化を図るため地域が中心となつて、農業経験がなく農業の生産基盤を持たない新規就農希望者に、技術習得研修の実施により就農を積極的に支援する。また、経営が不安定な就農直後に農地や住宅の賃貸料等を助成することで、農業経営が早期に確立できるよう支援する。					
要綱名	就農促進トータルサポート事業実施要領 (岡山県農林水産部長通知)					
事業概要	(1) 新規就農研修事業 (2) 早期経営確立支援事業					
交付先	岡山西農業協同組合					
補助金の対象経費	JA が実施する新規就農者への事業研修費 新規就農者の住居賃借料、中古農機具・施設等の修繕経費					
補助金の算定方法	岡山県の就農促進トータルサポート事業実施要領に基づく。					
終了年度の設定	設定なし。県補助制度と連携しているため、県制度の継続にあわせ事業を実施する。					
市の補助額	年度	H20	H21	H22	H23	H24

(単位：千円)	予算	—	—	1,260	1,200	2,100
	実績	—	1,260	1,260	431	1,562
実地調査の有無	なし。					

(2) 実施した手続

- ア ヒアリング調査
- イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

1.7 担い手総合支援事業費補助金

(1) 概要

交付開始年度	平成 18 年度					
目的・趣旨	倉敷市において魅力とやりがいのある効率的、安定的な農業の実現を目指し、意欲的に経営改善に取り組む農業者を支援するとともに、担い手の確保・育成に向けた対策を実施し、地域農業の持続的な発展に資することを目的とする。					
要綱名	個別要綱なし。 倉敷市地域農業担い手育成総合支援協議会規約					
事業概要	担い手育成支援、学童農業体験事業、農産物 PR 事業					
交付先	倉敷市地域農業担い手育成総合支援協議会					
補助金の対象経費	倉敷市地域農業担い手育成総合支援協議会の行った事業に要する経費。					
補助金の算定方法	事業実績に基づき定額で補助。協議会事業費の 100%。					
終了年度の設定	設定なし。毎年団体の事業実績に基づき、補助の妥当性を検討している。					
市の補助額	年度	H20	H21	H22	H23	H24

(単位：千円)	予算	2,001	1,658	1,658	1,658	1,658
	実績	1,684	1,984	1,658	1,658	1,658
実地調査の有無	あり。団体の総会に市職員が出席し、決算内容等を確認している。					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア 補助事業の公益性について

本事業は、意欲的に経営改善に取り組む農業者を支援するとともに、担い手の確保・育成に向けた経営支援等の事業を行うものであり、農業の担い手が不足している現代においては、事業の公益性は否定されないと考える。

イ 要綱等について

補助対象経費の具体的な定めを行うべきである（意見）。

倉敷市地域農業担い手育成総合支援協議会規約に基づき、同協議会の運営費について100%の補助がなされている。

運営費補助は、補助基準や対象経費が曖昧になる傾向が強く、本来、自立した団体として自ら賄うべき経費を補助することにより、団体の自立を阻害する可能性もあることから、原則として事業費補助へ転換すべきであるとする考え方がある。また、平成24年度収支決算書によると、補助事業の実施とは直接関連しない総会等会議お茶代も食糧費として補助対象経費とされている。よって、補助金の透明性確保のためにも、補助対象経費の具体的な定めを行うべきである。

ウ 本協議会からの補助金交付について

各小学校への補助金について、本補助金の目的に沿った事業が各小学校で行われているか把握できるような実績報告の体制を整備するか、各小学

校へ直接的な補助制度とするか検討すべきである（意見）。

平成 24 年度実績報告書によると、本協議会からさらに農業体験事業費補助金として補助金が他（小学校）へ交付されているが、倉敷市への実績報告では、各小学校において、どのような経費に支出されたかの内容については掌握することはできない。

各小学校への補助金について、本補助金の目的に沿った事業が各小学校で行われているか把握できるような実績報告の体制を整備するか、各小学校へ直接的な補助制度とするか検討すべきである。

18 帰農者等支援事業費補助金

（1）概要

交付開始年度	平成 18 年度					
目的・趣旨	農業者の高齢化及び後継者不足により農業従事者は減少している。そのため、定年帰農者など意欲ある就農希望者等に対し、栽培技術等が修得できる実践的な研修（地域帰農塾）等を、地域の実情に応じた形で行い、就農を積極的に支援する。					
要綱名	個別要綱なし。					
事業概要	（1）地域帰農支援事業 （2）就農意向調査 他					
交付先	倉敷かさや農業協同組合、岡山西農業協同組合					
補助金の対象経費	JA が実施する地域帰農塾（就農講座）の経費。					
補助金の算定方法	補助対象経費の 1/2 以内。					
終了年度の設定	設定なし。県の補助制度（10/10）。					
市の補助額 （単位：千円）	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	530	530	530	532	532
	実績	530	530	532	542	465
実地調査の有無	なし。					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

19 真備美しい森イベント補助金

(1) 概要

交付開始年度	不明（平成 18 年度以前）					
目的・趣旨	森林の役割について理解を深め、施設利用の促進と、人々の交流を通じた地域の活性化を図ること。					
要綱名	個別要綱なし。					
事業概要	こいのぼりフェスティバル、ほたる&七夕まつり					
交付先	真備美しい森管理運営協議会					
補助金の対象経費	イベントの実施に要する経費（こいのぼり設置費、ホタル育成費、材料費等）					
補助金の算定方法	イベントの活動実績に基づき定額で補助。					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	426	426	400	400	400
	実績	426	426	400	400	400
実地調査の有無	あり。イベント開催時に市職員が立ち会いし、また決算内容等は実績報告により確認している。					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア 要綱等について

補助対象経費や補助金交付額の限度等を定めた補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

補助金交付に関する要綱等が作成されていないため、補助金交付対象者の明確な根拠を欠いているのを始め、補助金対象経費、補助金交付額の限度額や補助率、補助金交付期間や見直し時期に関する規定は存在しない。

補助金交付要綱等を作成することにより、補助金交付の目的・趣旨、対象となる事業、補助金対象経費等が明確となり、事業の成果や事業目的の達成状況を確認し、補助事業を見直すことで新たな施策への対応が可能となり、もって、特定の事業等を一層育成・助長することになるとともに、補助金の効果的かつ効率的な制度運用及び適正な執行を図ることも可能となる。

そこで、補助金の透明性確保のためにも、補助対象経費や補助金交付額の限度等を定めた真備美しい森イベント補助金交付要綱等を作成し、公表すべきである。

イ 補助金算定等について

本イベントの出店者から出店料を徴収するなど、倉敷市からの運営費補助の補助率を下げる努力を行うべきである（意見）。

本補助金は、本イベントの運営費に対する補助であり、平成24年度において、イベント収入の5分の4の額が補助金で支給されている。本イベントの収入には、補助金のほかに協議会負担金があるが、本イベントの出店者から出店料を徴収するなど、倉敷市からの運営費補助の補助率を下げる努力を行うべきである。

20 漁業操業安全対策事業費補助金

(1) 概要

交付開始年度	昭和52年度
目的・趣旨	水産業の振興を図るため。

要綱名	倉敷市水産業振興補助金交付要綱					
事業概要	漁業協同組合の組合員が漁業のために使用している漁船が、漁船保険に加入する際に、その掛金（基本分）に対して補助を行う。					
交付先	漁業協同組合					
補助金の対象経費	事業に要する経費（漁船保険加入掛金（基本分））					
補助金の算定方法	対象経費の 1/4 以内。					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	9,395	8,716	8,496	7,508	6,913
	実績	8,203	7,523	6,945	6,338	7,520
実地調査の有無	あり。漁船保険に係る現金出納を、市職員が各漁業協同組合で確認している。					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

2 1 水産振興管理費補助金

(1) 概要

交付開始年度	昭和 5 6 年度。
目的・趣旨	水産業の振興を図るため。
要綱名	倉敷市水産業振興補助金交付要綱（漁業団体育成事業）
事業概要	財団法人倉敷水産協会が行った事業。
交付先	財団法人倉敷水産協会
補助金の対象経費	水産振興管理事業及び漁業団体の育成に要する経費。

補助金の算定方法	定額（軽易な変更 事業費の30%以内の増減）					
終了年度の設定	設定なし					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	7,440	7,440	6,400	6,400	6,400
	実績	7,440	6,400	6,400	6,400	6,400
実地調査の有無	なし。ただし、農林水産課の職員が協会の幹事に就任している。					

（２）実施した手続

- ア ヒアリング調査
- イ 資料精査

（３）監査の結果及び意見

ア 補助事業の公益性について

財団法人倉敷水産協会は、水島海域における異臭魚に関する基本的な問題の解決に資するとともに水産業の振興を図ることを目的として、昭和54年2月1日に設立された法人である。当該法人は、異臭魚の拡大防止に関する事業、特別時における異臭魚の処理に関する事業、漁業関係損害補償制度助成に関する事業、操業中における漁業事故に対する助成に関する事業、増養殖事業等による漁業振興に関する事業などを行っている。

当該法人の行う水産振興管理事業は、同法人傘下の漁業者が、将来も漁業を発展して継続していくことができるよう助成することを目的としており、本事業に対する補助には公益上の必要性が認められるものといえる。

イ 補助金の算定方法について

補助金の算定方法として、補助基準や対象経費をより明確にすべきである（意見）。

当該補助金は、倉敷市水産業振興補助金交付要綱に基づく事業経費の補助となっているが、当該協会が、超低金利により必要な事業を行う運用益が捻出できていないために支出している補助金であり、実質的には運営費の補

助金である。そして、平成24年度の補助率が約55%に及んでいる。

当該協会に対する補助金について、補助基準や対象経費をより明確にし、収入と支出のバランスの中で、倉敷市からの運営費補助の補助率を下げる努力を行うべきである。

2.2 漁業協同組合再編促進事業費補助金

(1) 概要

交付開始年度	平成19年度					
目的・趣旨	水産業の振興を図るため。					
要綱名	倉敷市水産業振興補助金交付要綱					
事業概要	漁業再編の手段として合併を行う際において、合併協議を円滑に行うために必要な財務調整や事業経費策定、合併設立委員会の開催等のほか、新組合が組合の執行体制、営漁及び組合事業の指導強化等を図るために必要な経費を助成する。					
交付先	黒崎連島漁業協同組合					
補助金の対象経費	事業に要する経費。					
補助金の算定方法	対象経費の3/4以内。					
終了年度の設定	なし。県補助制度と連携しているため、県制度の継続にあわせ事業を実施する。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	—	—	—	1,415	1,237
	実績	—	0	0	0	951
実地調査の有無	あり。					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

2 3 ハマグリ養殖補助金

(1) 概要

交付開始年度	平成 6 年度					
目的・趣旨	水産業の振興を図るため。					
要綱名	個別要綱なし。					
事業概要	漁協が養殖を実施する際の種苗購入費用に対して助成する。					
交付先	漁協協同組合					
補助金の対象経費	事業に要する経費（種苗購入費）。					
補助金の算定方法	対象経費の 1/2 以内。					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	実績	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
実地調査の有無	あり。種苗蒔き付け時に、市職員が立会を行っている。					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

2 4 アサリ観光潮干狩り補助金

(1) 概要

交付開始年度	平成 6 年度
--------	---------

目的・趣旨	水産業の振興を図るため。					
要綱名	個別要綱なし。					
事業概要	漁協が養殖を実施する際の種苗購入費用に対して助成する。					
交付先	漁協協同組合					
補助金の対象経費	事業に要する経費（種苗購入費）。					
補助金の算定方法	対象経費の 1/2 以内。					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	500	500	500	500	500
	実績	500	462	454	500	500
実地調査の有無	あり。種苗蒔き付け時に、市職員が立会を行っている。					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

2 5 漁業経営近代化施設整備事業費補助金

(1) 概要

交付開始年度	昭和 43 年度以前。
目的・趣旨	水産業の振興を図るため。
要綱名	個別要綱なし。
事業概要	漁協が行う施設整備に要した経費に対して助成する。
交付先	漁業協同組合
補助金の対象経費	事業に要する経費（漁協が行う施設整備）
補助金の算定方法	対象経費の 3/4 以内。

終了年度の設定	設定なし。県補助制度と連携しているため、県制度の継続にあわせ事業を実施する。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	8,891	4,300	27,554	25,223	19,170
	実績	21,665	15,689	5,764	7,860	5,620
実地調査の有無	あり。支払状況や現物の確認等を行っている。					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

2.6 栽培漁業振興対策事業費補助金

(1) 概要

交付開始年度	平成3年度					
目的・趣旨	水産業の振興を図るため。					
要綱名	なし。					
事業概要	漁協が栽培漁業を実施する歳の経費に対して助成する。					
交付先	漁業協同組合					
補助金の対象経費	事業に要する経費（餌料費、光熱水費、給餌放流費等）。					
補助金の算定方法	対象経費の1/2以内。					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	50	1,776	2,026	1,318	1,318
	実績	1,776	1,821	1,110	819	838
実地調査の有無	あり。					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

2.7 漁業資源回復事業費補助金

(1) 概要

交付開始年度	平成 20 年度					
目的・趣旨	水産業の振興を図るため。					
要綱名	倉敷市水産業振興補助金交付要綱。					
事業概要	漁協が種苗放流事業を実施する際の種苗購入費用を助成する。					
交付先	漁協協同組合					
補助金の対象経費	事業に要する経費（種苗購入費）。					
補助金の算定方法	対象経費の 3/4 以内。					
終了年度の設定	設定なし。県補助制度と連携しているため、県制度の継続にあわせ事業を実施する。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	5,985	914	960	900	900
	実績	914	1,814	912	864	816
実地調査の有無	あり。					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

2 8 漁業近代化資金利子補給金

(1) 概要

交付開始年度	昭和 45 年度					
目的・趣旨	市内の漁業者等が、水産業経営の近代化を図り、漁業後継者が経営を開始し、拡大し、もしくは合理化する資金として漁業近代化資金等を融資した融資機関に対し助成措置を行うことにより、本市農産漁業の振興を図ることを目的とする。					
要綱名	倉敷市農産漁業近代化等助成条例及び施行規則					
事業概要	漁業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号）に基づく農業近代化資金。					
交付先	融資機関（岡山西農協・倉敷かさや農協）					
補助金の対象経費	利子補給金（融資機関に対し、当該融資機関が市長の承認した条件により融資することにより生ずる利子損失相当額を補給）					
補助金の算定方法	1.0%以内。					
終了年度の設定	国・県が行う利子補給制度と連携しているため、両制度の継続にあわせ市利子補給事業を実施する。					
市の補助額 （単位：千円）	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	386	181	487	429	335
	実績	322	162	411	309	224
実地調査の有無	あり。					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

29 漁業就業奨励補助金

(1) 概要

交付開始年度	昭和 60 年度					
目的・趣旨	新たに農林漁業に従事し、将来にわたり専業として農林漁業経営を続けていこうとする者に対して、就業奨励金を交付する。					
要綱名	倉敷市農林漁業就業奨励金交付要綱					
事業概要	就業奨励金の支給の対象者に 100 千円を支給する。					
交付先	新規就業者（後継ぎ型、経営分離独立型、新規参入型）					
補助金の対象経費	なし（奨励金のため）。					
補助金の算定方法	定額。					
終了年度の設定	設定なし。県補助制度と連携しているため、県制度の継続にあわせ事業を実施する。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	500	500	500	500	500
	実績	700	900	300	100	100
実地調査の有無	なし。					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

30 漁港照明管理費補助金

(1) 概要

交付開始年度	昭和 43 年度					
目的・趣旨	水産業の振興を図るため。					
要綱名	倉敷市水産業振興補助金交付要綱					
事業概要	夜間の出漁、漁獲物陸揚げ等の安全のため、漁港の物揚場、繫船岸等に設置された照明灯の電灯料の一部を助成する。					
交付先	漁協協同組合					
補助金の対象経費	事業に要する経費（電気代支払額）					
補助金の算定方法	対象経費の 1/3 以内。					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	339	370	345	315	313
	実績	339	343	314	315	345
実地調査の有無	あり。					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

(農林水産部・耕地水路課)

I 団体への補助制度

1 倉敷土地改良区償還補助金

(1) 概要

交付開始年度	昭和 43 年度					
目的・趣旨	農業の生産基盤の整備により農業生産力の保全、発展と所得の増大を図るため、市長が適当と認めた土地改良事業を行なう団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。					
要綱名	倉敷市土地改良事業補助金交付要綱					
事業概要	倉敷土地改良区が基盤整備事業等の土地改良事業を行うため及び土地改良事業に必要な用地取得に要する費用を株式会社日本政策金融公庫から借り入れた資金の元利償還金。					
交付先	倉敷土地改良区					
補助金の対象経費	日本政策金融公庫・償還金補助金					
補助金の算定方法	当該資金として借り入れた農業基盤整備資金元利償還金相当額以内。					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	52,083	48,725	44,390	42,809	42,667
	実績	51,894	48,644	44,348	42,781	42,565
実地調査の有無	なし。					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア 補助事業の公益性について

(ア) 日本政策金融公庫償還金補助金について

農業の生産基盤の整備により、農業生産力の保全、発展と所得の増大を図るため、土地改良事業を行う団体に対し、土地改良事業に必要な用地取得に要する費用を借り入れた信金の元利償還金相当額の補助を行うものであり、本事業に対する補助には公益上の必要性が認められるものといえる。

(イ) 土地改良区等事務事業費補助金について

補助対象となっている事務経費の見直しを検討すべきである(意見)。

倉敷市土地改良事業補助金交付要綱では、①土地改良区の運営に必要な事務経費、②土地改良区が行う農業施設の維持管理経費、③土地改良区以外の市長が必要と認める団体の上記①又は②に要する経費を補助対象として、当該事務経費又は農業施設の維持管理経費のうち、市長が必要と認める額を補助額として補助する土地改良区等事務事業費補助金が存在する。

倉敷市によれば、当該土地改良区で行う事業については、倉敷市所有の用水路及びため池を倉敷市に代わって改修を行うものであるから、事務経費については補助対象経費とすべき必要性があるとのことである。たしかに、倉敷市所有の用水路等の改修事業であれば、事業に伴う一定の事務費を補助対象とする必要性が認められるが、そもそも、当該事業は、基本的には当該土地改良区の会員である特定の者が受益者となるものである。また、総代会や理事会等の際の飲み物や弁当代が事務費として、結局補助金から支出されている。

よって、補助対象となっている事務経費について必要性の有無の見直しを検討すべきである。

イ 要綱等について

交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである(意見)。

上記アのとおり、倉敷市土地改良事業補助金交付要綱では、上記①②③を補助対象として、当該事務経費又は農業施設の維持管理経費のうち、市長が必要と認める額を補助額として補助する土地改良区等事務事業費補助金が存在する。

しかし、市長が必要と認める額とあるのみでは具体的な補助金算定方法、補助金交付額の限度や補助率等が明らかではない。よって、交付要綱等において、これらの事項を明確に定めるべきである。

ウ 補助額について

収入と支出のバランスの中で、倉敷市からの運営費補助の補助率を下げる努力を行うべきである（意見）。

当該土地改良区の収入は補助金のみとなっているが、基本的には、当該事業の受益者は加入組合員であり、組合員からの賦課金の徴収、及び賦課金以外の収入の獲得や、支出の削減に努めることにより、補助金だけに頼らない事業運営を行うことを検討すべきである。なお、担当課から、倉敷市では、市の行う用水路及びため池の改修工事について受益者負担金を徴収していないことから、当該土地改良区の組合員のみから負担金を徴収すれば、他地区の市民との公平性を欠くことになるとの意見が述べられたが、そもそも特定の者に対する受益行為については、受益者に一定の負担を求めるのが原則であり、受益者負担を求めているという事実があるから本件においても受益者負担を求めないというのは、論理が逆であり、当該事実のみでは受益者負担を求めない正当な理由になるとは言いがたい。

2 玉島土地改良区償還補助金

(1) 概要

交付開始年度	昭和 43 年度
目的・趣旨	農業の生産基盤の整備により農業生産力の保全、発展と所得の増大を図るため、市長が適当と認めた土地改良事業を行なう団体に対し、予算の範囲内において補助金を

	交付するもの。					
要綱名	倉敷市土地改良事業補助金交付要綱					
事業概要	玉島土地改良区が基盤整備事業等の土地改良事業を行うため及び土地改良事業に必要な用地取得に要する費用を株式会社日本政策金融公庫から借り入れた資金の元利償還金。					
交付先	玉島土地改良区					
補助金の対象経費	日本政策金融公庫・償還金補助金					
補助金の算定方法	当該資金として借り入れた農業基盤整備資金元利償還金相当額以内。					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	76,965	67,239	54,360	46,650	43,861
	実績	76,786	67,140	54,282	46,548	43,640
実地調査の有無	なし。					

(2) 実施した手続

- ア ヒアリング調査
- イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア 補助事業の公益性について

農業の生産基盤の整備により、農業生産力の保全、発展と所得の増大を図るため、土地改良事業を行う団体に対し、土地改良事業に必要な用地取得に要する費用を借り入れた信金の元利償還金相当額の補助を行うものであり、本事業に対する補助には公益上の必要性が認められるものといえる。

イ 要綱等について

交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定める

べきである（意見）。

倉敷市土地改良事業補助金交付要綱では、①土地改良区の運営に必要な事務経費、②土地改良区が行う農業施設の維持管理経費、③土地改良区以外の市長が必要と認める団体の上記①又は②に要する経費を補助対象として、当該事務経費又は農業施設の維持管理経費のうち、市長が必要と認める額を補助額として補助する土地改良区等事務事業費補助金が存在する。

しかし、市長が必要と認める額とあるのみでは具体的な補助金算定方法、補助金交付額の限度や補助率等が明らかではない。よって、交付要綱等において、これらの事項を明確に定めるべきである。

ウ 補助額について

収入と支出のバランスの中で、倉敷市からの運営費補助の補助率を下げる努力を行うべきである（意見）。

当該土地改良区の収入は補助金のみとなっているが、基本的には当該事業の受益者は加入組合員であり、組合員からの賦課金の徴収、及び賦課金以外の収入の獲得や、支出の削減に努めることにより、補助金のみには頼らない事業運営を行うべきである。なお、担当課から、倉敷市では、市の行う用水路及びため池の改修工事について受益者負担金を徴収していないことから、当該土地改良区の組合員のみから負担金を徴収すれば、他地区の市民との公平性を欠くことになるとの意見が述べられたが、そもそも特定の者に対する受益行為については、受益者に一定の負担を求めるのが原則であり、受益者負担を求めているという事実があるから本件においても受益者負担を求めないというのは、論理が逆であり、当該事実のみでは受益者負担を求めない正当な理由になるとは言いがたい。

3 庄土地改良区償還補助金

（１）概要

交付開始年度	昭和 43 年度
目的・趣旨	農業の生産基盤の整備により農業生産力の保全、発展と

	所得の増大を図るため、市長が適当と認めた土地改良事業を行なう団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。					
要綱名	倉敷市土地改良事業補助金交付要綱					
事業概要	庄土地改良区が基盤整備事業等の土地改良事業を行うため及び土地改良事業に必要な用地取得に要する費用を株式会社日本政策金融公庫から借り入れた資金の元利償還金。					
交付先	庄土地改良区					
補助金の対象経費	日本政策金融公庫・償還金補助金					
補助金の算定方法	当該資金として借り入れた農業基盤整備資金元利償還金相当額以内。					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	26,032	20,268	21,109	18,142	15,651
	実績	25,984	20,250	21,104	18,126	15,610
実地調査の有無	なし。					

(2) 実施した手続

- ア ヒアリング調査
- イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア 補助事業の公益性について

農業の生産基盤の整備により、農業生産力の保全、発展と所得の増大を図るため、土地改良事業を行う団体に対し、土地改良事業に必要な用地取得に要する費用を借り入れた信金の元利償還金相当額の補助を行うものであり、本事業に対する補助には公益上の必要性が認められるものといえる。

イ 要綱等について

交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである（意見）。

倉敷市土地改良事業補助金交付要綱では、①土地改良区の運営に必要な事務経費、②土地改良区が行う農業施設の維持管理経費、③土地改良区以外の市長が必要と認める団体の上記①又は②に要する経費を補助対象として、当該事務経費又は農業施設の維持管理経費のうち、市長が必要と認める額を補助額として補助する土地改良区等事務事業費補助金が存在する。

しかし、市長が必要と認める額とあるのみでは具体的な補助金算定方法、補助金交付額の限度や補助率等が明らかではない。よって、交付要綱等において、これらの事項を明確に定めるべきである。

ウ 補助額について

収入と支出のバランスの中で、倉敷市からの運営費補助の補助率を下げる努力を行うべきである（意見）。

当該土地改良区の収入は補助金のみとなっているが、基本的には当該事業の受益者は加入組合員であり、組合員からの賦課金の徴収、及び賦課金以外の収入の獲得や、支出の削減に努めることにより、補助金のみに頼らない事業運営を行うべきである。なお、担当課から、倉敷市では、市の行う用水路及びため池の改修工事について受益者負担金を徴収していないことから、当該土地改良区の組合員のみから負担金を徴収すれば、他地区の市民との公平性を欠くことになるとの意見が述べられたが、そもそも特定の者に対する受益行為については、受益者に一定の負担を求めるのが原則であり、受益者負担を求めているという事実があるから本件においても受益者負担を求めないというのは、論理が逆であり、当該事実のみでは受益者負担を求めない正当な理由になるとは言いがたい。

4 茶屋町土地改良区償還補助金

（１）概要

交付開始年度	昭和 43 年度					
目的・趣旨	農業の生産基盤の整備により農業生産力の保全、発展と所得の増大を図るため、市長が適当と認めた土地改良事業を行なう団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。					
要綱名	倉敷市土地改良事業補助金交付要綱					
事業概要	茶屋町土地改良区が基盤整備事業等の土地改良事業を行うため及び土地改良事業に必要な用地取得に要する費用を株式会社日本政策金融公庫から借り入れた資金の元利償還金。					
交付先	茶屋町土地改良区					
補助金の対象経費	日本政策金融公庫・償還金補助金					
補助金の算定方法	当該資金として借り入れた農業基盤整備資金元利償還金相当額以内。					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	19,358	18,932	16,590	14,791	14,460
	実績	19,314	18,914	16,572	14,786	14,437
実地調査の有無	なし。					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア 補助事業の公益性について

農業の生産基盤の整備により、農業生産力の保全、発展と所得の増大を図るため、土地改良事業を行う団体に対し、土地改良事業に必要な用地取得に要する費用を借り入れた信金の元利償還金相当額の補助を行うものである。

り、本事業に対する補助には公益上の必要性が認められるものといえる。

イ 要綱等について

交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである（意見）。

倉敷市土地改良事業補助金交付要綱では、①土地改良区の運営に必要な事務経費、②土地改良区が行う農業施設の維持管理経費、③土地改良区以外の市長が必要と認める団体の上記①又は②に要する経費を補助対象として、当該事務経費又は農業施設の維持管理経費のうち、市長が必要と認める額を補助額として補助する土地改良区等事務事業費補助金が存在する。

しかし、市長が必要と認める額とあるのみでは具体的な補助金算定方法、補助金交付額の限度や補助率等が明らかではない。よって、交付要綱等において、これらの事項を明確に定めるべきである。

ウ 補助額について

収入と支出のバランスの中で、倉敷市からの運営費補助の補助率を下げる努力を行うべきである（意見）。

当該土地改良区の収入は補助金のみとなっているが、基本的には当該事業の受益者は加入組合員であり、組合員からの賦課金の徴収、及び賦課金以外の収入の獲得や、支出の削減に努めることにより、補助金のみに頼らない事業運営を行うべきである。なお、担当課から、倉敷市では、市の行う用水路及びため池の改修工事について受益者負担金を徴収していないことから、当該土地改良区の組合員のみから負担金を徴収すれば、他地区の市民との公平性を欠くことになるとの意見が述べられたが、そもそも特定の者に対する受益行為については、受益者に一定の負担を求めるのが原則であり、受益者負担を求めているという事実があるから本件においても受益者負担を求めないというのは、論理が逆であり、当該事実のみでは受益者負担を求めない正当な理由になるとは言いがたい。

5 任意団体（JA）事業借入償還分補助金（船穂分）

(1) 概要

交付開始年度	平成 19 年度					
目的・趣旨	農業の生産基盤の整備により農業生産力の保全、発展と所得の増大を図るため、市長が適当と認めた土地改良事業を行なう団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。					
要綱名	倉敷市土地改良事業補助金交付要綱					
事業概要	農業協同組合が基盤整備事業等の土地改良事業を行うため及び土地改良事業に必要な用地取得に要する費用を株式会社日本政策金融公庫から借り入れた資金の元利償還金。					
交付先	岡山西農協協同組合					
補助金の対象経費	日本政策金融公庫・償還金補助金					
補助金の算定方法	当該資金として借り入れた農業基盤整備資金元利償還金相当額以内。					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	3,565	2,932	2,932	2,932	2,932
	実績	3,564	2,931	2,931	2,931	2,931
実地調査の有無	なし。					

(2) 実施した手続

- ア ヒアリング調査
- イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

- ア 補助事業の公益性について

農業の生産基盤の整備により、農業生産力の保全、発展と所得の増大を図るため、土地改良事業を行う団体に対し、土地改良事業に必要な用地取得

に要する費用を借り入れた信金の元利償還金相当額の補助を行うものであり、本事業に対する補助には公益上の必要性が認められるものといえる。

イ 要綱等について

交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである（意見）。

倉敷市土地改良事業補助金交付要綱では、①土地改良区の運営に必要な事務経費、②土地改良区が行う農業施設の維持管理経費、③土地改良区以外の市長が必要と認める団体の上記①又は②に要する経費を補助対象として、当該事務経費又は農業施設の維持管理経費のうち、市長が必要と認める額を補助額として補助する土地改良区等事務事業費補助金が存在する。

しかし、市長が必要と認める額とあるのみでは具体的な補助金算定方法、補助金交付額の限度や補助率等が明らかではない。よって、交付要綱等において、これらの事項を明確に定めるべきである。

6 土地改良総合整備事業（一般）償還助成補助金（真備分）

（１）概要

交付開始年度	平成 19 年度
目的・趣旨	農業の生産基盤の整備により農業生産力の保全、発展と所得の増大を図るため、市長が適当と認めた土地改良事業を行なう団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。
要綱名	倉敷市土地改良事業補助金交付要綱
事業概要	農業協同組合が基盤整備事業等の土地改良事業を行うため及び土地改良事業に必要な用地取得に要する費用を株式会社日本政策金融公庫から借り入れた資金の元利償還金。
交付先	岡山西農協協同組合
補助金の対象経費	日本政策金融公庫・償還金補助金

補助金の算定方法	当該資金として借り入れた農業基盤整備資金元利償還金相当額以内。					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	3,826	3,439	2,521	1,419	816
	実績	3,825	3,438	2,520	1,418	815
実地調査の有無	なし。					

(2) 実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア 補助事業の公益性について

農業の生産基盤の整備により、農業生産力の保全、発展と所得の増大を図るため、土地改良事業を行う団体に対し、土地改良事業に必要な用地取得に要する費用を借り入れた信金の元利償還金相当額の補助を行うものであり、本事業に対する補助には公益上の必要性が認められるものといえる。

イ 要綱等について

交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである（意見）。

倉敷市土地改良事業補助金交付要綱では、①土地改良区の運営に必要な事務経費、②土地改良区が行う農業施設の維持管理経費、③土地改良区以外の市長が必要と認める団体の上記①又は②に要する経費を補助対象として、当該事務経費又は農業施設の維持管理経費のうち、市長が必要と認める額を補助額として補助する土地改良区等事務事業費補助金が存在する。

しかし、市長が必要と認める額とあるのみでは具体的な補助金算定方法、補助金交付額の限度や補助率等が明らかではない。よって、交付要綱等において、これらの事項を明確に定めるべきである。

7 農林漁業資金償還助成補助（真備分）

（１）概要

交付開始年度	平成 19 年度					
目的・趣旨	農業の生産基盤の整備により農業生産力の保全、発展と所得の増大を図るため、市長が適当と認めた土地改良事業を行なう団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。					
要綱名	倉敷市土地改良事業補助金交付要綱					
事業概要	農業協同組合が基盤整備事業等の土地改良事業を行うため及び土地改良事業に必要な用地取得に要する費用を株式会社日本政策金融公庫から借り入れた資金の元利償還金。					
交付先	岡山西農協協同組合					
補助金の対象経費	日本政策金融公庫・償還金補助金					
補助金の算定方法	当該資金として借り入れた農業基盤整備資金元利償還金相当額以内。					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	33,690	33,418	32,148	31,366	27,459
	実績	33,689	33,417	32,147	31,365	27,458
実地調査の有無	なし。					

（２）実施した手続

- ア ヒアリング調査
- イ 資料精査

（３）監査の結果及び意見

- ア 補助事業の公益性について

農業の生産基盤の整備により、農業生産力の保全、発展と所得の増大を図るため、土地改良事業を行う団体に対し、土地改良事業に必要な用地取得に要する費用を借り入れた信金の元利償還金相当額の補助を行うものであり、本事業に対する補助には公益上の必要性が認められるものといえる。

イ 要綱等について

交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである（意見）。

倉敷市土地改良事業補助金交付要綱では、①土地改良区の運営に必要な事務経費、②土地改良区が行う農業施設の維持管理経費、③土地改良区以外の市長が必要と認める団体の上記①又は②に要する経費を補助対象として、当該事務経費又は農業施設の維持管理経費のうち、市長が必要と認める額を補助額として補助する土地改良区等事務事業費補助金が存在する。

しかし、市長が必要と認める額とあるのみでは具体的な補助金算定方法、補助金交付額の限度や補助率等が明らかではない。よって、交付要綱等において、これらの事項を明確に定めるべきである。

8 農村総合整備事業（モデル）償還助成補助金（真備分）

（１）概要

交付開始年度	平成 19 年度
目的・趣旨	農業の生産基盤の整備により農業生産力の保全、発展と所得の増大を図るため、市長が適当と認めた土地改良事業を行なう団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。
要綱名	倉敷市土地改良事業補助金交付要綱
事業概要	農業協同組合が基盤整備事業等の土地改良事業を行うため及び土地改良事業に必要な用地取得に要する費用を株式会社日本政策金融公庫から借り入れた資金の元利償還金。

交付先	岡山西農協協同組合					
補助金の対象経費	日本政策金融公庫・償還金補助金					
補助金の算定方法	当該資金として借り入れた農業基盤整備資金元利償還金相当額以内。					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	2,372	1,984	1,370	463	44
	実績	2,371	1,983	1,369	462	43
実地調査の有無	なし。					

(2) 実施した手続

- ア ヒアリング調査
- イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア 補助事業の公益性について

農業の生産基盤の整備により、農業生産力の保全、発展と所得の増大を図るため、土地改良事業を行う団体に対し、土地改良事業に必要な用地取得に要する費用を借り入れた信金の元利償還金相当額の補助を行うものであり、本事業に対する補助には公益上の必要性が認められるものといえる。

イ 要綱等について

交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである（意見）。

倉敷市土地改良事業補助金交付要綱では、①土地改良区の運営に必要な事務経費、②土地改良区が行う農業施設の維持管理経費、③土地改良区以外の市長が必要と認める団体の上記①又は②に要する経費を補助対象として、当該事務経費又は農業施設の維持管理経費のうち、市長が必要と認める額を補助額として補助する土地改良区等事務事業費補助金が存在する。

しかし、市長が必要と認める額とあるのみでは具体的な補助金算定方法、補助金交付額の限度や補助率等が明らかではない。よって、交付要綱等において、これらの事項を明確に定めるべきである。

9 県営ほ場整備事業償還補助金（真備分）

（１）概要

交付開始年度	平成 19 年度					
目的・趣旨	農業の生産基盤の整備により農業生産力の保全、発展と所得の増大を図るため、市長が適当と認めた土地改良事業を行なう団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。					
要綱名	倉敷市土地改良事業補助金交付要綱					
事業概要	妹土地改良区が基盤整備事業等の土地改良事業を行うため及び土地改良事業に必要な用地取得に要する費用を株式会社日本政策金融公庫から借り入れた資金の元利償還金。					
交付先	妹土地改良区					
補助金の対象経費	日本政策金融公庫・償還金補助金					
補助金の算定方法	当該資金として借り入れた農業基盤整備資金元利償還金相当額以内。					
終了年度の設定	設定なし。					
市の補助額 (単位：千円)	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	予算	2,199	2,199	2,199	2,199	5,071
	実績	2,198	2,198	2,198	2,198	5,070
実地調査の有無	なし。					

（２）実施した手続

ア ヒアリング調査

イ 資料精査

(3) 監査の結果及び意見

ア 補助事業の公益性について

農業の生産基盤の整備により、農業生産力の保全、発展と所得の増大を図るため、土地改良事業を行う団体に対し、土地改良事業に必要な用地取得に要する費用を借り入れた信金の元利償還金相当額の補助を行うものであり、本事業に対する補助には公益上の必要性が認められるものといえる。

イ 要綱等について

交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである（意見）。

倉敷市土地改良事業補助金交付要綱では、①土地改良区の運営に必要な事務経費、②土地改良区が行う農業施設の維持管理経費、③土地改良区以外の市長が必要と認める団体の上記①又は②に要する経費を補助対象として、当該事務経費又は農業施設の維持管理経費のうち、市長が必要と認める額を補助額として補助する土地改良区等事務事業費補助金が存在する。

しかし、市長が必要と認める額とあるのみでは具体的な補助金算定方法、補助金交付額の限度や補助率等が明らかではない。よって、交付要綱等において、これらの事項を明確に定めるべきである。